

埼玉県議会時報

No.299／令和7年12月定例会号

埼玉県議会事務局

彩の国 埼玉県



目 次

12月定例会のあらまし

12月定例会

12月定例会会期日程	1
12月定例会の経過	2
議員顕彰	10
新議員紹介	11
議席一覧表	12
会派構成	12
正副議長	12
委員会委員名簿	12
知事提案説明	15
説明者一覧	18
質疑質問	18
委員長報告	26
議案の審議結果 (知事提出議案、議員提出議案)	38
請願の審査結果	49
陳情受付状況	50
閉会中における特定事件一覧表	51
閉会中の委員会活動	52
議会日誌	69
請願案内・傍聴案内	



議 長 白 土 幸 仁



副議長 飯 塚 俊 彦

令和7年12月定例会について、御報告いたします。

令和7年12月定例会を12月1日（月）から12月19日（金）まで開催しました。知事から議案58件、議員から議案11件がそれぞれ提出され、9月定例会から継続している議案2件を含め計71議案について審議の上、採決を行いました。

その結果、知事提出議案では、「令和7年度埼玉県一般会計補正予算（第4号）」など53件を原案どおり可決、「審査請求に関する諮詢について」1件を答申、「令和6年度埼玉県の一般会計及び特別会計決算の認定について」など2件を認定、「埼玉県教育委員会委員の任命について」など4件を同意としました。議員提出議案では、「不動産登記法第14条第1項に基づく登記所備付地図の早期集中的な整備を求める意見書」など11件を原案どおり可決としました。

このほかに請願7件を審査し、不採択としました。

また、議会の運営に関する事項や議案を審査するため、議会運営委員会を招集告示日の11月21日（金）と会期中6日、計7日にわたって開催いたしました。

住民の意思を代表する議会として、今後とも、県政発展のため努力してまいります。

12月定例会

令和7年12月定例会会期日程

自 12月1日
至 12月19日 19日間

日 次	月 日	曜	開 会 時 刻	摘要
第1日	12月1日	月	午 前 10 時	開会、知事提出議案の報告、上程
第2日	12月2日	火		議案調査
第3日	12月3日	水		〃
第4日	12月4日	木		〃
第5日	12月5日	金	午 前 10 時	知事提出議案に対する質疑並びに県政に対する質問
第6日	12月6日	土		休日休会
第7日	12月7日	日		〃
第8日	12月8日	月	午 前 10 時	知事提出議案に対する質疑並びに県政に対する質問
第9日	12月9日	火	〃	〃
第10日	12月10日	水	〃	〃
第11日	12月11日	木	〃	議案及び請願の委員会付託
第12日	12月12日	金		議案調査
第13日	12月13日	土		休日休会
第14日	12月14日	日		〃
第15日	12月15日	月		委員会
第16日	12月16日	火		〃・議案調査
第17日	12月17日	水		〃(特別)
第18日	12月18日	木	午 前 10 時	知事追加提出議案の報告、上程、質疑、委員会付託・委員会
第19日	12月19日	金	〃	委員長報告、質疑、討論、採決、閉会

12月定例会の経過

■ 11月21日（金）

議運日誌



議会運営副委員長
逢澤圭一郎



議会運営委員長
横川雅也



議会運営副委員長
権守幸男

午後1時59分開会

- 1 12月定例会の付議予定議案について、堀光副知事及び企画財政部長から説明。
- 2 請願の受付状況について、議事課長から説明。
- 3 質疑質問者数、質疑質問日数及び会派別日別質疑質問者の割り振りは次のとおりとすることを了承。

会派	第1日	第2日	第3日	第4日	第5日	計
自民	1	1	2	2	3	9
民主フォーラム	1		1			2
公明	1			1		2
県民		1				1
共産党		1				1
改革						
無所属						
計	3	3	3	3	3	15

- 4 質疑質問者氏名、質問形式及び質問日の報告期限は、開会日前日に当たる11月28日(金)の正午までとすることを了承。
- 5 12月定例会の会期予定は、委員長案を基に協議した結果、12月1日から12月19日までの19日間とすることを了承。
- 6 発言通告書の提出期限は、先例どおり、一問一答式で行われる質疑・質問については、休日を除き、発言の3日前の正午まで、一括質問・一括答弁式で行われる質疑・質問については、休日を除き、発言の2日前の正午までとすることを確認。
- 7 去る10月30日、全国都道府県議会議長会から、在職25年以上の議員として小島信昭議員が、在職20年以上の議員として鈴木正人議員が、在職10年以上の議員として松坂喜浩議員、石川忠義議員、木下博信議員、美田宗亮議員、吉良英敏議員、松澤正議員、宇田川幸夫議員、飯塚俊彦議員、内沼博史議員、岡田静佳議員、細田善則議員、永瀬秀樹議員及び横川雅也議員が、そ

れぞれ自治功労により表彰された。

ついては、開会日の本会議において、この旨の報告を行うことを了承。

- 8 本会議のテレビ放送予定を了承。また、テレビ広報番組「こんにちは県議会です」を制作し、放映することを説明。
- 9 埼玉県議会主要会派代表者討論会について、今年度実施予定の内容を議運委員長から報告。
- 10 2月定例会で当初予算議案の提出が見込まれることから、例年同様、予算特別委員会を設置することを了承。今後の議運で予算特別委員会設置に向けた協議を行っていくことを了承。
- 11 地方自治法第233条第5項の規定に基づく書類の正誤表を確認。

このことについて、堀光副知事から説明がなされ、開会日の本会議冒頭で報告することを了承。

午後2時23分閉会

■ 第1日 [12月1日 (月)]

♦♦♦♦♦ 代表者会議 ♦♦♦♦♦

午前9時開会

- 1 知事追加提出議案（人事議案）について、知事から説明。
- 2 高校生と県議会議員との意見交換会について、埼玉県議会だよりに係る広報検討会会长の中屋敷議員から以下のとおり説明し、了承。
 - (1) 県立浦和西高等学校の1年生、9クラス、約360人を対象に行う。
 - (2) 1日3クラスずつ3日間で実施し、「公共」の授業の中で行う。
 - (3) 参加議員について、埼玉県議会だよりに係る広報検討会の正副会長のほか、各クラス4人、3日間で合計12人の議員に参加いただく。
 - (4) 実施日について、令和8年1月27日から30日で行う。
- 3 自民から、八潮市道路陥没事故の現場視察に関して、工事を最優先とするべきであり、現時点では現場への視察は自粛すべきとの提案があり、了承。
- 4 議運委員長から、各会派に配布している議案書及び委員会資料の紙配布について、次の2月定例会からは紙での配布を見直すことの提案があり、紙での配布を終了することを了承。

午前9時1分休憩

午前9時2分再開

午前9時11分閉会

議運日誌

午前9時29分開会

- 1 知事追加提出議案について、堀光副知事及び企画財政部長から説明。
- 2 会派別所属議員数の変更に伴い、自民及び無所属の

議席の枠を変更することを了承し、これを受け、本日付けで議長が自民及び無所属の議席を変更。

なお、登退序ランプの調整については、本日の本会議散会後に行うことを了承。

3 本定例会において質疑質問を行う議員の氏名を確認し、発言順位の調整を行った。

その結果は次のとおりである。

月 日（曜）	発言順位	議席番号	氏 名	会 派 名	質問形式
12月5日(金)	1	50	木下 博信	自 民	一 問 一 答
	2	61	町田 皇介	民主フォーラム	一 問 一 答
	3	25	戸野部直乃	公 明	一 括
12月8日(月)	1	23	尾花 瑛仁	自 民	一 問 一 答
	2	47	井上 航	県 民	一 問 一 答
	3	12	山崎すなお	共 産 党	一 括
12月9日(火)	1	18	渋谷真実子	自 民	一 括
	2	93	田並 尚明	民主フォーラム	一 括
	3	19	東山 徹	自 民	一 括
12月10日(水)	1	17	須賀 昭夫	自 民	一 問 一 答
	2	9	小早川一博	公 明	一 括
	3	38	千葉 達也	自 民	一 問 一 答
12月11日(木)	1	33	柿沼 貴志	自 民	一 問 一 答
	2	37	高橋 稔裕	自 民	一 問 一 答
	3	67	小久保憲一	自 民	一 問 一 答

4 意見書・決議案について、各会派から提出するものは、件名を質疑質問の中日・12月9日（火）、案文を質疑質問の最終日・12月11日（木）、それぞれ午後5時までに議運委員長に提出し、各会派間において意見調整を必要とするものについては、正副委員長に一任することを了承。

また、委員会から提出するものは、最終日・12月19日（金）の朝までに議運委員長に報告することを了承。

5 予算特別委員会について、委員長案として予算特別委員会設置要綱（案）及び議会運営委員会決定事項（案）を配布。各会派に持ち帰り検討の上、今後の議運で協議することを了承。

6 本日の議事日程を確認。

7 県政記者クラブ加盟社が、本定例会の本会議をテレビ取材することを了承。

午前9時44分散会

〔本 会 議〕

本日招集の令和7年12月定例会は、午前10時1分に開会され、直ちにこの日の本会議が開かれた。

まず、本日付けで議席の変更を行った旨の報告がなされた。

次に、

68番 立石泰広 議員

69番 新井豪 議員

の2名が会議録署名議員に指名された後、本定例会の会

期は、本日から12月19日までの19日間とすることに決定された。

次に、諸報告に入り、

- 1 全国都道府県議会議長会自治功労者表彰議員
- 2 9月定例会において可決した意見書・決議の処理結果
- 3 地方自治法第180条第2項の規定に基づく専決処分
- 4 埼玉県環境基本条例第8条の規定に基づく年次報告
- 5 現金出納検査結果（令和7年9月分）
- 6 地方自治法第121条第1項の規定に基づく説明者
- 7 地方自治法第233条第5項の規定に基づく書類の正誤表の提出

の報告がなされた。

次に、本定例会に知事から提出された議案49件の報告がなされた後、知事提出議案が一括上程され、知事の提案説明が行われた。

●会議時間及び出席議員数

午前10時1分開会 午前10時10分散会

出席議員88人 欠席議員なし

（令和7年12月1日現在在職議員88人）

※新議員当選後の議員数90人

■ 第2日〔12月2日（火）〕

議案調査

■ 第3日〔12月3日（水）〕

議案調査

■ 第4日〔12月4日（木）〕

議案調査

■ 第5日〔12月5日（金）〕

議 運 日 誌

午前9時29分開会

- 1 新議員の選出及び会派別所属議員数の変更に伴い、自民及び無所属の議席の枠を変更することを了承し、これを受けて、自民及び無所属の議席を変更及び決定することを了承。

なお、登退序ランプの調整については、本日の本会議散会後に行うことを了承。

- 2 常任委員の所属変更について、次のとおり了承。

小谷野 五雄 議員（無所属）
福祉保健医療 → 総務県民生活

梅澤佳一 議員（自民）
総務県民生活 → 福祉保健医療

- 3 さきの補欠選挙で当選した山田裕子議員を環境農林委員に、橋本健人議員を総務県民生活委員に選任することを了承。

- 4 さきの補欠選挙で当選した山田裕子議員を地方創生・行財政改革特別委員に、橋本健人議員を少子・高齢福祉社会対策特別委員に選任することを了承。

なお、常任委員及び特別委員の選任については、本

- 日の本会議において異議なし採決で諮ることを了承。
- 5 執行機関の附属機関等委員について、小谷野五雄議員が埼玉県医療審議会委員及び埼玉県信用保証協会監事を辞任したことに伴い、審議会等委員に欠員が生じていることを報告し、今後の議運で協議することとした。
- 6 高校生と県議会議員との意見交換会について説明。
派遣予定議員を14名とし、埼玉県議会だよりに係る広報検討会正副会長のほか、自民6名、民主フォーラム2名、公明2名、県民1名、共産党1名の配分枠で各会派から推薦することを了承。また、派遣する議員について、1月9日（金）までに各会派から推薦することを了承。
- 7 本日の議事日程を確認。
午前9時36分散会

〔本会議〕

午前10時、この日の本会議が開かれ、まず、本日付けて議席の変更及び決定を行った旨の報告がなされた。

次に、新議員の紹介が行われ、

東第8区選出 山田裕子 議員

東第8区選出 橋本健人 議員

が順次挨拶を行った。

次に、常任委員の所属変更が次のとおり行われた。

小谷野五雄 議員（無所属）

福祉保健医療 → 総務県民生活

梅澤佳一 議員（自民）

総務県民生活 → 福祉保健医療

次に、常任委員の選任が行われ、山田裕子議員が環境農林委員に、橋本健人議員が総務県民生活委員に選任された。

次に、特別委員の選任が行われ、山田裕子議員が地方創生・行財政改革特別委員に、橋本健人議員が少子・高齢福祉社会対策特別委員に選任された。

次に、本定例会に提出された請願7件の報告が行われた。

次に、知事追加提出議案（第171号議案～第174号議案）の報告、一括上程がなされ、知事の提案説明が行われた。

次に、知事提出議案に対する質疑並びに県政に対する質問に入り、この日は、

50番 木下博信 議員（自民）

61番 町田皇介 議員（民主フォーラム）

25番 戸野部直乃 議員（公明）

が順次登壇した。

●会議時間及び出席議員数

午前10時開議	午前10時54分休憩
午前11時6分再開	午前11時33分休憩
午後1時再開	午後1時55分休憩
午後2時5分再開	午後2時17分休憩
午後3時再開	午後3時57分休憩
午後4時10分再開	午後4時32分散会
出席議員90人	欠席議員なし

（令和7年12月5日現在在職議員90人）

■ 第6日 [12月6日(土)]

休日休会

■ 第7日 [12月7日(日)]

休日休会

■ 第8日 [12月8日(月)]

〔本会議〕

午前10時、この日の本会議が開かれ、まず、人事委員会意見回答報告（第173号議案及び第174号議案）がなされた。

次に、質疑質問が続行され、この日は、

23番 尾花瑛仁 議員（自民）

47番 井上航 議員（県民）

12番 山崎すなお 議員（共産党）

が順次登壇した。

●会議時間及び出席議員数

午前10時開議 午前10時56分休憩

午前11時7分再開 午前11時23分休憩

午後1時再開 午後1時56分休憩

午後2時8分再開 午後2時17分休憩

午後3時再開 午後3時55分休憩

午後4時8分再開 午後4時35分散会

出席議員90人 欠席議員なし

■ 第9日 [12月9日(火)]

〔本会議〕

午前10時、この日の本会議が開かれ、質疑質問が続行された。

この日は、

18番 渋谷真実子 議員（自民）

93番 田並尚明 議員（民主フォーラム）

19番 東山徹 議員（自民）

が順次登壇した。

●会議時間及び出席議員数

午前10時開議 午前10時55分休憩

午前11時6分再開 午前11時16分休憩

午後1時再開 午後1時53分休憩

午後2時5分再開 午後2時17分休憩

午後3時再開 午後3時57分散会

出席議員89人 欠席議員1人

■ 第10日 [12月10日(水)]

〔本会議〕

午前10時、この日の本会議が開かれ、質疑質問が続行された。

この日は、

17番 須賀昭夫 議員（自民）

9番 小早川一博 議員（公明）

38番 千葉達也 議員（自民）
が順次登壇した。

●会議時間及び出席議員数

午前10時開議	午前10時57分休憩
午前11時9分再開	午前11時26分休憩
午後1時再開	午後1時56分休憩
午後2時7分再開	午後2時20分休憩
午後3時再開	午後3時59分散会
出席議員88人	欠席議員2人

■ 第11日〔12月11日（木） 議運日誌

午前9時28分開会

- 議案（第122号議案～第174号議案）及び請願を、付託表のとおり各委員会に付託することを了承。
- 予算特別委員会の附帯決議について、知事から議長宛てに、報告したい旨の申出があったことを報告。
この件について、文教委員会において、執行部が報告を行うことを了承。
- 各会派から提出された意見書案の件名を確認。
- 去る12月1日（月）に提示した予算特別委員会設置要綱（案）及び議会運営委員会決定事項（案）について意見交換した結果、案のとおり決定。

埼玉県議会予算特別委員会設置要綱（案）

- 目的
令和8年度当初予算の総合的審査及び関連する事項の調査のため特別委員会を設置する。
- 名称
埼玉県議会予算特別委員会
- 設置の根拠
地方自治法第109条及び埼玉県議会委員会条例第3条による。
- 権限
令和8年度埼玉県一般会計予算（当初）、令和8年度埼玉県特別会計予算（当初）及び令和8年度埼玉県公営企業会計予算（当初）の審査並びにこれらに関連する事項の調査を行う。
- 委員会の組織
 - 委員は、32人とし、委員長1人、副委員長2人を置く。
 - 委員は、各会派の所属議員数の比率により、議長が会議に諮って選任する。
 - 委員会の円滑な運営を図るために理事会を設置する。
 - 理事会は、委員長、副委員長及び理事で構成し、委員長が招集する。理事は、各会派の所属委員数の比率により割り当てる。
- 審査の方法
 - 審査は、部局別質疑、総括質疑、討論、採決の順序で行うものとする。

- 部局別質疑は、一問一答の方式とし、発言通告によらずに質疑できるものとする。
- 総括質疑は、一問一答の方式とし、質問書をあらかじめ提出するものとする。
- その他
この要綱に定めるもののほか、運営に必要な事項は、委員会の決定による。

議会運営委員会決定事項（案）

- 日程
部局別質疑は5日以内、総括質疑は1日、討論及び採決は1日とする。
- 質疑時間
 - 部局別質疑
 - 部局別質疑の質疑時間は、1部局当たり2時間30分以内を単位とし、複数の部局を審査する場合においても同様とする
 - 質疑時間は、質疑委員の発言時間と答弁者の発言時間とを合わせたもの（答弁に付随する時間を含む。）とする。
 - 質疑時間は、会派別に割り振る。会派別質疑時間は各会派の所属委員数で比例按分したものとする。
 - 会派は、一つの部局における会派の質疑時間の一部を、同日の他の部局における会派の質疑時間に移すことができる。
 - 総括質疑
 - 総括質疑の質疑時間は5時間とする。
 - 質疑時間は、質疑委員の発言時間と答弁者の発言時間とを合わせたもの（答弁に付随する時間を含む。）とする。
 - 質疑時間は、会派別に割り振る。会派別質疑時間は各会派の所属委員数で比例按分したものとする。

- なお、設置の件は最終日の本会議で諮ることを了承。
- 執行機関の附属機関等委員について、埼玉県医療審議会委員に田村琢実議員、埼玉県信用保証協会監事に小島信昭議員を推薦することを了承。
 - 本日の議事日程を確認。
午前9時31分散会

〔本会議〕

午前10時、この日の本会議が開かれ、まず、監査結果報告（埼玉県総合リハビリテーションセンターほか19か所）及び陳情の報告が行われた。

次に、質疑質問が続行され、

- 33番 柿沼貴志 議員（自民）
37番 高橋稔裕 議員（自民）
67番 小久保憲一 議員（自民）

が登壇し、本定例会の質疑質問は終了した。

次に、本定例会に提出された第122号議案～第174号議案及び請願が各所管の委員会に付託された。

●会議時間及び出席議員数

午前10時開議	午前10時57分休憩
午前11時7分再開	午前11時23分休憩
午後1時再開	午後1時56分休憩
午後2時6分再開	午後2時23分休憩
午後3時再開	午後3時56分休憩
午後4時6分再開	午後4時21分散会

出席議員89人 欠席議員1人

■ 第12日 [12月12日(金)]

議案調査

■ 第13日 [12月13日(土)]

休日休会

■ 第14日 [12月14日(日)]

休日休会

■ 第15日 [12月15日(月)]

[常任委員会]

この日は、企画財政、総務県民生活、環境農林、福祉保健医療、産業労働企業、県土都市整備、文教及び警察危機管理防災の各常任委員会が開かれた。

■ 第16日 [12月16日(火)]

[委員会]・議案調査

この日は、八潮市道路陥没事故調査等特別委員会が開かれた。

■ 第17日 [12月17日(水)]

議運日誌

午前9時28分開会

特別な事情が生じたため、委員会を開会した。

1 知事追加提出議案について、堀光副知事及び企画財政部長から説明。

知事追加提出議案の取扱いについて、委員長案を基に協議した結果、12月18日(木)に本会議を開き、知事追加提出議案の報告、上程、質疑、委員会付託を行い、本会議散会後、各委員会を開くことを了承。

なお、質疑がある場合には次のとおりとすることを了承。

ア 各会派及び無所属のそれぞれ1人以内

イ 質疑時間は1人5分以内

ウ 再質疑及び再々質疑は、先例のとおり良識の範囲内

エ 発言順序は多数会派順

オ 発言通告書の提出期限は、知事の提案説明終了後の休憩中速やかに

2 会期予定の変更について、委員長案を基に協議した結果、12月18日(木)に本会議を開くことを了承。

現 行					変 更 (案)	
日 次	月 日	曜	開会時刻	摘 要	開会時刻	摘 要
第1日 ～ 第17日	(省 略)					(省 略)
第18日	12月18日	木	午前10時	議案調査	午前10時	知事追加提出議案の報告、上程、質疑、委員会付託・委員会
第19日	12月19日	金	午前10時	委員長報告、質疑、討論、採決、閉会	午前10時	委員長報告、質疑、討論、採決、閉会

午前9時37分散会

〔特別委員会〕

この日は、自然再生・循環社会対策、地方創生・行財政改革、公社事業対策、少子・高齢福祉社会対策、経済・雇用対策、危機管理・大規模災害対策、人材育成・文化・スポーツ振興及び決算の各特別委員会が開かれた。

■ 第18日 [12月18日(木)]

議運日誌(第1回)

午前9時29分開会

次の本会議休憩までの議事日程を確認。

午前9時30分休憩

〔本会議〕

午前10時、この日の本会議が開かれ、まず、現金出納検査結果(令和7年10月分)の報告が行われた。

次に、知事追加提出議案(第175号議案)の報告、上程がなされ、知事の提案説明が行われ、午前10時4分、一旦休憩した。

議運日誌(第2回)

午後0時59分再開

1 知事追加提出議案(第175号議案)について、

(1) 質疑について、次のとおり確認。

ア 45番中川浩議員(改革)が質疑を行う。

イ ほかに質疑はない。

(2) 付託表のとおり各委員会に付託することを了承。

2 今後の議事日程を確認。

午後1時散会

〔本会議〕

午後1時20分、本会議が再開され、知事追加提出議案(第175号議案)に対する質疑に入り、45番中川浩議員(改革)が質疑を行い、これに対し、知事が答弁を行った。

次に、知事追加提出議案(第175号議案)が各常任委員会に付託された。

●会議時間及び出席議員数

午前10時開会 午前10時4分休憩

午後1時20分再開 午後1時36分散会

出席議員89人 欠席議員1人

〔委員会〕

本会議散会後、知事追加提出議案（第175号議案）の審査のため、企画財政、総務県民生活、環境農林、福祉保健医療、産業労働企業、県土都市整備、文教及び警察危機管理防災の各常任委員会が開かれた。

■ 第19日 [12月19日(金)]

議運日誌(第1回)

午前9時29分開会

- 1 各常任委員会及び決算特別委員会の審査結果を確認。
- 2 決算特別委員会に係る資料として、「決算特別委員会改善又は検討を要する事項」を本会議で配布することを了承。
- 3 討論を行いたい旨の申出があった請願7件について協議した結果、討論は行わないことを決定。
- 4 議会運営委員会の閉会中の特定事件を決定。
- 5 調整後の意見書案の件名を確認。
- 6 高校生と県議会議員との意見交換会への議員派遣について、議運委員の連名の議員提出議案として提案することを了承。
- 7 「全国都道府県議会議長会第3回男女共同参画委員会」に岡田静佳議員を派遣する議案を、議運委員の連名で提案することを了承。
- 8 予算特別委員会について
 - (1) 付託事件（令和8年度当初予算の総合的審査及び関連する事項の調査の件）を閉会中の継続審査とすることを了承。
 - (2) 委員を別紙のとおり選任することを了承。（15ページ参照）
 - (3) 委員会の設置、付託事件、付託事件の継続審査決定及び委員の選任については、委員長報告終了後に異議なし採決により諮ることを了承。
- 9 次の本会議休憩までの議事日程を確認。

午前9時36分休憩

〔本会議〕

午前10時1分、この日の本会議が開かれ、まず、各常任委員会及び決算特別委員会の審査結果報告（文書）が行われた。

次に、第113号議案、第114号議案、第122号議案～第175号議案及び請願が一括上程され、各常任委員長及び決算特別委員長の審査経過報告（口頭）に入り、

長峰秀和企画財政副委員長
東山徹総務県民生活副委員長
橋詰昌児環境農林副委員長
須賀昭夫福祉保健医療副委員長
渡辺聰一郎産業労働企業副委員長
戸野部直乃県土都市整備副委員長
保谷武文教副委員長
安藤友貴警察危機管理防災副委員長

松澤正決 算特別委員長
が順次登壇した。

次に、各特別委員会の付託案件が一括上程され、各特別委員長（決算特別委員長を除く。）の審査経過及び結果報告に入り、

柿沼貴志	自然再生・循環社会対策	特別副委員長
渡辺大	地方創生・行財政改革	特別副委員長
高橋稔裕	公社事業対策	特別副委員長
岡田静佳	少子・高齢福祉社会対策	特別委員長
深谷顕史	経済・雇用対策	特別副委員長
宇田川幸夫	危機管理・大規模災害対策	特別委員長
小川直志	人材育成・文化・スポーツ振興	特別副委員長
逢澤圭一郎	八潮市道路陥没事故調査等	特別副委員長

が順次登壇した。

次に、埼玉県議会予算特別委員会設置要綱（案）のとおり、予算特別委員会が設置され、令和8年度当初予算の総合的審査及び関連する事項の調査の件が付託され、閉会中の継続審査と決定された。

次に、予算特別委員が選任され、午前11時34分、一旦休憩した。

なお、本会議休憩中、正副委員長互選のための予算特別委員会が開かれた。

議運日誌(第2回)

午後1時58分再開

- 1 予算特別委員会において、委員長に梅澤佳一委員が、副委員長に小川真一郎委員及び権守幸男委員が、それぞれ互選されたことを報告。
- 2 各委員長の報告に対する質疑はないことを確認。
- 3 議案に対する討論について、次のとおり確認。
 - (1) 28番伊藤はつみ議員（共産党）が、第113号議案、第114号議案、第133号議案、第149号議案、第170号議案及び第172号議案に対し反対の立場から討論を行う。
 - (2) 26番野本怜子議員（民主フォーラム）が、第113号議案及び第114号議案に対し賛成の立場から討論を行う。
 - (3) 15番岡村ゆり子議員（県民）が第113号議案に対し賛成の立場から討論を行う。
 - (4) 45番中川浩議員（改革）が、第132号議案、第173号議案及び第175号議案に対し反対の立場から討論を行う。
 - (5) その他の議案に対する討論はない。
- 4 議案の採決区分は次のとおりであることを確認。

区分	備考
I議案 (1)第133号議案	自民、民主フォーラム、公明、県民、無所属（小谷野、山田）は原案可決に賛成、共産党、改革、無所属（諸井、高木）は原案可決に反対
(2)第170号議案及び第172号議案	自民、民主フォーラム、公明、県民、無所属は原案可決に賛成、共産党、改革は原案可決に反対

(3)第149号議案	自民、民主フォーラム、公明、県民、改革、無所属は原案可決に賛成、共産党は原案可決に反対
(4)第132号議案、第164号議案、第171号議案及び第173号議案～第175号議案	自民、民主フォーラム、公明、県民、共産党、無所属は原案可決に賛成、改革は原案可決に反対
(5)第122号議案～第131号議案、第134号議案～第148号議案、第150号議案～第163号議案、第165号議案～第167号議案及び第169号議案	各会派、無所属とも原案可決に賛成
(6)第168号議案	各会派、無所属とも「本件処分は、非違行為の内容及び程度、非違行為の公務に対する信頼に及ぼす影響などの事情を勘案した上で行われております、妥当なものと認められる。よって、本件審査請求は、棄却すべきである」と答申することに賛成
(7)第113号議案及び第114号議案	自民、民主フォーラム、公明、県民、改革、無所属は認定に賛成、共産党は認定に反対
2 請願 (1)議請第2号	自民、公明、改革、無所属（小谷野、諸井、高木）は不採択に賛成、民主フォーラム、県民、共産党、無所属（山田）は不採択に反対
(2)議請第4号	自民、公明、県民、無所属（小谷野、諸井、高木）は不採択に賛成、民主フォーラム、共産党、改革、無所属（山田）は不採択に反対
(3)議請第6号	自民、民主フォーラム、公明、無所属（小谷野、諸井、高木）は不採択に賛成、県民、共産党、改革、無所属（山田）は不採択に反対
(4)議請第1号、議請第3号、議請第5号及び議請第7号	自民、民主フォーラム、公明、県民、改革、無所属（小谷野、諸井、高木）は不採択に賛成、共産党、無所属（山田）は不採択に反対

5 知事追加提出議案（人事議案）について

- (1) 正規の手続を省略し、直ちに採決することを了承。
- (2) 採決区分は次のとおりであることを確認。

区 分	備 考
第176号議案～第179号議案	各会派、無所属とも同意に賛成

6 議員提出議案について

- (1) 意見書案9件の案文及び提案者を確認。
- (2) 各議案とも提案説明はないことを確認。
- (3) 各議案とも質疑はないことを確認。
- (4) 各議案とも委員会審査は省略することを確認。
- (5) 討論について次のとおり確認。

ア 29番城下のり子議員（共産党）が、議第65号議案及び議第66号議案に対し反対の立場から討論を行う。

イ その他の議案に対する討論はない。

- (6) 採決区分は次のとおりであることを確認。

区 分	備 考
(1)議第65号議案及び議第66号議案	自民、民主フォーラム、公明、県民、改革、無所属は原案可決に賛成、共産党は原案可決に反対
(2)議第58号議案～議第64号議案、議第67号議案及び議第68号議案	各会派、無所属とも原案可決に賛成

7 今後の議事日程を確認。

8 去る11月21日（金）の議運で報告のあった県議会広報テレビ番組主要会派代表者討論会について、改めて番組の周知を依頼。

9 2月定例会の会期予定案について、2月19日（木）～3月27日（金）の日程で執行部と調整中である旨を報告。

午後2時4分閉会

〔本 会 議〕

午後2時26分、本会議が再開され、まず、予算特別委員会正副委員長の互選結果報告が行われた。

次に、各委員長の報告に対する質疑はなく、続いて討論に入り、

28番 伊藤 はつみ 議員（共産党）
26番 野本 恵子 議員（民主フォーラム）
15番 岡村 ゆり子 議員（県民）
45番 中川 浩 議員（改革）

が順次討論を行った。

次に、採決が行われた結果、議案のうち諮問以外については、

原案可決 53件
認定 2件

と決定され、諮問については、

「本件処分は、非違行為の内容及び程度、非違行為の公務に対する信頼に及ぼす影響などの事情を勘案した上で行われております、妥当なものと認められる。よって、本件審査請求は、棄却すべきである」と答申することに決定された。

また、請願については、

不採択 7件

と決定された。

次に、各特別委員会の付託案件並びに議会運営委員会及び各常任委員会の特定事件が、それぞれ閉会中の継続審査とすることに決定された。

次に、知事から追加提出された第176号議案～第179号議案の報告、一括上程がなされ、即決の結果、いずれも同意することに決定された。

次に、議員から提出された議第58号議案～議第68号議案（意見書案9件、事件2件）の報告、一括上程がなされ、提案説明は省略され、質疑はなく、委員会審査は省略され、続いて討論に入り、

29番 城下のり子議員（共産党）
が討論を行い、採決が行われた結果、いずれも原案のと

おり可決され、本定例会の議事は全部終了した。

最後に、知事から挨拶があり、午後3時6分、令和7年12月定例会は閉会した。

●会議時間及び出席議員数

午前10時1分開議	午前11時休憩
午前11時11分再開	午前11時34分休憩
午後2時26分再開	午後3時6分閉会

出席議員89人 欠席議員1人
(令和7年12月19日現在在職議員90人)

■会期

12月1日（月）～12月19日（金）19日間
会期延長なし

■議決結果

議決件数	71件（うち議員提出のもの11件）
原案可決	64件
答申（※）	1件
認定	2件
同意	4件
請願件数	7件
不採択	7件

※答申の内容

「本件処分は、非違行為の内容及び程度、非違行為の公務に対する信頼に及ぼす影響などの事情を勘案した上で行われており、妥当なものと認められる。よって、本件審査請求は、棄却すべきである」



議員顕彰

全国都道府県議会議長会表彰（自治功労者）

在職25年以上



小島 信昭 議員

在職20年以上



鈴木 正人 議員

在職10年以上



松坂 喜浩 議員



石川 忠義 議員



木下 博信 議員



美田 宗亮 議員



吉良 英敏 議員



松澤 正 議員



宇田川 幸夫 議員



飯塚 俊彦 議員



内沼 博史 議員



岡田 静佳 議員



細田 善則 議員



永瀬 秀樹 議員



横川 雅也 議員

新議員紹介



山田裕子

無所属
東第8区 越谷市 選出
〒343-0023
越谷市東越谷1-5-17



橋本健人

自由民主党
東第8区 越谷市 選出
〒344-0007
春日部市小渕 486-1-807

(7.12.19 現在)

議席一覧表



演壇



会派構成

自由民主党
埼玉民主フォーラム
公明党
無所属県民会議
日本共産党
無所属改革の会
無所属
計

55人
11人
9人
7人
3人
1人
4人
90人

正副議長

議長 白土幸仁
副議長 飯塚俊彦

(7.12.19現在)

委員会委員名簿

(◎印は委員長、○印は副委員長を示す。)

議会運営委員会委員

委員会名 (定数)	正副委員長	委 員
議会運営 (17)	◎横川雅也 (自民) ○逢澤圭一郎 (自民) ○権守幸男 (公明)	戸野部直乃(公明) 伊藤はづみ(共産党) 平松大佑(県民) 高橋稔裕(自民) 渡辺大(自民) 美田宗亮(自民) 宇田川幸夫(自民) 町田皇介(駐フオーム) 荒木裕介(自民) 水村篤弘(駐フオーム) 齊藤邦明(自民) 新井一徳(自民) 中屋敷慎一(自民) 小島信昭(自民)

図書室委員会委員

委員会名 (定数)	正副委員長	委 員
図書室 (14)	◎阿左美健司 (自民) ○小川直志 (自民)	小森克己(駐フオーム) 保谷武(自民) 尾花瑛仁(自民) 戸野部直乃(公明) 城下のり子(共産党) 八子朋弘(県民) 武田和浩(駐フオーム) 吉良英敏(自民) 細田善則(自民) 岡地優(自民) 武内政文(自民) 神尾高善(自民)

常任委員会委員

委員会名 (定数)	正副委員長	委 員	委員会名 (定数)	正副委員長	委 員
企画財政 (12)	◎千葉達也 (自民) ○長峰秀和 (自民)	高木功介(無所属) 泉津井京子(駐ホー弘) 金子裕太(自民) 井上航(県民) 美田宗亮(自民) 白根大輔(駐ホー弘) 横川雅也(自民) 権守幸男(公明) 白土幸仁(自民) 田村琢実(自民)	産業労働 企 業 (12)	◎松井 弘 (自民) ○渡辺聰一郎 (自民)	小早川一博(公明) 小森克己(駐ホー弘) 渋谷真実子(自民) 平松大佑(県民) 永瀬秀樹(自民) 荒木裕介(自民) 岡地優(自民) 鈴木正人(自民) 田並尚明(駐ホー弘) 欠
総務 県民生活 (12)	◎阿左美健司 (自民) ○東山徹 (自民)	橋本健人(自民) 岡村ゆり子(県民) 城下のり子(共産党) 深谷顕史(公明) 木下博信(自民) 藤井健志(自民) 町田皇介(駐ホー弘) 小谷野五雄(無所属) 逢澤圭一郎(自民) 武内政文(自民)	県土都市 整 備 (12)	◎柿沼貴志 (自民) ○戸野部直乃 (公明)	栄寛美(自民) 松本義明(自民) 中川浩(改革) 諸井真英(無所属) 宇田川幸夫(自民) 細田善則(自民) 齊藤邦明(自民) 高橋政雄(自民) 木村勇夫(駐ホー弘) 欠
環境農林 (11)	◎杉田茂実 (自民) ○橋詰昌児 (公明)	山田裕子(無所属) 林薰(自民) 細川威(駐ホー弘) 松坂喜浩(県民) 飯塚俊彦(自民) 内沼博史(自民) 新井豪(自民) 小川真一郎(自民) 小島信昭(自民)	文 教 (11)	◎高橋稔裕 (自民) ○保谷武 (自民)	鈴木まさひろ(自民) 山崎すなお(共産党) 八子朋弘(県民) 宮崎吾一(自民) 松澤正(自民) 日下部伸三(自民) 水村篤弘(駐ホー弘) 中屋敷慎一(自民) 塙野正行(公明)
福祉 保健医療 (12)	◎関根信明 (自民) ○須賀昭夫 (自民)	野本怜子(駐ホー弘) 伊藤はづみ(共産党) 渡辺大(自民) 小川寿士(駐ホー弘) 石川忠義(県民) 吉良英敏(自民) 小久保憲一(自民) 萩原一寿(公明) 新井一徳(自民) 梅澤佳一(自民)	警 察 危機管理 防 災 (11)	◎小川直志 (自民) ○安藤友貴 (公明)	森伊久磨(自民) 金野桃子(県民) 尾花瑛仁(自民) 武田和浩(駐ホー弘) 岡田静佳(自民) 立石泰広(自民) 神尾高善(自民) 蒲生徳明(公明) 欠

特別委員会委員

委員会名 (定数)	正副委員長	委 員	委員会名 (定数)	正副委員長	委 員
自然再生・循環社会対策 (13)	◎内 沼 博 史 (自 民) ○柿 沼 貴 志 (自 民)	渡辺聰一郎(自 民) 林 薫(自 民) 野本 怜子(駐ホ-ム) 千葉 達也(自 民) 石川 忠義(県 民) 藤井 健志(自 民) 町田 皇介(駐ホ-ム) 萩原 一寿(公 明) 武内 政文(自 民) 神尾 高善(自 民) 欠	◎細 田 善 則 (自 民) ○深 谷 顯 史 (公 明)	岡村ゆり子(県 民) 須賀 昭夫(自 民) 尾花 瑛仁(自 民) 伊藤はつみ(共産党) 宮崎 吾一(自 民) 安藤 友貴(公 明) 日下部伸三(自 民) 岡地 優(自 民) 中屋敷慎一(自 民) 田並 尚明(駐ホ-ム) 欠	
地方創生・行財政改革 (13)	◎吉 良 英 敏 (自 民) ○渡 辺 大 (自 民)	山田 裕子(無所属) 高木 功介(無所属) 森 伊久磨(自 民) 東山 徹(自 民) 松井 弘(自 民) 井上 航(県 民) 新井 豪(自 民) 横川 雅也(自 民) 水村 篤弘(駐ホ-ム) 田村 琢実(自 民) 蒲生 徳明(公 明)	◎宇田川 幸 夫 (自 民) ○権 守 幸 男 (公 明)	小早川一博(公 明) 金野 桃子(県 民) 長峰 秀和(自 民) 松本 義明(自 民) 城下のり子(共産党) 杉田 茂実(自 民) 阿左美健司(自 民) 武田 和浩(駐ホ-ム) 小谷野五雄(無所属) 立石 泰広(自 民) 荒木 裕介(自 民)	
公社事業対策 (13)	◎永瀬 秀樹 (自 民) ○高橋 稔裕 (自 民)	泉津井京子(駐ホ-ム) 山崎すなお(共産党) 渋谷真実子(自 民) 保谷 武(自 民) 松坂 喜浩(県 民) 美田 宗亮(自 民) 橋詰 昌児(公 明) 白根 大輔(駐ホ-ム) 新井 一徳(自 民) 小島 信昭(自 民) 欠	◎松澤 正 (自 民) ○小川 直志 (自 民)	小森 克己(駐ホ-ム) 金子 裕太(自 民) 戸野部直乃(公 明) 平松 大佑(県 民) 諸井 真英(無所属) 関根 信明(自 民) 木下 博信(自 民) 小川真一郎(自 民) 齊藤 邦明(自 民) 鈴木 正人(自 民) 木村 勇夫(駐ホ-ム)	
少子・高齢福祉社会対策 (13)	◎岡田 静 佳 (自 民) ○逢澤 圭一郎 (自 民)	橋本 健人(自 民) 栄 寛美(自 民) 鈴木まさひろ(自 民) 細川 威(駐ホ-ム) 八子 朋弘(県 民) 小川 寿士(駐ホ-ム) 中川 浩(改 革) 小久保憲一(自 民) 梅澤 佳一(自 民) 高橋 政雄(自 民) 塩野 正行(公 明)	八潮市道路陥没事故調査等 (14)	◎宇田川 幸 夫 (自 民) ○逢澤 圭一郎 (自 民)	渡辺聰一郎(自 民) 細川 威(駐ホ-ム) 伊藤はつみ(共産党) 松坂 喜浩(県 民) 木下 博信(自 民) 藤井 健志(自 民) 美田 宗亮(自 民) 松澤 正(自 民) 橋詰 昌児(公 明) 町田 皇介(駐ホ-ム) 荒木 裕介(自 民) 小島 信昭(自 民)

委員会名 (定数)	正副委員長	委 員
決 算 (18)	◎松 澤 正 (自 民) ◎松 井 弘 (自 民)	栄 寛美(自 民) 渡辺聰一郎(自 民) 森 伊久磨(自 民) 岡村ゆり子(県 民) 松本 義明(自 民) 野本 怜子(駐ホーム) 伊藤はづみ(共産党) 宮崎 吾一(自 民) 深谷 顕史(公 明) 小川 寿士(駐ホーム) 石川 忠義(県 民) 内沼 博史(自 民) 安藤 友貴(公 明) 日下部伸三(自 民) 小川真一郎(自 民) 中屋敷慎一(自 民)
予 算 (32)	◎梅 澤 佳 一 (自 民) ◎小 川 真一郎 (自 民) ◎権 守 幸 男 (公 明)	鈴木まさひろ(自 民) 泉津井 京子(駐ホーム) 須賀 昭夫(自 民) 渋谷真実子(自 民) 東山 徹(自 民) 戸野部直乃(公 明) 城下のり子(共産党) 平松 大佑(県 民) 八子 朋弘(県 民) 松坂 喜浩(県 民) 柿沼 貴志(自 民) 小川 直志(自 民) 杉田 茂実(自 民) 阿左美健司(自 民) 高橋 稔裕(自 民) 千葉 達也(自 民) 松井 弘(自 民) 小川 寿士(駐ホーム) 中川 浩(改 革) 関根 信明(自 民) 藤井 健志(自 民) 美田 宗亮(自 民) 町田 皇介(駐ホーム) 岡田 静佳(自 民) 永瀬 秀樹(自 民) 荒木 裕介(自 民) 萩原 一寿(公 明) 水村 篤弘(駐ホーム) 高橋 政雄(自 民)

知 事

提案説明



知 事 大 野 元 裕

本日ここに12月定例県議会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては御参会を賜り、議案をはじめ、当面する県政の諸課題について御審議を頂きますことに、心から感謝を申し上げます。

去る11月21日、国は、「『強い経済』を実現する総合経済対策」を閣議決定し、大胆かつ戦略的な「危機管理投資」と「成長投資」を進め、「暮らしの安全・安心」を確保するとともに、雇用と所得を増やし、潜在成長率を引き上げ、「強い経済」を実現することとしました。

国の総合経済対策では、「生活の安全保障・物価高への対応」、「危機管理投資・成長投資による『強い経済』の実現」、「防衛力と外交力の強化」の3本の柱を掲げ、あらゆる政策手段を総動員することとされており、地方公共団体が行う地域の実情に応じた物価高対策を後押しする「重点支援地方交付金」の拡充などの対応が講じられることになっております。

この経済対策の実行に係る国の補正予算案については、現在開会中である第219回臨時国会に提出されることが見込まれております。

本県においても、11月27日に「強い経済の構築に向けた埼玉県戦略会議」を開催し、経済団体等から県内経済の実情などについてお伺いするとともに、今後の県の経済対策や価格転嫁の円滑化に向けた取組などについて御議論いただきました。

これらを踏まえ、臨時国会における審議状況をにらみながら、エネルギー価格や物価高騰の影響を緩和するためのきめ細かい支援策を検討した上で、社会経済活動の活性化に向けてしっかりと取り組んでまいります。

それでは、今定例会に御提案申し上げました諸議案のうち、主なものにつきまして、順次、御説明いたします。

はじめに、第122号議案「令和7年度埼玉県一般会計

補正予算（第4号）」でございます。

まず、公共事業等の施工時期の平準化・適正工期の確保についてです。

本県建設業者の経営健全化や雇用の安定化、公共事業の品質確保の観点から公共事業等の施工時期の平準化や適正工期を確保するための債務負担行為及び繰越明許費を設定するものでございます。

また、屋内50m水泳場の整備について、賃金及び物価水準の変動に伴うスライド条項の適用に伴い、事業契約額を増額するための債務負担行為を設定するものでございます。

さらに、農業水利施設の省エネ化等に取り組む施設管理者へ支援金を交付するとともに、家畜保健衛生所の建設に当たり、工事請負事業者における人員の確保等に想定以上の時間を要したため、事業期間の延長及び年割額の変更を行うものでございます。

加えて、水道用水供給事業会計における大久保浄水場高度浄水処理施設整備事業の土壌汚染物質対策等に伴う事業期間の延長等による令和7年度年割額の減額に伴い、水道用水供給事業会計への一般会計からの出資金を減額するものでございます。

この結果、一般会計の補正予算額は24億764万1千円の減額となり、既定予算との累計額は、2兆2,466億3,328万6千円となります。

次に、第126号議案「令和7年度埼玉県流域下水道事業会計補正予算（第3号）」でございます。

下水道管の破損及び道路陥没の復旧に向けた工事を進めてまいりましたが、事故現場の状況などを踏まえ、事業費の増額が必要となることから、復旧工事費等を計上するものでございます。

この結果、流域下水道事業会計の補正予算額は、83億9,100万円となり、既定予算との累計額は、1,098億4,551万1千円となります。

次に、その他の議案のうち主なものにつきまして、御説明いたします。

第132号議案「埼玉県カスタマーハラスメント防止条例」は、カスタマーハラスメントの防止に関し、基本理念等を定めることにより、誰もが安心して働くことができる就業環境を整備し、事業者が安定した事業活動を継続できる環境を構築するとともに、顧客等の豊かな消費生活及び公正な取引を促進し、相互に尊重し合える社会の実現を図り、もって持続可能な社会を実現するため、新たに制定するものでございます。

第134号議案及び第135号議案はいずれも「さいたまスーパーアリーナ」の大規模改修に関する工事請負契約の締結に係るものでございます。

その他の議案につきましては、提案理由等により御了承を頂きたいと存じます。

以上で私の説明を終わりますが、何とぞ慎重審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

[追加提案説明]

（令和7年12月5日）

ただいま、御提案申し上げました議案につきまして、御説明いたします。

職員の給与改定につきましては、去る10月16日に、議長及び私に対しまして、県人事委員会から勧告及び報告がございました。その主な内容は、民間給与との較差を解消するため、給料表の水準を引き上げること、期末・勤勉手当の年間支給割合を0.05月分引き上げることなどでございました。

この勧告等の取扱いにつきまして、職員の労働基本権が制約されていることの代償措置という制度の趣旨を踏まえ、慎重に検討を行ってまいりました。

その結果、第173号議案「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」及び第174号議案「学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」を今回提案することとし、人事委員会の勧告及び報告などを踏まえ、職員の給与の改定等を行うものでございます。

また、第172号議案「特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例」は、一般職の期末・勤勉手当の引上げや国の動向などを総合的に勘案し、特別職の期末手当の年間支給割合を0.05月分引き上げるものでございます。

なお、知事の期末手当については、経済情勢が昨年度と大きく変わらない状況を鑑み、引き続き、当分の間、支給割合を据え置くことといたします。

最後に、第171号議案「令和7年度埼玉県一般会計補正予算（第5号）」でございます。

今回の補正予算案は、ただ今、御説明いたしました職員給与の改定等に伴い、不足が見込まれる給与費を計上するものでございます。

補正予算額は108億850万9千円となり、既定予算と先

に御提案申し上げました補正予算第4号、そして今回の補正予算第5号を合わせた累計額は、2兆2,574億4,179万5千円となります。

以上で私の説明を終わりますが、何とぞ慎重審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

[追加提案説明]

(令和7年12月18日)

ただいま、御提案申し上げました議案につきまして、御説明いたします。

今回の補正予算案は、去る12月16日に成立した国の「『強い経済』を実現する総合経済対策」に基づく補正予算等を活用し、エネルギー価格等の物価高騰により厳しい状況に置かれている県民及び事業者等への支援や防災・減災・国土強靭化の推進、クマ対策による県民の安心・安全の確保に係る経費を計上するものでございます。

以下、補正予算の主なものにつきまして、御説明いたします。

まず、物価高騰の影響を受ける生活者に対する緊急支援についてです。

国の負担軽減策の対象となっていないLPGガスについて、一般消費者等の料金高騰の負担を軽減するため、販売事業者を通じ、価格高騰の影響分を補助します。

また、保護者等の学校給食費等の負担を軽減するため、県立学校に対し、給食費等の物価高騰相当額を補助します。

次に、物価高騰の影響を受ける事業者等に対する緊急支援についてです。

国の負担軽減策の対象となっていない特別高圧電力について、価格高騰の影響を緩和するため、工場や大型商業施設のテナントなど、特別高圧電力を使用している中小企業等に対し、高圧電力における国の支援と同等分を補助するとともに、光熱費や飼料費等の価格高騰の影響を緩和するため、医療施設や福祉施設、私立学校や畜産農家などの事業者に対し補助します。

また、国の「医療・介護等支援パッケージ」を踏まえ、職員の処遇改善等を図るため、医療施設や福祉施設等に対し補助します。

さらに、国の標準単価の改定を踏まえ、看護師等養成所及び病院内保育所に対する補助を増額するとともに、令和7年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じ、保育士等や児童養護施設及び障害児入所施設等職員の処遇改善等に係る経費の一部を負担します。

加えて、物価高騰による厳しい環境の中でも安定的な地域子ども・子育て支援事業の運営を継続できるよう、物品購入等に係る経費について、市町村に対し補助します。

次に、防災・減災・国土強靭化の推進について、国の令和7年度補正予算に迅速に対応し、事業の早期着手により、県民の安心・安全を実現するため、公共事業を追加するものでございます。

次に、クマ対策による県民の安心・安全の確保についてです。

クマによる人的被害等を防ぐため、捕獲従事者向け講習会や緊急銃猟想定訓練の実施、資機材の購入等を行うとともに、緊急銃猟等を行う市町村に対し補助します。

また、人の生活圏への出没防止対策として、河川や県営林の樹木伐採等を実施します。

さらに、生息状況を把握するための調査を実施するとともに、第二種特定鳥獣管理計画を策定し、個体数の適正な管理を行います。

この結果、一般会計の補正予算額は750億9,602万1千円となり、既定予算と先に御提案申し上げました補正予算第4号、第5号及び今回の補正予算第6号を合わせた累計額は、2兆3,325億3,781万6千円となります。

以上で私の説明を終わりますが、何とぞ慎重審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

12月定例会における地方自治法第121条
第1項の規定に基づく説明者一覧

知 事	大 野 元 裕
副 知 事	堀 光 敦 史
副 知 事	山 崎 達 也
副 知 事	伊 藤 高
企画財政部長	都 丸 久
総 務 部 長	表 久仁和
県民生活部長	横 内 ゆり
危機管理防災部長	武 澤 安 彦
環 境 部 長	堀 口 幸 生
福 祉 部 長	岸 田 正 寿
保健医療部長	繩 田 敬 子
産業労働部長	野 尻 一 敏
農 林 部 長	竹 詰 一
県土整備部長	吉 澤 隆
都市整備部長	伊 田 恒 弘
会計管理者	岩 崎 寿美子
公営企業管理者	板 東 博 之
下水道事業管理者	北 田 健 夫
教 育 長	日 吉 亨
選挙管理委員会委員長	長 峰 宏 芳
人事委員会委員長	池 本 誠 司
同 事 務 局 長	片 桐 徹 也
公安委員会委員長	佐 藤 久仁恵
警察本部長	野 井 祐 一
同 総 務 部 長	橋 本 昭 文
労働委員会会长	甲 原 裕 子
同 事 務 局 長	久 保 佳代子
監 査 委 員	小 笠 原 薫 子
監 査 委 員	梶 田 美佐子
同 事 務 局 長	小 松 原 誠
取用委員会会长	久 保 村 康 史
内水面漁場管理委員会会长	佐 野 元 彦

質 疑 質 問

12月定例会では、知事から提出された議案を審査するに当たり、自由民主党9人、民主フォーラム2人、公明党2人、無所属県民会議1人、共産党1人の議員が登壇し、それぞれの立場から提出議案に対する質疑並びに県政に対する質問を行った。

一般質問

12月5日

自 民	木 下 博 信	議員
民主フォーラム	町 田 皇 介	議員
公 明	戸野部 直 乃	議員

12月8日

自 民	尾 花 瑛 仁	議員
県 民	井 上 航	議員
共 産	山 崎 すなお	議員

12月9日

自 民	渋 谷 真実子	議員
民主フォーラム	田 並 尚 明	議員
自 民	東 山 徹	議員

12月10日

自 民	須 賀 昭 夫	議員
公 明	小 早 川 一 博	議員
自 民	千 葉 達 也	議員

12月11日

自 民	柿 沼 貴 志	議員
自 民	高 橋 稔 裕	議員
自 民	小 久 保 憲 一	議員

自由民主党

木下博信議員



民主フォーラム

町田皇介議員



1 10年後の埼玉を考える

- (1) 公立小中学校の10年後
- (2) 下水道をはじめとして、橋りょうトンネル等々のインフラの10年後
- (3) 零細企業の10年後
- (4) 農業の10年後
- (5) 保育や高齢者福祉の現場の10年後

2 10年後の事態を招かないために

- (1) 教育においてできること
- (2) インフラ整備について
- (3) 国との関わりについて
 - ア 働き掛け方について
 - イ 教育予算の生み出し方について
- (4) 思考の仕方を変えてみる

3 治安行政の実態と県民の安心

- (1) 届出件数について
- (2) 警備体制について

4 県立高校体育館のエアコン

5 性の多様性について

- (1) 埼玉県パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度について
- (2) 教育における継続的・実効性ある研修の拡充について
- (3) 保育現場における継続的・実効性ある研修の拡充について
- (4) 学校教育現場における性の多様性尊重に関する教育予算について
- (5) 県の研修・相談事業設計・中間アセスメントへの県内当事者支援団体の継続的ヒアリングについて

6 引きこもり支援を次の段階へ

- (1) ブロック内で核となる機能を生み出す
- (2) 必要な予算措置について

7 県庁内の食堂

8 地元問題

- (1) 都市計画道路草加三郷線
- (2) 緊急流域治水プロジェクトの状況

1 児童自立支援施設「埼玉学園」の機能強化と将来像について

- (1) 施設整備について
 - ア 体育館へのエアコン設置を
 - イ 老朽化している寮舎の計画的な整備を

(2) 設立当初と現状の乖離について - ア 県の認識について - イ 特別支援学級・特別支援学校分校設置の検討を

2 県民活動総合センターを廃止すべきという有識者会議の検討結果について

- (1) 有識者会議の検討プロセスの妥当性について
- (2) 関係者の理解を得るために丁寧な検討プロセスを

3 上尾運動公園の再編とスポーツ科学拠点施設整備の今後の方向性について

- (1) 競技力向上施設と付随する体育館について
- (2) 老朽施設を含めた公園全体の再編方針を
- (3) 民間参入の見通しについて

4 保育現場の実情を踏まえた制度運用と支援の見直しについて

- (1) 一歳児担当保育士雇用費補助の要件付与について
 - ア 要件付与の妥当性について
 - イ I C T 要件を踏まえた現場支援を
- (2) 障害児保育事業費の廃止に伴う対応について

5 保護者ハラスマントから教員を守るための制度・体制整備について

- (1) 保護者ハラスマントに対する統一指針の策定を
- (2) 教員を守る相談体制の強化について
- (3) 管理職の対応力向上のための研修について

6 障害者手帳のない難病患者を対象とした県職員採用について

- (1) スマートステーション「f l a t」での難病患者の雇用について
- (2) 他県の事例を踏まえた難病患者採用制度の導入について

7 望まない受動喫煙ゼロの実現に向けた実効性ある環境整備について

- (1) 計画目標（2029年ゼロ）の進捗、達成見通しについて
- (2) 目標達成に向けた分煙環境の整備について
- (3) 県有施設の分煙・環境美化対策について

8 江川流域の治水強化に向けた河川整備計画の変更について

公明党

戸野部 直乃議員



- 1 教職員による児童生徒への性暴力根絶に向けて
 - (1) 不祥事防止研修プログラムについて
 - (2) 「生命の安全教育」の全教職員への研修プログラム導入について
 - (3) 校内防犯カメラの設置について
- 2 多様な学びの場を必要とする児童生徒の学びの確保について
 - (1) 教育メタバースについて
 - (2) 学びの提供について
 - (3) フリースクールに関わる支援について
- 3 ワンヘルスの推進について
 - (1) ワンヘルス推進体制の強化について
 - (2) 県民への周知啓発について
- 4 プレコンセプションケアの推進について
 - (1) 埼玉版推進計画の策定について
 - (2) 性や健康に関する情報提供について
 - (3) 相談窓口の認知度向上について
 - (4) 医療機関との連携について
- 5 埼玉県の英語力向上に向けて
 - (1) 埼玉県の英語教育の水準について
 - (2) I C Tを活用したオンライン英会話授業の導入について
- 6 障害者差別解消法を推進するために
 - (1) 障害平等研修（D E T）について
 - (2) 障がい者視点の施設づくり
- 7 スポーツ科学拠点施設について
 - (1) スポーツ科学拠点施設の方向性
 - (2) 現場環境の改善
- 8 県民活動総合センターの今後について

自由民主党

尾花瑛仁議員



- 1 多極分散型国土形成と埼玉県の発信
 - (1) 税源偏在を是正する地方税体系
 - (2) 労働移動を反映した公定価格設定
 - (3) 首都機能のバックアップ
- 2 国民保護の実効性強化

- (1) F E M Aの成果活用
- (2) 県と国の役割を踏まえた情報連携

3 エネルギー安全保障

- (1) 電力データ活用による強靭化
- (2) 石油供給体制の維持・強化
- (3) D C立地需要への戦略的対応

4 インフレ型社会への移行

- (1) 官公需の対応状況
- (2) 技術系職員の確保策「奨学金返済支援制度」
- (3) 中小企業・小規模事業者の伴走支援
- (4) コンソーシアムによる企業ケア人材育成
- (5) 36協定の締結率把握と理解促進

5 高度専門人材の育成

- (1) 高等専門学校の設置
- (2) グランゼコールを参考とした人材育成

6 国道17号上尾道路と接続する県道の整備

- (1) 県道さいたま鴻巣線の整備
- (2) 県道鴻巣川島線と J R高崎線との立体交差事業
- (3) 県道鎌塚鴻巣線の整備

7 江川の河川整備計画変更

8 荒川中流域における河川空間を活用したネットワークの構築

無所属県民会議

井上航議員



1 県庁舎再整備について

- (1) 位置決定に向けた今後のスケジュール
- (2) 県民の声を聴く機会を設けるべき
- (3) 他県庁舎を見る高層棟、展望台、機械式立体駐車場について
- (4) 建設コスト縮小に向けた取組

2 県立男女別学校の共学化を巡る問題について

- (1) 県民との意見交換等

ア 中学生、高校生、保護者、県内在住者との意見交換会

イ 知事による意見聴取会

ウ 教育長による意見交換会

- (2) 県民との意見交換での具体的発言について

ア 教育局職員の発言について

イ 教育長が考える共学化を推進する理由

- (3) 有識者からの意見聴取について

(4) 埼玉県男女共同参画苦情処理委員の勧告に至る議論の公開について

- (5) 「主体的に共学化を推進していく」が示す意図について

- (6) 男女別学校の意義について
- (7) 当事者性について
 - ア 男女共同参画苦情処理委員への申立人について
 - イ 別学校維持を求める生徒の当事者性を優先すべき
- (8) 埼玉県こども・若者基本条例の趣旨を遵守すべき
- 3 県立学校の施設整備費の拡充について
- 4 「(仮称) 彩の国型フリースクール認証制度」の導入について
- 5 県立和光南特別支援学校の建替え期間中の対応について
- 6 短時間勤務正職員制度の導入について
- 7 長瀬射撃場について
 - (1) 長瀬射撃場あり方検討委員会における議論
 - (2) 利用者増加策と施設整備
- 8 バスドライバーの確保策について
- 9 過積載の取締り強化について
 - (1) 積極的な広報の実施を
 - (2) ヘリコプターによる取締り強化の導入を
- 10 「KEEP38プロジェクト」の更なる発展のために、もっと多くの県民に参加してもらつてはどうか
- 11 より県民の声が活かされる選挙の実現について
 - (1) 無効票削減のための取組を
 - (2) 県議選立候補説明会の開催の更なる周知を

共産党

山崎 すなお 議員



- 1 物価高騰に悲鳴を上げる県民に心を寄せて
 - (1) まだ間に合う！県水道用水料金4月から引上げは中止を
 - (2) 赤字に苦しむ病院・医療型障害児入所施設への支援を
- 2 県有施設の在り方は県民が決めるべき！県民活動総合センター等の存続を求めて
 - (1) 県民活動総合センターは存続を
 - (2) 長瀬射撃場廃止は時代逆行
 - (3) おおぞら号、伊豆潮風館の在り方は当事者の声をきいて
- 3 未配置・未補充が174人、県職員の欠員が135人、教職員・県職員を増やそう
 - (1) 臨時免許状の授与ではなく正規教員を増やそう
 - (2) 勧奨退職の募集を停止することは、処方箋の誤り
 - (3) あらゆる手段で県職員の欠員補充を
- 4 猛暑の時代にこどもたちのための施設整備を
 - (1) 夏でも、思い切り遊べる！埼玉県に「子どもの城」を
 - (2) 酷暑被害は甚大、県立高等学校のエアコン設置は

喫緊の課題

- 5 応募倍率激増の県営住宅の空き室対策を
- 6 外国人は共に生きる「地域の生活者」、共生社会の実現を
 - (1) 包括的な人権擁護条例＝ヘイトスピーチ禁止条例制定を
 - (2) 日本語教育の出番の時代、県国際交流協会の体制強化を
 - (3) 日本語教育で模索し、試行錯誤する学校現場を支援しよう
 - (4) 共生社会に向けてこどものための横断連携チームを

自由民主党

渋谷 真実子 議員



- 1 生活保護受給者の自立支援について
 - (1) 県の生活保護の現状と今後について
 - (2) 生活保護受給者の自立支援の取組について
 - (3) ケースワーカーへのサポート体制、課題と支援について
 - (4) 埼玉県雇用対策協議会との連携について
- 2 埼玉を活力ある農業県にするために
 - (1) 県の小規模農家の現状と展望について
 - (2) 小規模農家・大規模農家がワンチームで埼玉モデル確立へ
 - (3) 小規模農家への支援について
 - (4) 農業への就労支援を活用した農業振興について
- 3 農地中間管理機構の在り方について
- 4 SAITAMAロボティクスセンター（仮称）の未来ある方向性について
 - (1) スーパーサイエンスハイスクール等との連携について
 - (2) 農地を活用した実証実験場所の確保について
- 5 総合評価方式による入札について
- 6 がん緩和ケアにおける鍼灸治療について
- 7 家族の介護について
- 8 地元問題
 - (1) 笠幡団地入口交差点の整備について
 - (2) 新河岸川の護岸修繕について

民主フォーラム

田並尚明議員



- 1 令和8年度予算編成方針の基本的な考え方について
 - (1) 持続可能な県政運営について
 - (2) 物価高対策について
- 2 公共交通に対する県の主体的な取組について
- 3 産後うつ対策と産後ケア事業の認知度向上について
 - (1) 産後うつの早期発見と支援体制について
 - (2) 産後ケア事業の認知度向上について
 - (3) 市町村間の格差是正に対する支援について
- 4 現役世代のがん患者に対する支援について
- 5 埼玉県の医師不足と医療資源の課題について
 - (1) 医療機関の自主的な病床削減と埼玉県の医療の現状に対する知事の所感について
 - (2) 病床整備の方針について
 - (3) 医師・医療資源の充実に向けた取組について
 - ア 県立病院の高度医療体制の強化について
 - イ 医師のキャリア支援と研修環境の整備について
 - ウ 医師派遣体制の強化について
- 6 人材育成について
 - (1) 技術革新の波に対応した人材の育成について
 - (2) ものづくり人材の育成について
- 7 学級担任への手当加算の対象者について
- 8 県立特別支援学校における教室・教員不足の抜本的な解消について
 - (1) 教室不足対策について
 - (2) 教員不足対策について
- 9 ネットによるいじめや差別的書き込みの防止について

した図書について

3 狹山茶振興について

- (1) 狹山茶をめぐる直近の課題と対応について
 - ア 狹山茶を取り巻く県内の状況と抹茶需要への対応について
 - イ 茶農家への支援について
 - ウ モガ茶について
- (2) 狹山茶振興においてのカーボンクレジット推進について

4 国民健康保険について

- (1) 埼玉県国民健康保険運営方針について
- (2) 市町村の取組状況について
- (3) 準統一化の課程から見える課題と、その対策主体等について

5 地元問題

- (1) 柏原小入口交差点
 - ア 交差点整備
 - イ 用地取得
- (2) 不老川の河川改修
 - ア 取組状況、現状と今後の見通し
 - イ 調節池の底面利用

自由民主党

須賀昭夫議員



自由民主党

東山徹議員



- 1 災害時に備えた医療機関のBCP（業務継続計画）作成と災害対応の推進について
 - (1) 医療機関のBCPの将来像、現状、将来像を実現するための取組について
 - (2) 災害拠点病院のBCPについて
 - (3) 医療機関のBCPに実効性を持たせるための支援について
- 2 日航機墜落事故に自衛隊が関与したという内容を記

- 1 多様な人材が活躍できる県庁組織づくりとアンコンシャス・バイアス対策について
 - (1) 女性管理職比率とアンコンシャス・バイアスの影響について
 - (2) 制度面だけでなく内部風土としての改革について
 - (3) アンコンシャス・バイアス是正に向けた目標とロードマップについて
- 2 民生委員・児童委員の担い手不足と負担軽減について
 - (1) 担い手不足・負担増の実態把握について
 - (2) 新たな担い手確保に向けた広報・啓発について
 - (3) 無報酬制度の見直し・ICT導入等による負担軽減策について
- 3 児童養護施設における加算制度と人員配置支援について
 - (1) 発達障害・被虐待児の増加と職員負担の現状認識について
 - (2) 障害等を有する児童への加算制度の創設について
 - (3) 施設の人員配置に対する支援について
- 4 県立高校における自閉症・発達障害の生徒への指導について
 - (1) 通級による指導の継承と拡充について

- (2) 教員の専門性向上と校内支援体制の強化について
- 5 埼玉県エスカレーターの安全な利用の促進に関する条例について
- (1) 条例の認知度・遵守状況の把握について
 - (2) 周知不足やトラブル懸念の声への認識について
 - (3) 鉄道事業者との連携による啓発とその成果・課題について
 - (4) 若年層へのアプローチと今後の取組について
- 6 気候変動に対応した高温耐性品種の導入と新品種「えみほころ」の販売戦略について
- (1) 今年の水稻の高温障害と今後の対策について
 - ア 高温障害への対応策について
 - イ 等級に依拠しない評価軸の策定について
 - (2) 国・他県の高温耐性品種の試験導入について
 - (3) 新品種「えみほころ」の販売促進計画について
- 7 県内特産品の振興について
- (1) 地域特産品も含めた県産農産物の魅力発信について
 - (2) オンライン上の総合販売拠点の構築について
 - (3) 複数チャネルを連動させた一体的プロモーションについて
 - (4) 若年層へのアプローチとSNS戦略について
 - (5) モリンガを含む将来作物への研究とブランド化について
- 8 水産研究所における陸上養殖の導入と今後の展開について
- (1) 陸上養殖施設導入の成果について
 - (2) 今後の産業化・特産品化に向けた展望について
- 9 重複・多剤服薬者へのポリファーマシー対策事業について
- (1) ポリファーマシー対策事業の実施状況と指導内容について
 - (2) 医師会・薬剤師会等との連携体制について
 - (3) 事業の成果と今後に向けた評価・改善について
 - (4) DX・ICTを活用したポリファーマシー対策の高度化について
- 10 地域医療を支える看護師の待遇改善と働きやすい環境づくりについて
- (1) 看護師の待遇改善に向けた県の取組について
 - (2) 看護師が安心して働き続けられる環境整備について
- 11 フッ化物洗口を活用した小児のう蝕予防の推進について
- (1) 未導入自治体・学校への支援と財政的サポートについて
 - (2) 目標達成に向けた普及戦略について
- 12 地元問題～川越市駅周辺の人口密集地における交通インフラについて～
- (1) 川越市駅周辺の交通課題と県の認識について
 - (2) 駅西側出入口新設に向けた県の関与と支援について
 - (3) 駅西側出入口の先行整備に対する県の支援について

公明党

小早川 一博議員



- 1 フードバンク、フードパントリーの持続可能な取組について
 - (1) 県内の現状と取組について
 - (2) 社会的価値と県の位置付けについて
 - (3) 支援体制の在り方について
 - (4) 倉庫、物流等のインフラ支援について
 - (5) 専門人材の活用支援について
- 2 こども・若者の居場所と参画に向けた取組について
 - (1) ユースワークについて
 - (2) ユースセンターの設置の推進について
- 3 学校現場におけるエアコン設置について
 - (1) 県立学校の体育館エアコンの全校設置を
 - (2) 特別教室のエアコン設置について
- 4 学校プールの在り方と民間との連携について
- 5 放課後等の児童の居場所について
- 6 睡眠薬等の適正使用に向けた取組を
- 7 オーバードーズ（過剰摂取）における相談窓口について
- 8 循環型トイレも含めた災害時のトイレ対策について
- 9 所沢航空記念公園の更なるにぎわいの創出を

自由民主党

千葉 達也議員



- 1 地域経済環境の維持について
 - (1) ガイドラインによる更なる地域貢献の促進について
 - (2) 大規模な製造業者・物流業者等の商工団体等への加入促進について
- 2 商工会の補助対象職員等の人事費の充実と支援体制の確保・拡充について
 - (1) 経営指導員等補助対象職員の人事費の確保・拡充について
 - (2) 経営指導員等補助対象職員の定数減に対する配慮・対策について
 - (3) 事務局長設置費の交付要件の見直しについて
 - (4) 広域指導員及び専門支援員事業の拡充
 - ア 広域指導員の拡充について
 - イ 専門支援員派遣事業の拡充について
- 3 豚熱対策、レンダリング処理の推進について

- 4 R T K 基地局の設置について
 (1) 国の動向の推移について
 (2) 基地局の設置に向けた動向について
- 5 警察署のバリアフリー化の推進と「福祉の世紀」における県警の姿勢について
 (1) 現状認識について
 (2) 身体的に障害のある方への現在の対応について
 (3) 全警察署バリアフリー化に向けた考え方と計画について
- 6 児童家庭支援センターに対する諸課題の解決に向けて
 (1) センターの運営基盤強化について
 (2) 児童相談所や市町村との協働に係る各種取組の活用促進について
 (3) 機能強化及び設置促進の計画策定と取組について
- 7 イノシシの対策及びクマの対策について
 (1) イノシシ個体数調整に対する現状認識と活動状況について
 (2) 人里に出没するクマへの対策状況と今後の考え方について
- 8 地元問題について
 (1) 南北方向を結ぶ道路の実現について
 (2) 県道北中曾根北大桑線（水深工区）の整備について

自由民主党

柿沼貴志議員



- 1 魅力度ランキングの結果とそれを受けた県政の方向性について
 (1) 魅力度最下位の結果に対する認識と観光振興施策について
 ア 最下位脱却に向けた基本認識
 イ 「観光意欲度」改善への取組について
- (2) 「郷土愛」の醸成について
 ア 広報における取組について
 イ 教育における取組について
- 2 「持続可能な地域づくり」に向けた埼玉県戦略の再構築
 (1) 人口戦略会議レポートが突きつける県の課題
 ア 成功事例の横展開
 イ 人口減少下における「持続可能な地域づくり」について
- (2) 持続可能な公共交通への県の方針と支援体制
- (3) 都市計画制度の活用と県の広域調整機能
 ア 都市計画制度を活用した市町村支援
 イ 優良農地保全と地域活性化のバランス調整
- 3 拉致問題早期解決に向けた施策の推進

- (1) 県内主要メディアへの積極的な働き掛け
 (2) 拉致問題解決に向けた埼玉県の取組の強化
- 4 新生児マスクリーニング検査の充実
 (1) 検査体制及び治療体制の現状について
 (2) 公費負担による検査対象疾患拡大の検討について
 (3) 公費負担の検討について
- 5 「持続可能な建設産業」に向けた担い手の確保と事業環境の整備
 (1) 建設業の働き方改革と技能労働者の待遇改善について
 ア 技能労働者の生活水準維持への取組について
 イ 適正な待遇について
- (2) 公共工事における最低制限価格制度等の見直しとスライド制度の周知について
 ア 最低制限価格制度等の見直しについて
 イ スライド制度の周知等について
- 6 見沼代用水開削300年に向けた支援と沿線の県管理施設について
 (1) 見沼代用水の歴史的意義と記念事業に向けた県の支援について
 (2) 緑のヘルシーロードなど沿線の県管理施設の管理について
- 7 投票率向上への取組について
 (1) 期日前投票所の利用促進について
 (2) 投票所入場券の広報について
 (3) 未来を担うこどもたちへの主権者教育の強化について
- 8 地元問題
 (1) 忍川の改修について
 ア 河川改修と調整池整備の進捗状況
 イ 今後の見通しと事業期間の延伸に伴う対応
- (2) 県道佐野行田線の歩道整備について
 (3) 県道熊谷羽生線の整備について

自由民主党

高橋稔裕議員



- 1 埼玉県の人口減少トレンドについて
 (1) 日本全国と埼玉県の差異
 (2) いかなるリーダーシップが必要か
 (3) 職員さんはどのような意識・行動様式で仕事に臨むべきか
- 2 もうひとつの人口トレンド～外国人の増加について～
- 3 地域の足を守る～質的充実まで考えないと使われない～
 (1) 面的充足から質的充足が必要なことに市町村の意

- 識はどこまで変わったか
- (2) 國土交通省出身の知見を活かし推進を！
- 4 市町村立学校の統廃合～直面する課題をどのように積極的に支援するか～
- (1) 小中学校規模の標準12学級に満たない県内の学校数について
- (2) 小規模校のこどもに対する影響について
- (3) 学校の統廃合に配慮した県の人的支援について
- (4) 住民理解を醸成するノウハウを研究・普及していくことの重要性について
- 5 農業や農山村振興を行うため農山村集落に豊かに住む人を少しでも増やす
- (1) 集落に住む人がいることで農業や農山村振興が成り立ちます
- (2) 県施策「埼玉ではじめる農ある暮らし」について
- (3) 関係人口増加から就農まで段階を追い支援する飯能市「飯能住まい」の例について
- (4) 居住施策としての優良田園住宅制度の推進について
- 6 いささか大きい農林部予算の未執行額
- 7 ストーカー対策の点検
- (1) ストーカー対策入口部分について
- (2) 期中のストーカー被害者に対するケアについて
- (3) 被害者を守るための装備資機材の充実について
- (4) ストーカー事案を発生させないために
- 8 救急医療のひっ迫を防ぐことを目的にした救急車要請時の緊急性が認められない場合の選定療養費徴収ガイドライン策定について
- 9 地元問題
- (1) 県道久喜騎西線バイパスの整備について
- ア まずは加須クリーンセンターまで
- イ そして東西へ
- (2) 県道北中曾根北大桑線花崎踏切の立体化について
- (3) 渡良瀬遊水地のイノシシを退治する
- 3 児童自立支援施設「埼玉学園」について
- (1) 寮長・寮母の処遇改善について
- ア 宿直手当の見直しについて
- イ 児童の安定と夫妻の休養の両立について
- (2) 交替制を含めた運営全体の見直しについて
- 4 就労継続支援B型事業所における「工賃の向上」について
- (1) 工賃向上目標の在り方について
- (2) B型事業所に対する県の役割について
- 5 県立高校のバリアフリー整備の現状と計画策定について
- (1) バリアフリートイレ整備の実態について
- (2) バリアフリー整備ロードマップの策定について
- 6 交通遺児援護基金の在り方について
- (1) 原資と運用の矛盾について
- (2) 所得制限について
- 7 県独自の児童生徒への通学支援策について
- 8 こども医療費助成制度における「療養費」を含む完現物給付化について
- 9 流域下水道の負担格差の是正と県の責任について
- (1) 受益者負担の原則による地域格差について
- (2) 平準化を達成する具体策について

自由民主党

小久保 憲一議員



- 1 緊急銃猟における行政責任と体制整備について
- (1) 全県統一体制の構築について
- (2) 初動体制の強化と発砲リスクの解消について
- (3) 民間ハンターの法的リスク是正について
- 2 「投資287億円、85%回収不能」分取林事業の継続の是非について
- (1) 県費投入の妥当性について
- (2) 事業目的の実質的消滅について
- (3) 法的・行政的根拠について

委員長報告

企画財政 委員長報告

【目 次】

頁

副委員長 長峰秀和



常任委員会

企画財政	26
総務県民生活	27
環境農林	28
福祉保健医療	29
産業労働企業	30
県土都市整備	30
文教	31
警察危機管理防災	32

特別委員会

決算	32
自然再生・循環社会対策	33
地方創生・行財政改革	34
公社事業対策	34
少子・高齢福祉社会対策	34
経済・雇用対策	35
危機管理・大規模災害対策	35
人材育成・文化・スポーツ振興	36
八潮市道路陥没事故調査等	36

企画財政委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案6件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、第128号議案について、「権限移譲に当たり、市町村の課題をどの程度把握しているのか。また、把握した課題を踏まえて、どのように権限移譲を進めていくのか」との質疑に対し、「毎年、市町村との権限移譲に関する意見交換会で、課題の把握を行っている。また、多くの市町村で受入れが進む事務などを重点移譲対象事務と定めたほか、市町村が円滑に事務を処理できるようマニュアルなどの情報提供、県職員の派遣などの人的支援、権限移譲特別推進交付金などの財政支援をきめ細やかに行い、権限移譲を進めていく」との答弁がありました。

次に、第138号議案について、「本県の人口一人当たりの宝くじの販売額は、他都道府県と比較してどうか。また、今後、県内で買っていただくため、どのようにPRしていくのか」との質疑に対し、「令和6年度における人口一人当たりの宝くじ購入額は5,253円で、都道府県別の順位は41番目である。県政サポーター向けのアンケートでは、3割ほどが、東京都など県外で購入していることが分かった。今年度、新たな取組として、幸運アンバサダーによる県内での購入を呼び掛ける動画の公開や、バーチャル埼玉での広報などを実施した。引き続き、あらゆる機会を通じて、県内で購入していただけるよう広報に努めていく」との答弁がありました。

また、追加提出された第175号議案について、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の活用について、支援対象の優先順位や判断基準をどのように整理したのか。また、今後残余分をどのような考え方で活用していくのか」との質疑に対し、「今回、国から示された推奨事業に沿って、物価高騰に対する負担を軽減するための支援を優先した。今後は、物価変動に対応できるような経営体質の改善や価格転嫁から賃上げに至る正のスパイラルの構築に向けた施策を検討していく」との答弁がありました。

このほか、第122号議案及び第127号議案についても活発な論議がなされ、第171号議案については執行部からの詳細な説明をもって、了承した次第であります。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案6件について採決いたしましたところ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決し

た次第であります。

次に、所管事務の調査として、「指定管理者の選定の在り方について」質問が行われました。

その中で、「指定管理者選定委員会議事録の詳細を公開した方が審査の透明性向上につながると思うかどうか」との質問に対し、「選定委員会での発言には、落選団体にとって不利益な情報が含まれていることや、発言が公表されると委員同士の率直な意見交換を妨げる可能性があるので、埼玉県情報公開条例の不開示情報として取り扱っている。そうした部分を除きながら、議事録の概要を公表することについては検討していく」との答弁がありました。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

総務県民生活 委員長報告

副委員長 東 山 徹



総務県民生活委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案9件及び請願3件であります。

以下、これらの議案等に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、総務部関係では、第173号議案について、「職員給与に関して、人材確保に向けて若年層に重点を置くという観点で見た場合、どのような傾斜配分になっているのか」との質疑に対し、「全ての職員を対象に引上げを行っているが、引上げ率は初任給をはじめとした若年層ほど大きく、年代や職位が上がるほど小さくなっている」との答弁がありました。

次に、県民生活部関係では、第122号議案について、「屋内50m水泳場整備及び運営事業の債務負担行為について、維持管理も含めて長期の契約となるが、今後もスライド条項を適用する可能性はあるのか」との質疑に対し、「竣工までの間は、設計・建設の費用として当該条項が適用されるが、その後の維持管理についても、物価が変動した場合は改定する規定を契約書に盛り込んでいる」との答弁がありました。

また、追加提出された第175号議案について、「今回の補助対象である光熱費と食材費の予算額はそれぞれ幾らか。また、実施時期はいつ頃か」との質疑に対し、「補助額は、光熱費が235万3,000円、食材費が1億7,724万4,000円である。また、私立学校運営費補助に上乗せすることで申請事務を簡素化し、2月下旬から3月頃に支給する予定である」との答弁がありました。

このほか、第134号議案、第135号議案、第139号議案、

第171号議案及び第172号議案についても活発な論議がなされました。

続いて、討論に入りましたところ、第172号議案に反対の立場から、「先の見えない物価高騰や相次ぐ上下水道料金の引上げなど、県民からは悲鳴の声が上がっている。特別職の期末手当の引上げは、県議会議員の期末手当の引上げにも連動するため反対である」との意見が出されました。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案8件について採決いたしましたところ、第172号議案については多数をもって、その他の議案については総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、第168号議案「審査請求に関する諮問について」申し上げます。

まず、「非違行為により、実際にどのような被害や影響があったのか」との質疑に対し、「臨時の保護者会開催などの対応や、報道機関への対応準備に加え、スクールカウンセラーの派遣によって、本来不要であった公費負担も生じた」との答弁がありました。

続いて、意見の聴取に入りましたところ、「審査請求人は、ストレス等により思い悩んでいた中で、飲酒の影響もあり衝動的に行方に及んだと主張するが、判断力が低下するほどの飲酒は、請求人の責めに帰すべき行為であり、背景及び動機に考慮する事情はない。審査請求人の行為は、公務員に対する県民の信頼を大きく損なうものであり、退職手当を支給することは適切でない」との意見が出されました。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会の意見として、総員をもって、「本件処分は、非違行為の内容及び程度、非違行為の公務に対する信頼に及ぼす影響などの事情を勘案した上で行われており、妥当なものと認められる。よって、本件審査請求は、棄却すべきである」と、答申することとした次第であります。

次に、請願について申し上げます。

まず、議請第3号につきましては、請願者886名を追加したい旨の申請が請願者からあり、これを了承し、審査したところであります。

審査におきましては、不採択とすべきとの立場から、「私学助成制度は、運営費補助と父母負担軽減補助との二つの柱により成り立っているが、本県の父母負担軽減補助は全国でも上位の水準にあり、両者の補助単価を合算すると国の標準額を上回っている。来年度、国による高校授業料無償化が実現した場合には、父母負担軽減事業補助の一般財源の一部が国庫支出金に振り替わることが見込まれるが、現在のところ詳細は不明である。厳しい財政状況に鑑みると、経済環境や社会情勢を踏まえた重点化や配分を考慮すべきであり、単に拡充することを求める本請願には賛成できない」等の意見が出されました。

次に、採択すべきとの立場から、「来年度から国の授業料助成が大幅に増額となるため、県が担ってきた支援

金分を運営費補助に活用できる機会となる。こどもたちが経済的な心配をせずに学べる環境を整備することは、『埼玉県こども・若者基本条例』の教育費負担の軽減にもつながるものである」との意見が出され、採決いたしましたところ、賛成少数をもって不採択とすべきものと決した次第であります。

次に、議請第5号につきましては、不採択とすべきとの立場から、「国民が広く享受する社会保障の費用は、あらゆる世代が広く公平に分かち合うべきである。消費税については、社会保障と税の一体制改革において、消費税をはじめとする税制抜本改革で安定財源を確保し、社会保障の充実、安定化及び財政健全化の同時達成を目指すため、税率が決定されたものである」等の意見が出されました。

次に、採択すべきとの立場から、「消費税は低所得者ほど負担割合が大きく、不公平な税制である。物価高騰で苦しんでいる県民を応援し、地域経済の活性化のためにも本請願を採択するべきである」との意見が出され、採決いたしましたところ、賛成少数をもって不採択とすべきものと決した次第であります。

次に、議請第7号につきましては、請願者426名を追加したい旨の申請が請願者からあり、これを了承し、審査したところであります。

審査におきましては、不採択とすべきとの立場から、「核兵器禁止条約は、日本が目指す『核兵器のない世界』の出口ともいえる重要な条約である一方、核兵器保有国のみならず、非核兵器保有国からも支持を得られておらず、国際社会における核軍縮の取組に分断をもたらしている点が懸念されている。政府は、現実の安全保障上の脅威に適切に対処しつつ、現実的で実践的な取組を推進していくとしていることから、国の取組を尊重すべきである」等の意見が出されました。

次に、採択すべきとの立場から、「多くの国々が核兵器のない世界による安全を選択し、99か国が署名、批准、加盟している。国内世論調査でも、当該条約に参加すべきとの声は7割を超えており」との意見が出され、採決いたしましたところ、賛成少数をもって不採択とすべきものと決した次第であります。

次に、所管事務の調査として、「スポーツ少年団大会の参加資格について」質問が行われました。

その中で、「男女混合チームを認めていないなどの大会のルールによって参加できない選手が出てしまうことが問題であるが、県としてどのように考えるのか。また、今後どのように埼玉県スポーツ協会に対し、働き掛けていくのか」との質問に対し、「男女混合で行われているスポーツ少年団の活動実態に合った形式での大会実施が望ましいと考えている。また、県民誰もがスポーツを楽しむことができる機会を提供するという県の方針に鑑みると、合理的な理由がない場合には、男女混合で出場できるように改善を働き掛けていきたい」との答弁がありました。

なお、当面する行政課題として、県民生活部から「スポーツ科学拠点施設整備運営事業について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

環境農林 委員長報告

副委員長 橋 詰 昌 児



環境農林委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案8件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、環境部関係では、第140号議案ないし第142号議案について、「今回の指定管理者の募集に当たり、県内事業者の応募を増やすためにどのような取組や工夫を行ったのか」との質疑に対し、「過去に応募があった企業をはじめ、各種団体や県内における類似施設の指定管理者、環境保全活動に取り組む民間企業などに幅広く周知を行った」との答弁がありました。

次に、農林部関係では、第122号議案について、「家畜保健衛生所機能強化事業に関する、工期延長により、開所の準備期間が短くなるが、来年9月に予定している家畜保健衛生所の開所に影響はないのか」との質疑に対し、「建物の引渡しから開所までの3か月間で、準備作業を行うことは十分可能であり、開所への影響はない」との答弁がありました。

また、追加提出された第175号議案について、環境部関係では、「クマ対策は、恒久的なものとして講じていくのか」との質疑に対し、「クマが増えていく状況は、長期的に見て確実だと専門家も言っており、今年、出没件数が多いことから対策を強化するのではなく、長期的な視点で計画的に対策を講じていく」との答弁がありました。

このほか、第154号議案、第155号議案及び第171号議案についても活発な論議がなされました。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案8件について採決いたしましたところ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました次第であります。

次に、所管事務の調査として、「クマ対策について」質問が行われました。

その中で、「現在講じている対策及び中長期的な対策は何か」との質問に対し、「当面は、緊急対応として市町村が緊急銃猟制度を的確に運用できるよう支援に注力している。中長期的には、クマを人里に近づけさせない

対策やクマの個体数を管理する取組を進めていく。森林関係では、現在、森林組合等に対して注意喚起を行っており、中長期的には雑草の刈り払いなどによるクマとの遭遇防止を図っていく」との答弁がありました。

また、「獵友会の会員数の増加や長瀬射撃場の活用を含めて、どのような対策を行っているのか」との質問に対し、「獵友会の会員数は減少傾向が続いているが、50代以下の入会が増えており、徐々に会員の若返りが進んでいる。新たな狩猟者の技術習得のため、研修会の開催や長瀬射撃場の活用を進めていく」との答弁がありました。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

福祉保健医療 委員長報告

副委員長 須賀 昭夫



福祉保健医療委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案15件及び請願1件であります。

以下、これらの議案等に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、福祉部関係では、第149号議案について、「埼玉県伊豆潮風館の指定管理期間が2年間になることで、提供されるサービスの質が低下することはないのか」との質疑に対し、「候補者から提出された事業計画書では、現在の指定管理期間と遜色なく同等のサービスが提供されることとなっている。自主事業としてリフト付きマイクロバスを活用した周辺観光を行うほか、従業員のスキルアップ等のため多くの研修や訓練を実施するなど、接客面でも安定したサービスの提供が行われるよう計画されている」との答弁がありました。

次に、保健医療部関係では、第169号議案について、「埼玉県立病院機構第2期中期目標では、県北部の医師不足地域への医師派遣やサイバー攻撃への対応等が新たに盛り込まれているが、どのような議論を経て、明記されたのか」との質疑に対し、「本県の課題に対して、同機構にどのような対応を求めるべきかという観点から検討を行った。県北部の医師不足地域への医師派遣は、本県の重要な取組の一つであり、医師確保施策に協力いただく意味でも、目標に明記した。また、令和4年に、大阪府の病院がサイバー攻撃を受けて診療機能に大きな支障が生じたことから、サイバー攻撃への対応についても明記した」との答弁がありました。

また、追加提出された第175号議案について、保健医療部関係では、「今回実施する処遇改善・物価上昇支援事業はどういうものか。また、従来の光熱費等高騰対策

支援事業との違いは何か」との質疑に対し、「今回の処遇改善・物価上昇支援事業は、医療機関等が直面している物価高騰や賃金上昇を踏まえて、診療報酬の見直しの効果を前倒しするため、国で措置された医療・介護等支援パッケージを受けて事業化したものである。また、光熱費等高騰対策支援事業は、電気やガス料金などを対象とする一方、処遇改善・物価上昇支援事業はそれ以外の経費や賃上げに要する費用に支援を行う点で異なる」との答弁がありました。

このほか、第129号議案、第130号議案、第143号議案ないし第148号議案、第150号議案、第152号議案及び第171号議案についても活発な論議がなされ、第151号議案については、執行部からの詳細な説明をもって、了承した次第であります。

続いて、討論に入りましたところ、第149号議案に反対の立場から、「埼玉県伊豆潮風館について、令和10年3月末の施設廃止を前提とした指定管理期間となっており、県民の意見を十分に聞き、協議してきたとは言い難い状況であるため反対である」との意見が出されました。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案15件について採決いたしましたところ、第149号議案については多数をもって、その他の議案については総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、請願について申し上げます。

議請第6号につきましては、不採択とすべきとの立場から、「民間でもリフト付きバスの所有が増え、社会全体のバリアフリー化が進んできていることに加えて、昨今の深刻な運転手不足により、事業の継続は現実的に難しい状況となっている。現在、県では、様々な障害者団体から要望を受けており、代替案についても検討しているところである。今後の施策が、障害者団体や利用者の意見を踏まえたものになっているかを注視し、必要な意見や提言を行っていくべきと考える」等の意見が出されました。

次に、採択すべきとの立場から、「障害者が自力で民間バスを探すことが簡単にできるのか疑問であり、生活費に苦慮している障害者は多く、高額のバス料金を負担することは困難である。受託事業者が運転手を確実に確保できるように、委託料を増額し事業継続することは、県の責務だと考える」等の意見が出され、採決いたしましたところ、賛成少数をもって不採択とすべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

産業労働企業 委員長報告

副委員長 渡辺聰一郎



産業労働企業委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案9件及び請願1件であります。

以下、これらの議案等に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、産業労働部関係では、「カスタマーハラスメントの指針」について、「カスタマーハラスメントの指針に関するものになるのか」との質疑に対し、「カスタマーハラスメントの定義や類型、具体例等の内容に関する事項、また、県、顧客等、事業者、事業者団体及び就業者の責務に関する事項、さらに、県の施策に関する事項などを盛り込むことを検討している」との答弁がありました。

次に、企業局関係では、「大久保浄水場の土壌汚染を事前に確認できなかったことについて、同様の事例が起こることも想定されるため、事前調査が必要ではないか」との質疑に対し、「今回、土壌汚染対策法に基づいて土地利用状況を確認したところ、工場などの利用がなかったことから事前調査は行っていない。今後は調査を実施することなどを検討していく」との答弁がありました。

また、追加提出された第175号議案について、「特別高圧電力を使用する中小企業等に対して、できる限り早く支援すべきと考えるが、どのようなスケジュールを想定しているのか」との質疑に対し、「申請システムの改修等を行い、令和8年2月下旬頃から申請受付ができるよう準備を進めていく」との答弁がありました。

このほか、第123号議案、第125号議案、第131号議案及び第153号議案についても活発な論議がなされ、第122号議案及び第171号議案については、執行部からの詳細な説明をもって、了承した次第であります。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案9件について採決いたしましたところ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、第132号議案に対し、条例の施行について適切な対応を求める附帯決議として、「1 指針案の策定に当たり、カスタマーハラスメントの行為類型は県民の権利行使及び表現の自由に直結するため、慎重に検討し、指針案は所管委員会に報告して、その意見を最大限尊重すること。2 指針においては、行為類型及び典型例を示すとともに、正当な権利行使に基づく申出及び通報等

は尊重し、カスタマーハラスメントとして取り扱わないことを明記すること。3 指針の策定及び見直しに当たっては、関係当事者、専門家及び関係団体の意見を幅広く聴取し、十分に反映すること」との提案があり、採決いたしましたところ、総員をもって附帯決議を付すことに決した次第であります。

次に、請願について申し上げます。
議請第4号につきましては、請願者145名を追加したい旨の申請が請願者からあり、これを了承し、審査したところであります。

審査におきましては、不採択とすべきとの立場から、「所得税法では、事業に従事する配偶者や親族がある場合、第57条において特例として、それらの者への給与を実額で経費に算入することを認めており、合理性があると考える。また、税制改正は、国民生活や経済活動に大きな影響を与えるため、幅広い議論と検討がなされるべきである」等の意見が出され、採決いたしましたところ、賛成少数をもって不採択とすべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

県土都市整備 委員長報告

副委員長 戸野部直乃



県土都市整備委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案18件であります。

以下、これらの議案について行われた主な論議について申し上げます。

まず、県土整備部関係では、「ゼロ債務負担行為の設定額の前年度比と、工事の発注時期の平準化はどのような状況か」との質疑に対し、「令和7年度の設定額は117億8,275万円であり、前年度比約8%の増加となっている。例年、第1四半期の工事量が一番少なくなるが、その平準化として、第1四半期の目標を、年間の稼働件数の平均値に対する90%として発注している」との答弁がありました。

次に、都市整備部関係では、第164号議案及び第165号議案について、「特別県営住宅等の次回指定管理の前提となる県営住宅の管理方法については、令和5年2月定例会の予算特別委員会において、管理代行制度と指定管理者制度を比較し丁寧に進めると答弁があったが、どのように比較検討がされたのか」との質疑に対し、「他自治体への状況調査やヒアリングを実施し、コスト面と入居者への福祉的サービスの2点で比較した。コストについては、指定管理者制度では担うことができない権限行

使のコストも含めると、指定管理者制度の方が割高になる。福祉的サービスについては、「埼玉県住宅供給公社が行うサービスの方が、他の自治体の指定管理者におけるサービスよりも手厚い」という結果となったとの答弁がありました。

次に、下水道局関係では、第170号議案について、「流域下水道の受益者負担を減らす方策について、安全を担保しつつ、労務費以外の経費を圧縮していく必要がある。今後、その対策の報告も含め、体制整備ができるのか」との質疑に対し、「維持管理経費は経営努力により極力削減していかなければならない一方で、適正な水準に維持管理負担金の金額を設定し、安定的に事業を運営できるようにすることも使命である。県民の納得を得るために、削減努力による成果を報告できるようにしていく」との答弁がありました。

また、追加提出された第175号議案について、県土整備部関係では、「クマ対策における、樹木伐採箇所の選定の考え方はどのようなものか」との質疑に対し、「埼玉県ツキノワグマ出没マップに基づき、河川付近でクマの出没が確認された箇所のうち、近隣に人家がある12か所を選定した」との答弁がありました。

このほか、第126号議案、第133号議案、第136号議案、第137号議案及び第156号議案ないし第163号議案についても活発な論議がなされ、第171号議案については執行部からの詳細な説明をもって、了承した次第であります。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案18件について採決いたしましたところ、第133号議案、第164号議案、第170号議案、第171号議案及び第175号議案については多数をもって、その他の議案については総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、当面する行政課題として、県土整備部から「一級河川笛目川の特定都市河川指定について」、都市整備部から「埼玉県建築物耐震改修促進計画の改定について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

文 教 委員長報告

副委員長 保 谷 武



文教委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案6件及び請願2件であります。

以下、これらの議案等に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、第167号議案について、「埼玉県立小川げんきプラザに関する、委託料が5割近く増加している要因は何か」との質疑に対し、「利用者のサービス向上につながるプラネタリウムの機器更新費用を含む維持管理経費の増加が約800万円、賃金上昇に係る人件費の増加が約1,100万円などが主な要因である」との答弁がありました。

また、追加提出された第175号議案について、「学校給食費に対する補助について、どのように積算したのか」との質疑に対し、「小売物価統計調査のデータを用い、食材価格上昇率32.9%を算出した。この範囲内で、令和4年度以降に給食費を値上げした学校を対象として、1食当たりの値上げ額に1月から3月分の予定人数と給食回数を乗じた額を計上した」との答弁がありました。

このほか、第122号議案、第166号議案、第171号議案及び第174号議案についても活発な論議がなされました。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案6件について採決いたしましたところ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、請願について申し上げます。

まず、議請第1号につきましては、請願者2,668名を追加したい旨の申請が請願者からあり、これを了承し、審査したところであります。

審査におきましては、不採択とすべきとの立場から、「それぞれの項目について、必要な取組の推進や国への働き掛けなど、適切な対応が既に実施されていることが認められる。給食費の無償化については、地域や学校の実情に応じた取扱いがあり、財源の確保や公平性、柔軟性の観点からも課題があるため、国の検討結果を踏まえて県としての対応を検討すべきである」等の意見が出されました。

次に、採択すべきとの立場から、「増加する不登校やいじめ、特別支援教育に対応するためにも専門性の高い教職員の増加が必要であり、教育費の保護者負担の軽減や特別支援学校の教室不足、過密解消も喫緊の課題である」との意見が出され、採決いたしましたところ、賛成少数をもって不採択とすべきものと決した次第であります。

次に、議請第2号につきましては、不採択とすべきとの立場から、「特別支援学校における教室不足の解消のため、実態の把握及び必要な教育環境の整備を進めており、また、国に対して財政的支援制度の充実や医療的ケアを実施する看護職員の定数措置等について働き掛けを行っており、適切な対応が実施されている」との意見が出されました。

次に、採択すべきとの立場から、「特別支援学校は教室不足と過密化により、慢性的な学習権侵害ともいえる状況に陥っており、医療的ケア児が安心安全な学校生活を送る上で、看護職員の定数基準を定めることは重要である」等の意見が出され、採決いたしましたところ、賛成少数をもって不採択とすべきものと決した次第であります。

次に、所管事務の調査として、「身体に障害のある生徒の高校入学について」及び「児童生徒の自殺防止に向けた取組の強化について」質問が行われました。

その中で、「身体に障害のある生徒が安心して高校生活を迎えるよう、入学後どのような支援が受けられるか、必要な情報をどのように提供していくのか」との質問に対し、「どの県立高校でどの教職員が対応しても、説明に温度差が生じないようガイドラインを作成し、全ての県立高校に配布するとともに、これまで生徒や保護者からあつた問合せを精査し、情報提供するなど、親切丁寧な対応を周知徹底していく」との答弁がありました。

次に、「昨年度、本県で自殺により亡くなられた児童生徒が過去最多という調査結果を踏まえて、現状の課題認識と今後の展望はどうか」との質問に対し、「本年2月から設置を推進している校内連携型危機対応チームの更なる充実を図るほか、各学校に対し、自殺予防に関する取組を年間指導計画に組み入れることなど、実効的な組織体制を構築し、自殺防止対策に取り組んでいく」との答弁がありました。

なお、当面する行政課題として、予算特別委員会の附帯決議に関連して「教職員の駐車場費用負担について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わりります。

警察危機管理防災 委員長報告

副委員長 安 藤 友 貴



警察危機管理防災委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案2件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、警察本部関係では、第171号議案について、「昨年の人事委員会勧告に基づく改定との差異はどうか。また、今回の給与改定は若年層に重点を置いているが、大卒の警察官の初任給はどのくらい引き上がるのか」との質疑に対し、「今回は、若年層に重点を置きつつ、その他も昨年を大幅に上回る引上げが行われる。月例給の引上げの割合は、昨年が平均2.79%だったところ、今回は平均3.51%である。また、大卒の警察官の初任給は、地域手当を含む額で約16,500円増額し、約304,000円となる。初任給が300,000円を超えるのは、今回が初めてである」との答弁がありました。

また、追加提出された第175号議案について、「近隣都県の事業者からLPガスを購入している方が補助を受けられないと聞いているが、改善されたのか。また、近隣

都県との補助額に差はあるのか」との質疑に対し、「これまで近隣都県10のLPガス協会に対して会員向けの周知を依頼し、新たに県外4事業者から申請をいただいた。今回、東京都や群馬県のLPガス協会に直接訪問して周知を依頼している。また、近隣都県の補助額については、東京都は独自予算で実施しており、本県と同様に国の交付金を活用している千葉県及び神奈川県との比較では、まだ確定していないが、本県の補助額が最も高いと認識している」との答弁がありました。

また、「LPガス協会に加盟していない県内事業者への周知はどうしているのか」との質疑に対し、「協会に加盟していない事業者には直接郵送で事業を案内している」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案2件について採決いたしましたところ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、当面する行政課題として、危機管理防災部から「令和7年度における指定管理者の再公募について」、「埼玉県消防学校再整備基本構想(案)について」及び「埼玉県地域防災計画の見直しの方向性について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

決 算 特別委員長報告

委員長 松 澤 正



決算特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会において審査してまいりました案件は、去る9月定例会に提出され、閉会中の継続審査となっていました、第113号議案「令和6年度埼玉県の一般会計及び特別会計決算の認定について」並びに第114号議案「令和6年度埼玉県公営企業会計決算の認定について」の2件であります。

審査に当たりましては、執行部に対し、決算書などに基づき詳細な説明を求めるとともに、必要な資料を要求いたしました。

その上で、予算の執行が、関係法令に沿って、適正かつ効率的に行われたかどうか、また、施策や事業の目的がどの程度達成され、県民サービスや福祉の向上にどのように貢献したか、などの視点から慎重に審査を行いました。

審査の過程では、県政全般について活発な質疑が行われました。

以下、主なものについて簡潔に御報告いたします。

まず、一般会計及び特別会計決算では、地方法人課税の偏在による県財政への影響、期日前投票所の充実、年代別退職者数と主な退職理由、外国人総合相談センター埼玉への相談内容、ドローンによる災害現場上空観測の実証実験の成果、若手狩猟者育成の取組、児童虐待のリスクが高い家庭へのアウトリーチ型支援、県北・秩父地域における医師確保、障害者の法定雇用率達成状況、森林環境譲与税の活用状況、社会資本整備総合交付金の採択率、加須サイクリングセンターの利用状況、不祥事根絶アクションプログラムの取組の充実、岩槻高齢者講習センターの利便性向上などについて質疑がありました。

次に、公営企業会計決算では、水道用水供給事業会計における受水団体の県水転換率の減少要因、流域下水道事業における収益的収支の赤字要因と経営改善の取組などについて質疑がありました。

その結果、102項目を改善又は検討を要する事項とすることとした次第であります。

以下、主なものについて申し上げます。

一般会計及び特別会計決算に関しましては、総括的事項関係において、「これまで実施された物価高騰対策について、支援の届きにくい層があることを調査し、的確な対策を検討していくこと。また、国の交付金を活用した短期的な支援にとどまらず、今後は地域経済の底上げにつながる中長期的な仕組みづくりに取り組むこと」、県民生活部関係において、「青少年非行防止対策については、県内の実情を把握するとともに他部局との連携強化を図り、地域の大人が問題を抱える少年一人一人に寄り添える社会づくりに向けて更なる取組に努めること」、福祉部関係において、「保育人材の確保について、県独自の施策が保育士確保に結び付いているか確認し、人材確保に向け、更なる支援強化を検討すること」のほか、91項目を改善又は検討を要する事項としました。

公営企業会計決算に関しましては、埼玉県総合リハビリテーションセンター病院事業会計において、「埼玉県総合リハビリテーションセンターは、病床利用率、医業収支比率、給与費率を改善し、一般会計からの繰入額を削減すること」、企業局の事業会計において、「産業団地の造成は、事業期間を超過しないよう努力すること。仮に延長する場合は、延長期間の短縮に努め、地元住民に説明すること」、流域下水道事業会計において、「管きよの点検調査の在り方については、県の見解を国と共有し、県民の安心を得られるものとすること」のほか、5項目を改善又は検討を要する事項としました。

次に、討論に入りましたところ、第113号議案及び第114号議案について、反対の立場から、「第113号議案については、家畜保健衛生所を3か所体制から2か所体制へと減らすこと等。次に、第114号議案については、令和6年度から荒川左岸北部流域関係市の維持管理負担金単価、利根川右岸流域関係市町の維持管理負担金単価を引き上げたこと等。以上の理由から認定に反対する」との討論がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、第113号議案及び第114号議案について採決いたしましたところ、いずれも多数をもって、認定すべきものと決した次第であります。以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

自然再生・循環社会対策 特別委員長報告

副委員長 柿沼貴志



自然再生・循環社会対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「自然環境の保全・再生、地球温暖化・省エネルギー対策、廃棄物の処理及び資源循環社会の形成に関する総合的対策」であります。今回、「資源循環社会づくりについて」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「リチウムイオン電池の廃棄について、県民の理解を促進するための具体的な方策は何か。また、その効果を把握しているのか。さらに、回収ボックスの設置促進についてどのように考えているのか」との質問に対し、「本年8月にリチウムイオン電池が使用されている製品が一目で分かるポスター等を作成し、市町村に配布している。しかし、その後の市町村における広報を全て把握はしていないため、今後確認して足りない部分は強化していく。また、回収ボックスについて広めていくことは重要であるため、県が持つ情報を積極的に市町村へ提供していく」との答弁がありました。

次に、「特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例の運用において、基準適合の指導に対する事業者の反応はどうか。また、基準適合には費用がかかるが、県の支援はどうか」との質問に対し、「事業者から基準が分かりづらいなどの声もあったが、環境管理事務所から丁寧な説明を行い、理解を得て、基準適合に努めている。また、基準適合のための費用については、制度融資などを案内していく」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、本委員会に付託されております案件につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げまして、本委員会の報告を終わります。

地方創生・行財政改革特別委員長報告

副委員長 渡辺 大



地方創生・行財政改革特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「地方創生・SDGsの推進、魅力ある地域づくり、行財政・職員の働き方改革、県庁舎の建替え等及び情報技術の活用並びにDXの推進に関する総合的対策」であります。今回は、「情報技術の活用・DXの推進について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「自治体システム標準化への対応が市町村の課題となっている要因は何か」との質問に対し、「基幹的業務を標準準拠システムへ移行して運用する費用が高額であること、国が移行期限を設けたことでベンダーに作業が集中し、人手不足から遅れが生じたことが要因である」との答弁がありました。

次に、「AIの進化が著しい中、本県のDX推進計画の策定時点と現在の技術には既に大きな差が生じている。AIを活用できる人材の育成やAIの活用等について、当該計画の変更が必要であるという認識はあるのか」との質問に対し、「技術の進歩に合わせて、将来目指す方向性を含めて点検や改善をしている。AI等の新技術の有効活用に努め、全庁に展開して生産性を向上させていく」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、本委員会に付託されております案件につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げまして、本委員会の報告を終わります。

公社事業対策特別委員長報告

副委員長 高橋 稔裕



公社事業対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「公社事業の経営・見直しに関する総合的対策」であります。

今回は、「公社における改革の取組について」の審査対象公社として、「埼玉高速鉄道株式会社」、「公益財団法人埼玉県産業文化センター」及び「公益財団法人埼玉県産業振興公社」の審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部及び各公社から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、埼玉高速鉄道株式会社について、「岩槻延伸の事業化に向けて、どのように取り組んできたのか。また、今後の見込みはどうか」との質問に対し、「昨年1月にさいたま市から技術支援要請を受け、県、さいたま市、鉄道・運輸機構と事業化を前提とした整備や運営の在り方などについて検討している。社内では、本年4月に岩槻延伸推進室を設置するなど、全社的な検討体制を整えている。引き続き、延伸の早期実現に向け、県や鉄道・運輸機構と連携し、さいたま市に積極的に協力していく」との答弁がありました。

次に、公益財団法人埼玉県産業文化センターについて、「ソニックシティの大ホールでは、災害に備えてどのような安全対策をしているのか」との質問に対し、「ソニックシティホールは、新耐震基準に適合した施設であり、大ホールは、令和3年1月からの大規模改修工事で、改正建築基準法に適合する天井とした。ソフト面では、年に2回の防災訓練や帰宅困難者受入対策等に取り組んでいる」との答弁がありました。

次に、公益財団法人埼玉県産業振興公社について、「サーチュラーエコノミー支援に関する事業を推進するに当たっての課題は何か。また、その課題を踏まえてどうしているのか」との質問に対し、「再生材を使った製品の価格が高く、消費者に選んでもらえないという課題に対し、県民への普及啓発を行うため、大規模商業施設において衣料品の再生製品の展示会を実施した。また、県内中小企業では、大企業からの下請けで再生材を活用できない企業が多いため、大企業ニーズ調査を行い、再生材を活用したい大企業とのマッチングに取り組んでいる」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、本委員会に付託されております案件につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げまして、本委員会の報告を終わります。

少子・高齢福祉社会対策特別委員長報告

委員長 岡田 静佳



少子・高齢福祉社会対策特別委員会における審査経過

の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「少子・高齢社会、地域医療、障害者並びにシニアを含めた人材活用に関する総合的対策」であります。今回、「子育て支援について」及び「児童虐待防止対策について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「被虐待児の心のケアについて、児童相談所と地域の医療機関との連携体制の現状と課題、今後の対応はどうなっているのか」との質問に対し、「中央児童相談所と越谷児童相談所に常勤の児童精神科医を配置しており、虐待を受けた児童の診察などを行うほか、紹介状による情報提供で地域の医療機関への橋渡しを行っている。課題は、地域の児童精神科医が少なく、地域につなぐ医療機関の選択肢が限られていることであるため、小児医療センターと連携し、虐待を受けた児童を診察することができる医師を増やす取組を行っている」との答弁がありました。

次に、「朝のこどもの居場所づくりは、どのような方が担っているのか。シルバー人材センターが委託を受けている市もあるが、担い手の質は確保できているのか」との質問に対し、「シルバー人材センター、放課後児童クラブを運営しているN P O法人や社会福祉協議会などが行っている。質の確保については、通常の委託事業と同じように管理しており、市からも問題があるとは聞いておらず、質の担保はできていると考える」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、本委員会に付託されております案件につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げまして、本委員会の報告を終わります。

経済・雇用対策 特別委員長報告

副委員長 深 谷 顕 史



経済・雇用対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「中小企業の振興、先端産業の推進、企業誘致及び働き方改革の推進を含めた雇用に関する総合的対策」であります。今回は、「中小企業の振興について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「サーキュラーエコノミーについて、本県は人口が多く、産業基盤が整っているため、リーディングモデルを作ることが求められると思うが、今後、重点化していく方向性はどのようなものか」との質問に対し、「県では、産業技術総合センター、産業振興公社や渋沢M I Xと連携し、普及啓発・情報発信、企業間のマッチング支援、リーディングモデルの構築・展開の3本柱で取り組んでいる。今後は、現在注力している食のサーキュラーエコノミーに続き、衣料品部門のマッチングを促進することで、サーキュラーエコノミーの認知度を高めるとともに、稼げる企業を増やしていく」との答弁がありました。

次に、「経営革新計画を策定した企業に対して、どのように支援していくのか」との質問に対し、「当該計画の策定を支援した商工団体が伴走支援を行うとともに、中小企業診断士等の専門家や豊富な経験や人脈を持つ企業のO B ・ O G を派遣して実践的な助言を行うなど、課題解決のための支援を行っている。また、今年度新たにフォローアップツールを開発しており、その診断結果に基づいて適切な専門家を派遣するなどプッシュ型支援も可能にすることで、フォローアップ支援の充実を図っていく」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、本委員会に付託されております案件につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げまして、本委員会の報告を終わります。

危機管理・大規模災害対策 特別委員長報告

委員長 宇田川 幸夫



危機管理・大規模災害対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「大規模災害等に係る応急・防災対策及び災害支援に関する総合的対策」であります。今回、「埼玉版F E M Aによる災害対応力の強化について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「F E M Aに関して、これまでの成果をどのような形で共有し、市町村と連携していくのか。また、訓練に主体的に参加する市町村とオブザーバーとして参加する市町村では、災害対応力の向上に差が生じると思うが、どのように対応しているのか」との質問に対し、「災害オペレーション支援システムに訓練のシナリオやタイ

ムラインを掲載して共有を図るとともに、これまで県が培ったノウハウの提供のほか、市町村が実施する訓練のサポートを行っている。また、様々な地域に応じた被害想定を設定することで、幅広い地域の市町村に参加していただき、県全体として災害対応力の向上を図っていく」との答弁がありました。

次に、「医療的ケア児などの災害時要援護者の避難については、情報把握に課題があると認識しているが、どのように対応していくのか」との質問に対し、「医療的ケア児は、一人一人に即した対応が必要になる。まずは、その状況を把握している市町村等において個別避難計画を立てていただき、所管する福祉部などと連携して検討する」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、本委員会に付託されております案件につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げまして、本委員会の報告を終わります。

人材育成・文化・スポーツ振興 特別委員長報告

副委員長 小川直志



人材育成・文化・スポーツ振興特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「人材育成、教育改革、文化及びスポーツの振興に関する総合的対策」であります。今回は、「スポーツの振興について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「女性アスリートが直面するエネルギー不足などの健康課題や競技環境の課題について、どのようにサポートしているのか」との質問に対し、「埼玉県スポーツ協会に、LINEなどの様々なアクセス手段による相談窓口を設置し、女性特有の問題に合わせて彩の国スポーツ推進パートナーに登録されている専門医などを紹介している」との答弁がありました。

次に、「東京2025デフリンピックにおける県としての実績はどうだったのか。また、大会を通じてデフリンピックのレガシーとして残していくものはあるのか」との質問に対し、「実績としては、応援イベントの実施など各種PR活動に力を入れ、大会の気運醸成に取り組んだ。37名の県ゆかりの選手が大会に出場した結果、計18名のメダリストが誕生した。また、学校から選手に対する講演依頼もあることから、今後は学校と選手をつなぐ役割

を担い、デフリンピックのレガシーを活用していく」との答弁がありました。

次に、「本委員会は、大学の施設や人材などの活用によりスポーツ振興に取り組む『福岡大学スポーツ・健康まちづくりコンソーシアム』を視察したが、本県における同様の取組状況と今後の計画はどうなっているのか」との質問に対し、「部活動の地域展開に係る国の実証事業において、大学などと連携して部活動の地域展開の環境づくりを進めている。また、埼玉県スポーツ協会は、本年3月に県内22の大学と連携し、スポーツに関する様々な取組を促すための『埼玉県スポーツ・ウェルネス系大学ネットワーク』を立ち上げた。今後は、同協会と連携して県、大学、地域が一体となってスポーツ振興に取り組んでいく」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、本委員会に付託されております案件につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げまして、本委員会の報告を終わります。

八潮市道路陥没事故調査等 特別委員長報告

副委員長 逢澤圭一郎



八潮市道路陥没事故調査等特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「八潮市道路陥没事故対応及び下水道施設の老朽化対策等に関する件」であります。今回は、「復旧工事の進捗状況」、「国への財政措置の知事要望状況」、「災害時等応援協定の新規締結」、「補償の実施状況」及び「住民の声や意見書・決議などを踏まえた対応」について審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「硫化水素等による健康被害について、今後、開催予定の公認心理師による個別相談会で、カウンセリング後に心理的苦痛の判断があった場合には、医療費や追加の心理的な補償の対応が必要であり、心理的ケアも含めて、住民に寄り添った対応が必要だと思うがどうか」との質問に対し、「硫化水素濃度については、本年2月6日から陥没現場周辺の5か所、9月下旬から屋内の8か所で順次24時間測定を開始し、ホームページで公開しているが、住民の方が不安を感じていることは十分承知している。カウンセリングを通じて医療機関へつなげていくとともに、因果関係が明らかになれば、治療費等の補償を行うなど、しっかりと対応していく」との答弁が

ありました。

次に、「家屋補償について、23件の事前調査が終わつたとのことであるが、まだ工事中の段階であり、補償対象の拡大も考えられる。今後の補償の流れはどのようになるのか」との質問に対し、「暫定道路の整備が完了した後に事後調査を行う予定であり、ひびなどが工事によって生じたものと判明すれば、補償を行っていく予定である」との答弁がありました。

次に、本委員会の付託案件について、審査を踏まえて発言のあった意見・提言の主なものについて申し上げます。

「今回の事故を踏まえ、災害救助法の対象とならない初期費用についても財政負担の軽減が認められるように強く求めること」、「補償については、対象者となる事業者や世帯からの申込件数がいまだ少ない状況にあるが、申込みを見送っている方も含めて、県として丁寧な対応を行い、必要な補償を着実に進めていくこと」、「事故対応の長期化を踏まえ、住民、事業者への影響を改めて点検すること。また、支援が届いていない層や区域がないかを確認し、必要な手当てを速やかに講じるとともに、支援内容を分かりやすく明確化すること」などあります。

次に、本県議会は、国に対し、被災自治体による迅速かつ柔軟な対応を実現するため、災害救助法の対象とならない取組についても被災自治体が躊躇なく行えるよう、財政的負担を軽減する新たな仕組みを導入することを強く求める「災害級の事故発生時における被災自治体の財政的負担軽減を求める意見書（案）」を本委員会として提出することを求める動議が提出され、採決いたしましたところ総員をもって可決されましたので、本委員会委員の連名で提出することといたしました。何とぞ議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、本委員会に付託されております案件につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げまして、本委員会の報告を終わります。

令和7年12月定例会議案審議結果一覧表

(単位 件)

議案の審議結果

12月定例会では、知事から提出された議案及び議員から提出された議案計71議案について、19日間にわたり熱心な審議が行われ、12月19日に議決された。

議案の要旨と議決結果は次のとおりである。

種類	結果	原案 可決	答申	認定	同意	合計
予 算	7					7
条 例	10					10
事 件	38	1	2	4	45	
意 見 書	9					9
計	64	1	2	4	71	

知事提出議案

議案番号	件 名	要 旨	議決結果
113	令和6年度埼玉県の一般会計及び特別会計決算の認定について	一般会計歳入歳出決算 予算現額 2兆3,941億3,176万1,906円 収入済額 2兆2,842億3,169万3,614円 支出済額 2兆2,333億7,102万8,525円 翌年度へ繰り越すべき財源 34億7,432万4,347円 実質収支額 473億8,634万742円 前年度実質収支額 349億7,680万1,163円 単年度収支額 124億953万9,579円 特別会計歳入歳出決算 予算現額 1兆2,393億111万4,512円 収入済額 1兆2,294億6,548万3,286円 支出済額 1兆2,234億6,984万4,814円 翌年度へ繰り越すべき財源 1億7,110万5,008円 実質収支額 58億2,453万3,464円 前年度実質収支額 52億812万4,024円 単年度収支額 6億1,640万9,440円	認定
114	令和6年度埼玉県公営企業会計決算の認定について	令和6年度埼玉県総合リハビリテーションセンター病院事業会計決算 令和6年度埼玉県工業用水道事業会計決算 令和6年度埼玉県水道用水供給事業会計決算 令和6年度埼玉県地域整備事業会計決算 令和6年度埼玉県流域下水道事業会計決算	認定
122	令和7年度埼玉県一般会計補正予算(第4号)	補正額 24億7百万円 補正後 2兆2,466億3千万円	原案可決
123	令和7年度埼玉県工業用水道事業会計補正予算(第1号)	補正額 0千円(債務負担行為等) 補正後 38億4千万円	原案可決
124	令和7年度埼玉県水道用水供給事業会計補正予算(第1号)	補正額 24億7千万円 補正後 947億2千万円	原案可決
125	令和7年度埼玉県地域整備事業会計補正予算(第1号)	補正額 4億3千万円 補正後 261億9千万円	原案可決
126	令和7年度埼玉県流域下水道事業会計補正予算(第3号)	補正額 83億9千万円 補正後 1,098億4千万円	原案可決

127	埼玉県手数料条例の一部を改正する条例	政党助成法等の一部改正に伴い、支部報告書等の写しの交付手数料の額を定めるとともに、電磁的記録による少額領収書等の写しの交付に係る手数料の額を改定等しようとするものである。	原案可決
128	知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	市町村への権限移譲の推進を図るため、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとし、及び規定の整備をしようとするものである。	原案可決
129	埼玉県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、幼保連携型認定こども園の運営に関する基準を改定しようとするものである。	原案可決
130	児童福祉法施行条例の一部を改正する条例	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正を踏まえ、児童福祉施設等に係る運営に関する基準を改定しようとするものである。	原案可決
131	埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例	新たに埼玉県産業技術総合センターの試験研究機器に係る使用料の額及び依頼試験に係る手数料の額を定め、並びにこれらの額を改定するとともに、老朽化した試験研究機器に係る使用料及び依頼試験に係る手数料の額の定めを廃止しようとするものである。	原案可決
132	埼玉県カスタマーハラスメント防止条例	カスタマーハラスメントの防止に関し、基本理念等を定めることにより、誰もが安心して働くことができる就業環境を整備し、事業者が安定した事業活動を継続できる環境を構築するとともに、顧客等の豊かな消費生活及び公正な取引を促進し、相互に尊重し合える社会の実現を図り、もって持続可能な社会を実現するための条例を制定しようとするものである。	原案可決
133	埼玉県都市公園条例の一部を改正する条例	都市公園の公園施設の利用等に係る料金の額の範囲を変更するとともに、公園施設の設置等の許可に係る使用料の額を改定しようとするものである。	原案可決
134	工事請負契約の締結について	工事名 さいたまスーパーアリーナ空間内大規模改修工事（建築・電気） 施工箇所 さいたま市中央区新都心8番地 履行期限 令和9年4月28日 請負金額 22億770万円 請負業者 大成建設株式会社	原案可決
135	工事請負契約の締結について	工事名 さいたまスーパーアリーナ空間内大規模改修工事（機械） 施工箇所 さいたま市中央区新都心8番地 履行期限 令和9年4月28日 請負金額 10億7,250万円 請負業者 大成設備株式会社	原案可決
136	訴えの提起について	県営住宅の明渡し及び滞納家賃等請求事件に関して訴えを提起しようとするものである。	原案可決
137	訴えの提起について	県営住宅の明渡し及び損害賠償金請求事件に関して訴えを提起しようとするものである。	原案可決
138	当せん金付証票の発売について	公共事業等の費用の財源に充てるため、令和8年度中において発売する全国自治宝くじ及び関東・中部・東北自治宝くじを発売しようとするものである。	原案可決

139	指定管理者の指定について	埼玉県平和資料館の管理に関し、指定管理者を指定しようとするものである。	原案可決
140	指定管理者の指定について	埼玉県自然学習センター及び北本自然観察公園の管理に関し、指定管理者を指定しようとするものである。	原案可決
141	指定管理者の指定について	埼玉県狭山丘陵いきものふれあいの里センターの管理に関し、指定管理者を指定しようとするものである。	原案可決
142	指定管理者の指定について	さいたま緑の森博物館の管理に関し、指定管理者を指定しようとするものである。	原案可決
143	指定管理者の指定について	埼玉県立嵐山郷の管理に関し、指定管理者を指定しようとするものである。	原案可決
144	指定管理者の指定について	埼玉県立児童養護施設上里学園の管理に関し、指定管理者を指定しようとするものである。	原案可決
145	指定管理者の指定について	埼玉県立皆光園障害者歯科診療所の管理に関し、指定管理者を指定しようとするものである。	原案可決
146	指定管理者の指定について	埼玉県立あさか向陽園障害者歯科診療所の管理に関し、指定管理者を指定しようとするものである。	原案可決
147	指定管理者の指定について	埼玉県立そとか光生園障害者歯科診療所の管理に関し、指定管理者を指定しようとするものである。	原案可決
148	指定管理者の指定について	埼玉県社会福祉総合センターの管理に関し、指定管理者を指定しようとするものである。	原案可決
149	指定管理者の指定について	埼玉県伊豆潮風館の管理に関し、指定管理者を指定しようとするものである。	原案可決
150	指定管理者の指定について	埼玉県立熊谷点字図書館の管理に関し、指定管理者を指定しようとするものである。	原案可決
151	指定管理者の指定について	埼玉県障害者交流センターの管理に関し、指定管理者を指定しようとするものである。	原案可決
152	指定管理者の指定について	埼玉県立精神保健福祉センターの管理に関し、指定管理者を指定しようとするものである。	原案可決
153	指定管理者の指定について	埼玉県東部地域振興ふれあい拠点施設の管理に関し、指定管理者を指定しようとするものである。	原案可決
154	指定管理者の指定について	埼玉県農林公園の管理に関し、指定管理者を指定しようとするものである。	原案可決
155	指定管理者の指定について	埼玉県県民の森の管理に関し、指定管理者を指定しようとするものである。	原案可決
156	指定管理者の指定について	戸田公園の管理に関し、指定管理者を指定しようとするものである。	原案可決
157	指定管理者の指定について	吉見総合運動公園の管理に関し、指定管理者を指定しようとするものである。	原案可決
158	指定管理者の指定について	荒川大麻生公園の管理に関し、指定管理者を指定しようとするものである。	原案可決
159	指定管理者の指定について	和光樹林公園及び新座緑道の管理に関し、指定管理者を指定しようとするものである。	原案可決
160	指定管理者の指定について	狭山稻荷山公園の管理に関し、指定管理者を指定しようとするものである。	原案可決

161	指定管理者の指定について	まつぶし緑の丘公園の管理に関し、指定管理者を指定しようとするものである。	原案可決
162	指定管理者の指定について	権現堂公園の管理に関し、指定管理者を指定しようとするものである。	原案可決
163	指定管理者の指定について	越谷公園の管理に関し、指定管理者を指定しようとするものである。	原案可決
164	指定管理者の指定について	特別県営住宅の管理に関し、指定管理者を指定しようとするものである。	原案可決
165	指定管理者の指定について	特定公共賃貸住宅の管理に関し、指定管理者を指定しようとするものである。	原案可決
166	指定管理者の指定について	埼玉県立長瀬げんきプラザの管理に関し、指定管理者を指定しようとするものである。	原案可決
167	指定管理者の指定について	埼玉県立小川げんきプラザの管理に関し、指定管理者を指定しようとするものである。	原案可決
168	審査請求に関する諮問について	退職手当支給制限処分に関する審査請求について、地方自治法第206条第2項の規定に基づき諮問するものである。	答申 (*)
169	地方独立行政法人埼玉県立病院機構第2期中期目標を定めることについて	地方独立行政法人埼玉県立病院機構が達成すべき中期目標を定めようとするものである。	原案可決
170	市野川流域下水道の維持管理に要する経費の関係3町の負担額について	市野川流域下水道の維持管理に要する経費について関係町が負担すべき金額を定めようとするものである。	原案可決
171	令和7年度埼玉県一般会計補正予算(第5号)	補正額 108億8百万円 補正後 2兆2,574億4千万円	原案可決
172	特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例	知事等の特別職の期末手当の額を改定しようとするものである。	原案可決
173	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	埼玉県人事委員会の勧告及び報告等を踏まえ、職員の給与の改定等しようとするものである。	原案可決
174	学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	埼玉県人事委員会の勧告及び報告を踏まえ、学校職員の給与の改定等しようとするものである。	原案可決
175	令和7年度埼玉県一般会計補正予算(第6号)	補正額 750億9千万円 補正後 2兆3,325億3千万円	原案可決
176	埼玉県教育委員会委員の任命について	埼玉県教育委員会委員小林あゆみの任期は、令和7年12月25日で満了となるが、後任として小野奈生子を任命することについて同意を得ようとするものである。	同 意
177	埼玉県収用委員会委員の任命について	埼玉県収用委員会委員富岡清の任期は、令和7年12月26日で満了となるが、再び富岡清を同委員に任命することについて同意を得ようとするものである。	同 意
178	埼玉県収用委員会委員の任命について	埼玉県収用委員会委員久保村康史の任期は、令和7年12月26日で満了となるが、後任として高松佳子を任命することについて同意を得ようとするものである。	同 意
179	埼玉県収用委員会予備委員の任命について	埼玉県収用委員会予備委員に塚田小百合を任命することについて同意を得ようとするものである。	同 意

*答申の内容「本件処分は、非違行為の内容及び程度、非違行為の公務に対する信頼に及ぼす影響などの事情を勘案した上で行われており、妥当なものと認められる。よって、本件審査請求は、棄却すべきである。」

議員提出議案（意見書等）

議第58号議案

不動産登記法第14条第1項に基づく登記所備付地図の早期集中的な整備を求める意見書

不動産登記法第14条第1項は、登記所には地図を備え付けるものとしており、この地図（以下「登記所備付地図」という。）によって、登記簿に記載された土地の位置及び区画を明確にすることができます。

一方、同条第4項は、この登記所備付地図が整備されるまでの間、代替として、地図に準ずる図面を備え付けることができるとしており、一般的に公図と呼ばれる図面が用いられている。しかし、公図は明治期に作成されたものが多く、精度と正確さに欠け、現況と大きく異なる場合があり、登記所備付地図の早期整備が必要である。

登記所備付地図の整備は、昭和26年に制定された国土調査法に基づく地籍調査によって進められてきたが、令和6年度末の進捗率は、国有林等を除いた要調査面積の53%にとどまっている。その原因として、土地所有者等の探索や筆界の確認に時間を要すること、調査の実施を担う市町村で予算や人材の確保が困難になっていることなどが挙げられる。

このような状況において、土地所有者等の現地立会いの負担軽減や測量作業の効率化に資するものとして、高精度の空中写真や航空レーザ測量から得られる「リモートセンシングデータ」を活用した手法が導入されている。その活用範囲は、測量技術の進展により、従来の対象である山村部に加えて、令和6年からは農用地及びその周辺にも拡大された。

また、法務省は、都市部における人口集中地区の地図混乱地域を対象に法務局地図作成事業を実施するとともに、登記官による助言など市町村の地籍調査への協力をしている。

登記所備付地図は、不動産の流通や公共事業の円滑な実施に資するほか、道路・下水道整備等の社会基盤の整備に役立つとともに、災害発生時の復旧・復興の迅速化に大きな役割を果たし、適正・公平な課税やまちづくりの観点からも重要である。

よって、国においては、全国の登記所備付地図を早期集中的に整備するための具体的な工程を示すとともに、リモートセンシングデータの活用推進や市町村への更なる支援などにより整備事業の課題解決に実効的に取り組み、事業費の確保など地籍調査の強化の推進や、法務局地図作成事業対象区域の大幅な拡充を行うよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月19日

埼玉県議会議長

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣
財務大臣
国土交通大臣
国土強靭化担当大臣

様

原案可決

議第59号議案

高校授業料無償化に係る事務の簡素化及び制度の早期確立を求める意見書

家庭の経済状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図ることは喫緊の課題である。

国は、高校生等の授業料に充てるため、年収910万円未満の世帯の生徒を対象に、高等学校等就学支援

金を措置してきた。

加えて、令和7年度に限り、現下の物価高騰による子育てに係る経済的負担の軽減を図るとともに、現在の高等学校進学率が99%に達し、準義務教育的な状況となっていることを踏まえ、年収が910万円以上の世帯の生徒を対象に、高校生等臨時支援金を措置している。

これら支援金は、都道府県や学校現場の支給に係る事務負担を軽減するため、原則として学校設置者が代理受領し、授業料に充当することになっているが、保護者等が申請手続を行う制度となっている。また、世帯年収によって支給される支援金が異なるため、所得要件の審査が必要となり、本県においては、公立高校は全額国の負担により委託事業者が、私立高校は申請を各学校で受け付けた上で県が、それぞれ審査事務を行っている。

令和8年度以降、私立高校等も含め全ての高校生等がいわゆる高校授業料無償化の対象となった場合、所得判定が不要となることから、保護者等・都道府県・学校の事務の簡素化を図るとともに、それでも必要となる事務費については全額国の負担により措置すべきである。また、無償化のための制度設計は、保護者等・都道府県・学校に混乱が生じないよう、早期に確立されるべきである。

よって、国においては、高校授業料無償化について、保護者等・都道府県・学校の事務を簡素化した制度を早期に確立するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月19日

埼玉県議会議長

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣
内閣官房長官
経済財政政策担当大臣

様

原案可決

議第60号議案

茶業におけるカーボン・クレジット創出推進を求める意見書

現在、日本を含む世界各地で、気温上昇の影響によって大雨や高温現象などが増加しており、今後、より一層対策を強化する必要がある。代表的な温室効果ガスである二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の大気中濃度も上昇を続けており、温室効果ガス削減は喫緊の課題である。

カーボン・オフセットは、日常生活や経済活動において排出され、削減努力によっては削減しきれない温室効果ガスについて、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により埋め合わせをする、温室効果ガス削減の仕組みの一つである。国は、カーボン・オフセットに用いる温室効果ガスの排出削減量・吸収量を認証し取引対象とするカーボン・クレジット制度としてJ-クレジット制度を運用しており、企業や地方公共団体が行う排出削減・吸収の取組が登録されることで、取引対象であるJ-クレジットが創出されている。

J-クレジット創出には、温室効果ガス削減の技術や方法ごとに国が承認した「方法論」が適用可能であることが必要である。この方法論として、経営活動や植樹・造成が承認されているのは森林に関してのみで、茶生産のために植樹されている茶樹については認められていない。

茶樹の寿命は約40年といわれ、その間は樹体に二酸化炭素が固定される。標準的な樹高の30年生茶樹における炭素ストック量は1ヘクタール当たり31.3トンと推定する試験研究データがある。この長期にわたる炭素ストック効果は、J-クレジットの方法論として認めるべきものといえる。

また、本県とともにお茶の主要な生産地である静岡県では、民間主導により官民連携でお茶を起点としたJ-クレジット創出の取組が始まった。お茶は日本を代表する文化の一つであり、国内の各地域で特色ある茶生産が行われていることから、今後の茶業の発展のためにも、茶樹を温室効果ガス削減に活用する取組に対し、国としても支援を進めていくべきである。

よって、国においては、茶樹の植樹による温室効果ガスの削減についてもJ－クレジットの方法論として承認するとともに、各地域での茶業を起点とした温室効果ガス削減の取組を支援するなど、茶業におけるカーボン・クレジット創出推進を行うよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月19日

埼玉県議会議長

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
環境大臣
内閣官房長官
経済財政政策担当大臣

様

原案可決

議第61号議案

太陽光パネルの適正処理及び再資源化の推進を求める意見書

2012年7月に「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に基づく固定価格買取制度が開始して以降、再生可能エネルギーの導入が促進され、太陽光発電については、電源構成に占める割合が2023年度時点で9.8%となった。我が国は、2040年度において、温室効果ガスを2013年度から73%削減することを目標としており、太陽光発電が電源構成に占める割合は23～29%となる見通しが示されている。

一方で、太陽光発電の導入拡大に伴い、使用済太陽光パネルへの対応が課題となっている。不適切な管理や放置がなされた場合、ガラス面の破損等の状況によっては、感電や飛散、有害な含有物質の流出等が発生するおそれがある。

太陽光パネルの寿命は約20～30年で、使用済太陽光パネルの排出量は2030年代後半以降に顕著に増加すると予想され、ピーク時には年間約50万トンに上ると推計されている。現行法では使用済太陽光パネルのリサイクルを義務付けていないため、再資源化を着実に進めなければ、最終処分量の大幅な増加につながることになり、適正処理及び再資源化のための体制整備は急務である。

本県議会は、以前から、国に対し、太陽光パネルの適正処理及び再資源化のための制度を構築するよう求めているが、現行のリサイクル関連法制の枠組と費用負担の仕組みが整合せず、いまだ制度構築に至っていない。国が再生可能エネルギーの導入を推進してきたことに鑑み、太陽光パネルの適正処理及び再資源化についても、国が責任を持って進めるべきである。

よって、国においては、コスト低減に向けた技術開発を促進し、費用負担の仕組みや回収処理ルートの整備など、必要な制度構築を早急に行うよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月19日

埼玉県議会議長

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
経済産業大臣
環境大臣
内閣官房長官
経済財政政策担当大臣

様

原案可決

福祉分野の公定価格における不公正な地域格差の早急な解消を求める意見書

質の高い保育の提供や、社会のセーフティネットである児童養護施設や保護施設などの運営は、安定的に行われる必要があるが、そのためには、担い手である福祉人材の確保と、給与や運営費の原資となる公定価格を適切な水準に設定することが極めて重要である。

公定価格は、国家公務員の地域手当に準拠した市区町村ごとの地域区分が設けられているが、東京都と隣接する県内市との間では、生活圏の一体性や経済活動の強い結びつきがあるにもかかわらず、実際の経済的状況や地域情勢を適切に反映していない不公正なものとなっている。

このような状況において、令和6年的人事院勧告では、地域をまたぐ異動の円滑化等に資するため、地域手当は都道府県単位を基本とすることとされた。東京都特別区は最も高い20%の水準が維持される一方で、県内の市町村の約3分の2は引き下げられ、東京都との隣接市においても、格差の拡大や支給割合の逆転が生じることとなる。

この点については、令和6年12月に、保育の公定価格の地域区分は令和7年4月からの見直しは行わず、引き続き見直し方法について丁寧な議論を進めていくとされたが、児童入所施設措置費や保護施設事務費などは、一部経過措置はあるものの令和7年4月1日から適用される方針は維持された。

よって、国においては、下記の措置を講ずるよう強く求める。

記

1 保育等の公定価格については、令和6年人事院勧告における国家公務員の地域手当の級地区分及び支給割合をそのまま適用せず、地域の実情を十分に反映し、現在の水準を超える設定とすること。設定に当たっては、地方自治体と丁寧に議論するとともに、その意見を反映させること。

2 都内自治体との格差及び地域の実情からの乖離を是正するため、住民の都内就業率が高い地域については、就業先における地域区分及び支給割合との均衡や居住地の平均所得、不動産公示価格など、他の客観的な指標も考慮して地域区分を設定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月19日

埼玉県議会議長

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣
内閣官房長官
こども政策担当大臣
経済財政政策担当大臣

様

原案可決

ロボット産業への重点的な投資促進を求める意見書

我が国は現在、少子高齢化に伴う労働人口の減少、社会インフラの老朽化といった課題に直面し、さらに、感染症の世界的大流行やカーボンニュートラルへの対応、地政学的リスクによるエネルギー・食糧問題など、新たな課題も顕在化している。

このような状況下において、ロボット産業での先端技術の開発は、様々な課題を解決し、持続可能な社会を築くため、今後更に重要性を増すと考えられる。本県でも、社会課題の解決に資するロボット分野の開発を支援し、県内中小企業などがロボット産業に参入するための拠点として、令和9年度中の開所を目指して「SAITAMAロボティクスセンター（仮称）」を整備しているところである。

我が国は、これまで、高品質の優れた産業用ロボットを多数生み出してきたが、近年は市場変化への対応が十分ではなく国際市場で苦戦している。例えば、我が国は産業用ロボット市場では約7割のシェアを誇るが、近年はシェアが低下しており、今後大きな市場規模と成長が見込まれるサービスロボット市場においては、米欧中に後れを取っている。また、現下AIロボティクス開発が米中で進む中で、ロボティクス領域全体におけるハード・ソフト両面での技術革新や、人材エコシステム形成で出遅れた結果、既存の産業用ロボット領域における産業競争力も喪失するおそれが指摘されている。

さらに、令和7年11月に閣議決定された「『強い経済』を実現する総合経済対策」には、AIロボティクスの戦略策定への言及はあるが、他の分野においては課題解決手段として活用が記載されているにとどまる。

よって、国においては、ロボット産業振興のため、先端技術の開発を集中的に支援し、技術革新の基礎である人材開発を強化するとともに、研究開発税制を拡充するなど、ロボット産業への重点的な投資促進を行うよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月19日

埼玉県議会議長

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
文部科学大臣
経済産業大臣
内閣官房長官
経済財政政策担当大臣

様

原案可決

議第64号議案

災害級の事故発生時における被災自治体の財政的負担軽減を求める意見書

令和7年1月28日に埼玉県八潮市内の県道で発生した陥没事故では、発生から10か月以上経った現在も、現場周辺の住民の生活や事業者の事業活動への影響が継続している。

事故発生後、2月11日には、災害救助法を1月29日に遡って適用する決定がなされたが、被災自治体が実施する事故対応には、災害救助法の対象とならないものが存在することが明らかとなった。

災害救助法は、昭和21年の南海地震を契機に、発災後の応急期における救助を目的として制定された。近年、インフラ等の老朽化を背景として災害級の事故が発生する危険性が全国的に高まっていることを踏まえると、事故発生時に被災自治体が継続的に安心して対応できる新たな法的枠組みが求められる。

よって、国においては、被災自治体による迅速かつ柔軟な対応を実現するため、災害救助法の対象とならない取組についても被災自治体が躊躇なく行えるよう、被災自治体の財政的負担を軽減する新たな仕組みを導入することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月19日

埼玉県議会議長

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
国土交通大臣
内閣官房長官
防災担当大臣
経済財政政策担当大臣

様

原案可決

条例で定めることができる罰金刑の上限の見直しを求める意見書

現在の地方分権社会において、地方公共団体は、それぞれが抱える様々な課題に対して、地方自らの判断と責任において、実情に即した実効性ある対応を行うことが求められている。

課題解決の方策の一つとして、地方自治法では、地方公共団体は法令の範囲内で条例を制定することができ、また、実効性を確保するための措置として、条例中に2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金等を科する旨の規定を設けることができるとしている。

このうち罰金刑が、実効性担保の手段としての機能を果たすためには、その額が、地域の実情や違反行為の性質・態様に適合しており、かつ刑罰としての重みを有していることが求められる。法律においては、例えば法人企業に対し、罰金額を大幅に引き上げ、5億円、1億円等と規定するものがある一方で、条例で定められる罰金刑の上限は、平成3年に100万円と改められて以降、見直しは行われていない。

結果として、地方公共団体が実効性担保の手段として選択できる罰金刑の上限が十分でないために、違反行為により得られる多額の利益に比して罰金の額が過少となるなど、現在の上限額では十分な抑止効果が確保できない可能性がある。

よって、国においては、地方自治法の改正を行い、条例で定めることができる罰金刑の上限を見直すよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月19日

埼玉県議会議長

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣

様

原案可決

米の検査規格の見直しを求める意見書

近年、地球温暖化による夏季の記録的な高温が、米作に大きな影響を与えており、水稻は、出穂後に昼夜高温が続くと、米に白色不透明な部分がある白未熟粒が発生しやすくなると言われている。

昭和26年に始まった農産物検査制度は、本来、病害虫等の被害がない安全で良質な食品を国内に流通させ、公正・円滑な取引や品質改善を促進すること等を目的としている。受検は任意であるが、全国的に大量の取引を行うものは、規格取引の根拠として検査を受けるのが一般的であり、米の場合は生産量の約7割が検査を受けている。検査基準である農産物規格規程には、米（水稻うるち玄米）の品位規格について、1等から3等までの各等級が定められている。検査の際、白未熟粒が多くなると、食味は良好なのに下位等級に格付けされてしまう。

制度開始当時と比較すると気候変動による温暖化が進み、等級に影響を与える白未熟粒の割合が増加しやすい環境となっており、高温耐性品種の開発や導入が各地で行われているが、消費者の既存銘柄への需要などから、急な作付け転換など対応可能な範囲にも限界がある。このような状況の中、米の等級は、出荷契約米概算金単価の基となり農業者の収入に影響するため、安定経営の観点からも、食味に変わりがないとされる白未熟粒の取扱いの見直しが必要である。

よって、国においては、米の検査規格について、現在の気候変動による米作への影響に鑑みた基準に見直すよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月19日

埼玉県議会議長

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
農林水産大臣
内閣官房長官
規制改革担当大臣

様

原案可決

議第67号議案

議員派遣について

令和7年12月19日

次のとおり議員を派遣する。

高校生と県議会議員との意見交換会

- 1 目的 高校生に県政や県議会への関心を高めてもらうこと
- 2 派遣場所 埼玉県
- 3 派遣時期 1月
- 4 派遣議員 14人以内

原案可決

議第68号議案

議員派遣について

令和7年12月19日

次のとおり議員を派遣する。

全国都道府県議会議長会「男女共同参画委員会」

- 1 目的 全国都道府県議会議長会「男女共同参画委員会」への出席
- 2 派遣場所 東京都
- 3 派遣時期 12月
- 4 派遣議員 63番 岡田静佳 議員

原案可決

請願の審査結果

令和7年12月定例会請願審査結果一覧表

(単位 件)

委員会名	継続分	新規分	合計	審査結果								摘要
				採択	趣旨採択	執行部への送付 (要)	不採択	継続審査	返戻	審議未了	合計	
議会運営企画		3	3				3				3	
財政		1	1				1				1	
総務県民生活環境		1	1				1				1	
農林		2	2				2				2	
福祉保健医療												
産業労働企業												
県土都市整備文教												
警察危機管理防災												
合計		7	7				7				7	

総務県民生活委員会（新規分）

議請番号	件名	請願者	審査結果
3	教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育をもとめる私学助成についての請願	埼玉私学助成をすすめる会 代表 宮野 恭子 ほか 19,658 人	不採択
5	国に対し「消費税率を5%以下に引き下げる意見書」の提出を求める請願書	消費税の廃止を求める埼玉連絡会 代表幹事 岩瀬 晃司 ほか 580 人	不採択
7	「日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書」を決議し政府に提出することを求める請願	原水爆禁止埼玉県協議会 理事長 伊藤 稔 ほか 42,752 人	不採択

福祉保健医療委員会（新規分）

議請番号	件名	請願者	審査結果
6	『おおぞら号』の存続を求める請願書	埼玉県生活と健康を守る会連合会 会長 笹井 敏子	不採択

産業労働企業委員会（新規分）

議請番号	件名	請願者	審査結果
4	家族従業者の人権を守るために所得税法第56条の廃止を求める請願	埼玉県商工団体連合会婦人部協議会 会長 五十嵐 美恵子 ほか 156 団体 3,232 人	不採択

文教委員会（新規分）

議請番号	件名	請願者	審査結果
1	2025年度 ゆきとどいた教育をすすめるための請願	ゆきとどいた教育をすすめる教育埼玉署名実行委員会 代表 小野 知二 ほか 26,602 人	不採択
2	特別支援学校がセンター的機能を發揮し、様々な教育の場が連続的に機能するインクルーシブな教育環境を実現するための埼玉県への要望および国への働きかけについて	埼玉県の特別支援学校の「教室不足」を考える会 会長 白井 道代	不採択

陳情受付状況

番号	受付年月日	件 名	陳情者の住所及び氏名
19	7.10.23	介護報酬および障害福祉サービス等報酬の臨時改定にむけて国への意見書採択を求める陳情	埼玉県大里郡寄居町寄居1238-4 全国福祉保育労働組合埼玉県本部 執行委員長 小寺 直人
20	7.10.23	保育等の公定価格の見直しにむけて国への意見書採択を求める陳情	埼玉県大里郡寄居町寄居1238-4 全国福祉保育労働組合埼玉県本部 執行委員長 小寺 直人
21	7.11. 4	国民の主食である米の価格を統制することを求める意見書の提出に関する陳情書	愛知県安城市百石町2丁目17の6 社会の歪を鋭く追及 政策提言する世直し集団 「一輪のバラの会」 代表 加藤 克助
22	7.11.17	脳神経関連権保護の条例制定についての陳情書	愛媛県松山市古三津2-16-3 406号室 新しい犯罪から日本を守る会 代表 村上 仁
23	7.11.21	臓器移植に関わる不正な臓器取引や移植目的の渡航等を防止し、国民が知らずに犯罪に巻き込まれることを防ぐための環境整備等を求める意見書提出の陳情	東京都新宿区西新宿3-3-13 西新宿水間ビル6階 一般社団法人 中国における臓器移植を考える会 代表 丸山 治章
24	7.11.28	特別支援学校の学校・教育不足の抜本的解消をはじめ、障害児教育充実のための施策について	埼玉県さいたま市浦和区高砂3-12-24 埼玉県の特別支援学校の「教室不足」を考える会 会長 白井 道代
25	7.12. 1	フォッサマグナを埋めている秩父山地と秩父盆地の成因、滝谷洞や多くの地殻変動を元に複合世界遺産にする方策をとってほしい	埼玉県秩父市日野田町2-4-31 秩父プレジオミュージアム 館長 内藤 定芳

閉会中における特定事件一覧表

(令和7年12月定例会)

(議会運営委員会) <ol style="list-style-type: none"> 2月定例会会期予定について 2月定例会の質疑質問について 議会に関する条例、規則に関することについて 特別委員会の設置及び変更に関することについて 委員の選任及び所属変更に関することについて 執行機関の附属機関等の委員の推薦について 報道機関の取材に関することについて その他議会運営に関するについて 	(環境農林委員会) <ol style="list-style-type: none"> 環境保全対策の推進について 廃棄物対策について 自然の保護及び緑化対策について 地球環境の保全の推進について 農林水産業の振興について 農林水産物の価格安定及び流通機構の整備について 農林水産物の品質及び安全性の確保について 農林災害対策について 農村の生活環境の整備について 農林水産業関係団体の指導について 試験研究機関の整備について 	(県土都市整備委員会) <ol style="list-style-type: none"> 道路事業の推進について 河川事業の推進について ダム及び砂防事業の推進について 公共用地の取得及び管理について 建設工事の管理について 都市計画行政の推進について 公園の整備及び管理について 土地取引の適正化について 建築行政の推進について 住宅行政の推進について 營繕事業の実施状況について さいたま新都心の整備について 下水道の整備及び管理について
(企画財政委員会) <ol style="list-style-type: none"> 県行政の総合的企画及び調整について 歳入の確保について 行政改革の総合的な推進について 行政組織及び定数管理について 情報化の推進について 地方分権の推進について 市町村行財政の充実について 地域の総合的な整備の推進について 土地及び水政策の総合的な推進について 交通政策の推進について 公金の出納・保管状況について 	(福祉保健医療委員会) <ol style="list-style-type: none"> 社会福祉施設の整備拡充について 社会保障制度の充実について 児童福祉の推進について 高齢者福祉の推進について 障害者福祉の推進について 健康の保持・増進体制の充実について 疾病の予防・治療対策の推進について 地域医療体制の整備拡充について 環境衛生・食品衛生の推進について 医薬品などの安全対策の推進について 	(文教委員会) <ol style="list-style-type: none"> 義務教育の充実について 高等学校教育の充実について 特別支援教育の充実について 生涯学習の推進について 学校保健教育・体育の充実について 文化の振興と文化財の保護について 人権を尊重する教育の推進について 国際理解教育の推進について 情報教育の推進について 環境教育の推進について
(総務県民生活委員会) <ol style="list-style-type: none"> 職員の待遇改善について 情報公開制度の施行状況について 政治倫理について 私学の振興について 県税に関することについて 県有財産の管理状況について 入札・契約制度について 県営競技事業の施行状況について 広聴広報について NPO活動及びコミュニティ活動の推進について 人権施策の推進について 男女共同参画の推進について 県民文化の推進について 国際交流の推進について 青少年対策について スポーツの振興について 消費生活の安定・向上について 交通安全対策について 防犯のまちづくりの推進について 	(産業労働企業委員会) <ol style="list-style-type: none"> 労働条件の向上及び労働福祉施策の充実について 労使関係の安定確立対策について 職業能力開発体制の整備拡充について 雇用対策の推進について 商工業の振興について 中小企業金融対策について 産地産業の振興について 観光資源の利用促進について 商工関係団体の指導について 試験研究機関の整備について 科学技術の振興について 工業用水道事業の実施状況について 水道用水供給事業の実施状況について 地域整備事業の実施状況について 	(警察危機管理防災委員会) <ol style="list-style-type: none"> 警察行政の総合的企画及び調整について 警察官定員の増加と待遇改善について 警察施設の整備と管理運営について 生活安全活動体制の充実について 地域活動体制の充実について 刑事警察の強化について 交通安全施設の整備及び交通指導取締りについて 消防及び防災の強化について 危機管理の強化について

閉会中の委員会活動

[目 次]

頁

〔視 察〕

議会運営委委員会	52
常任委員会	
企画財政	53
総務県民生活	55
環境農林	56
福祉保健医療	58
産業労働企業	59
県土都市整備	61
文教	62
警察危機管理防災	64
特別委員会	
決算	65
図書室委員会	67
〔議事堂内委員会〕	
決算	68

〔視 察〕

議会運営委員会

1 調査日 令和7年10月20日(月)～21日(火)

2 調査先

- (1) 山梨県議会（甲府市）
- (2) 山梨県立富士山世界遺産センター（山梨県富士河口湖町）

3 調査の概要

- (1) 山梨県議会
(議会運営について)
[調査目的]

■ 本県の課題

- 県民に開かれた議会づくりの推進や議会の政策立案機能の強化について、拡充を行う必要がある。

■ 視察先の概要と特色

- 山梨県議会では県民に開かれた議会に向けた取組として、平成30年度から本会議場において県内高校生を対象にした模擬議会「高校生議会」を開催している。

- 政策条例案及び政策提言案の作成等に関する協議を行う「政策案作成等委員会」を設置し、政策条例及び政策提言の検討を行っている。

[調査内容]

■ 聞き取り事項

- 高校生議会は、過去3年で県内の公立・私立合わせて40の高等学校と10の特別支援学校の全ての学校から1名ずつ参加していただいた。参加した高校においては、全校集会や学年集会で提言内容

や感想を発表するといったフィードバックを実施している。

- 平成26年から「政策立案特別検討会議」(全議員・常設)を設置し、政策条例及び政策提言の項目について決定後、「政策立案調整会議」において、個別に「政策案作成等委員会」を設置して、政策条例の策定に向けた協議・調整や政策提言の検討を行っている。



山梨県議会にて

■ 質疑応答

- Q 生徒による各提言は、分野が重ならないように事前に打合せ等を行っているのか。また、生徒が提言を作成するに当たり、教員はどのように関わっているのか。

- A 提言に偏りがないよう、第一希望から第三希望までの分野を生徒に出している。また、提言の作成については、基本的に生徒だけで行うよう依頼している。

- Q 生徒は学校でフィードバックを行うことだが、議会側ではこの提言に対するフィードバックを行っているのか。

- A 統一したルールを決めた対応は行っていない。

- Q 授業時間の確保や参加した生徒とそうでない生徒との公平性の観点から、特に意識して対応していることはあるのか。

- A 高校生議会の開催時期を7月終わりから8月始めとすることにより、生徒の夏休み期間に合わせる対応を行っている。

- Q 18歳の投票率への影響を与えると認識しているのか。

- A 高校生議会の実施による直接的な投票率への影響は不明だが、直近の参議院議員選挙では山梨県内の高校生の投票率が非常に上がっているので、高校生議会の成果はあったのではないかと考えている。

- Q 議会側からの政策提言を受けて、執行部側の回答・対応状況についてはいかがか。

A 議員が代表質問・一般質問の項目の中に政策提言を入れた際には、執行部側も提言を踏まえた答弁を行っている。政策提言は条例と違い、実施に強制力があるものではないが、執行部側も実施できる内容の政策提言となるように努めている。

Q 政策提言を年度末に行うと、予算措置への反映が最短で再来年度になってしまうと思うが、議会側が政策提言を行う時期について、執行部とどのような議論があるのか。

A 提言内容によっては、年度途中に実施できる施策もある。一律に提言の時期を定めているわけではない。

(2) 山梨県立富士山世界遺産センター (来館者増加に向けた取組について)

[調査目的]

■ 本県の課題

○ 特別委員会で審査された事項について、現場ではどのように取組へ反映されているか、確認する必要がある。

■ 観察先の概要と特色

○ 山梨県では、世界遺産である富士山を訪れる多くの訪問者に対して、富士山の顕著な普遍的価値に関する情報発信や、保存管理の中心的な役割を担う「山梨県立富士山世界遺産センター」を新設し、平成28年6月22日にオープンさせた。

○ 山梨県議会では、指定管理施設の管理業務や経理状況、県が出資している法人の経営状況について調査する「指定管理施設・出資法人調査特別委員会」を設置し、同センターにおいても、来館者数の増加に向けた取組等に関して審査が行われた。

[調査内容]

■ 聞き取り事項

○ 同センターの位置付けは、世界遺産「富士山」の保存管理と活用のための拠点と、「富士山」の調査研究に携わる他施設との情報の交換、集約、蓄積を行い、発信していく施設としている。

○ 小学生から高校生までの林間学校や修学旅行といった教育旅行に対して、より身近に富士山を感じてもらうための教育プログラムを複数用意し、積極的に児童・生徒の受入れを行っている。現在の指定管理者は、施設利用者の利用料金（観覧料）を全て無料としており、学校からは、バス代等価格高騰の中で負担を減らせられると好評である。

○ 新型コロナウイルス感染症の影響で減少した来館者数を回復させるため、楽しむこと以外にも学ぶことを目的とした旅行者の獲得を目指している。こうした教育施設としての機能強化を行った結果、来館者数は回復してきている。

■ 質疑応答

Q 職員の体制について、県職員及び指定管理者のスタッフの人数等はどうなっているのか。

A 県職員21人、指定管理者の常駐スタッフ約30人の体制である。県職員は土日祝日休みの週休二日制だが、研究成果の発表を休日に行うため、調査研究担当の職員が休日に出勤する場合がある。また、指定管理者のスタッフは複数の部門を経験してマルチ化を進めており、シフトの安定化と急な来館者数の増加にも対応できる体制を取っている。

Q 利用料金を無料にしたことによる利点について、どのように考えているのか。

A 無料化の利点として、昨今の価格高騰の中で全ての利用者が分け隔てなく施設を利用でき、富士山に等しく触れられる環境を構築できていると考えている。なお、施設の維持保全に関しては、売店・カフェ等における収益を原資として対応している部分もある。

Q 来館者のリピート率について、どのような認識か。

A 教育旅行に関して、過去に利用歴のある学校が再度利用してもらうことが多く、既に来年度の予約が複数校から寄せられている。また、当センターでは教育旅行の児童・生徒が来館者数の肝となっており、来館した児童・生徒から良い印象を得られるよう、県や指定管理者が連携して配慮している。

Q 外国語への対応はどのように行っているのか。

A 指定管理者には、英語、中国語、スペイン語を話せるスタッフが在籍している。展示物に関しては、英語、中国語、韓国語にも対応している。

企画財政委員会

1 調査日 令和7年11月12日(水)～13日(木)

2 調査先

- (1) 群馬大学次世代モビリティ社会実装研究センター
(前橋市)
- (2) 八ッ場ダム (群馬県長野原町)

3 調査の概要

- (1) 群馬大学次世代モビリティ社会実装研究センター
(交通政策の推進について)

[調査目的]

■ 本県の課題

○ 人口減少や高齢化が進む中、地域交通の維持・確保を図るために、次世代の交通手段を整備する必要がある。

■ 観察先の概要と特色

○ 群馬大学次世代モビリティ社会実装研究センターは、次世代モビリティに係る多数の関連企業と共同・受託研究契約を締結しているほか、全国での自動運転実証実験の展開や、自治体や関連企業と連携して自動運転や遠隔制御運転など最先端技術の社会実装化を進めている。

○ 同センターは、完全自律型自動運転とスローモビリティの社会実装研究を目的に、同大学の附属

機関として平成28年に設置された。

- 現在は四つのプロジェクトを掲げており、自動運転だけでなく、低速電動バスやN N C モビリティなど、地域課題の解決に資する研究を進めている。
- 約6,000m²の専用試験路を有しているほか、群馬県内市町村だけでなく、東京都や神奈川県でも実証事業を行ってきた。

[調査内容]

■ 聞き取り事項

- 同センターのミッションは三つあり、一つ目が、実際の研究開発、二つ目が、それを社会実装するためのまちづくりや社会問題への対応、三つ目が、いろいろな方にお越しいただいたり、講演会を開くなど、技術交流の場を提供するというものである。
- 自動運転プロジェクトでは、運送業界の2024年問題を受け、安中市の運送会社と共同で、構内での完全自動運転、レベル4の実証事業を行っている。まだ幾つか課題はあるが、倉庫からトラックへの荷物の積込みの際、フォークリフトの作業者がボタンを押すとトラックが次の倉庫まで自動で動く仕組みを構築している。
- スローモビリティプロジェクトでは、同大学理工学部が開発した時速20km以下の低速電動バスを利用し、地域実装に向けた仕組み作りなどを研究している。当該車両は、全国20か所・50台程度納車されている。その中で最も規模が大きいのは、東京都豊島区のIKE BUS（イケバス）であり、10台が運行している。

■ 質疑応答

- Q 自動運転に関する法整備は進んでおり、レベル4の実験も可能だが、日本では余り実験が進んでいない。進めていくには、行政等はどのような後押しをしていくべきか。
- A 予算的にもだが、実験のために様々な許可を得なければならない。しかし、それは、安全にきちんと配慮した国という捉え方もできる。街の環境や道路事情も違う。いろいろなハードルや障壁があるのではないかと思う。
- Q 自動運転を必要としているのは過疎地だが、電波や山道など課題があるという話であった。そのような課題はどのようにクリアしていくのか。
- A 過疎地では、国の試験研究は行えてビジネスとしては難しい。日本は、過疎地や高齢化という観点から導入しようとするが、そこが外国と大きく違う。しかし、地方での移動手段の確保は必要なので、スローモビリティのような人が介在する形もあると考えており、自動運転だけが次世代モビリティではないと考えている。

(2) 八ッ場ダム

(渴水対策の取組について)

[調査目的]

■ 本県の課題

- 本県の水資源は、利根川・荒川の二大河川を中心としているが、気候変動による少雨や降雪量の減少のため、水不足が懸念されており、渴水への対策は急務である。

■ 観察先の概要と特色

- 八ッ場ダムは、利根川流域の中で最大の洪水調節容量を誇る洪水調整等を目的とした多目的ダムである。同ダムの整備により利根川上流ダム群の非洪水期利水容量が約2割増加するなど、渴水対策としての効果も大きい。
- 洪水調整や首都圏を含む利根川下流部への水道等の供給を目的として、令和2年4月から運用を開始している。
- 本年夏の少雨のため、同ダムの貯水率は著しく低下しており、ダム完成以来最も低い水位を記録した。
- 國土交通省では、利根川上流9ダムの貯水率低下を受け、本年9月に利根川水系渴水対策連絡協議会幹事会を臨時開催している。

[調査内容]

■ 聞き取り事項

- 八ッ場ダムは、昭和22年、利根川が加須市で決壊したカスリーン台風をきっかけに事業が始まった。もし、今の加須市付近で決壊した場合、浸水面積は約530km²、浸水区域内人口約230万人、死者数は約2,600人と試算している。
- 徳川幕府が利根川を東遷したことにより、埼玉平野は大穀倉地帯となつた一方、洪水被害が発生すると、非常に大きなものになってしまうという反面の要素を持っている。
- この夏の渴水については、平成24年の渴水とほぼ同様の状況だったが取水制限を回避できた。八ッ場ダムがなければ今年も取水制限の可能性があった。

■ 質疑応答

- Q 気候変動によって渴水など今後更に厳しくなると思われるが、将来を見据えてどのような利水の措置ができるのか。
- A 本来は、利根川の上流にもう少し利水用のダムがあれば、より安定的な水供給ができると考えている。下流部では北千葉導水において流況の調整を行っているほか、霞ヶ浦導水事業も進めており、これらにより東京都や埼玉県へ、より一層安定的に水供給ができるので、まずはそちらを完成させたいと考えている。その上で、地球温暖化による少雨傾向に対応するため、更なる対策を行う場合は、各都県と相談しながら、治水の安全度を高める方策について、いろいろな施策を講じてきたい。
- Q 観光の観点でどれくらい人が増えたのか。また、

どのような取組を行っているのか。

A 年間約400万人が訪れる草津温泉から、車で30分ほどのため、その約1割が八ッ場ダムに来ている。ダム周辺地域の活性化のため、定期的に水源地域ビジョンを開催するほか、埼玉県とは上下流交流として、建設時から小学生が長野原町を訪れている。

Q 八ッ場ダムならではのスマート化、AIなどの取組はあるのか。

A 日本一の29段連続サイフォン式放流管が付いている。ダム湖は、湖面から湖底で約20度の水温差があるため、上下流の温度を計測し、極力環境に負荷をかけないように温度を調節して放流している。また、ダム堤体内の異常の発見、状況の報告ができるようにするために、ダム堤体内にWi-Fiの整備を進めている。



八ッ場ダムにて

総務県民生活委員会

1 調査日 令和7年11月12日(水)～13日(木)

2 調査先

- (1) 青少年育成プラザMiacis (韮崎市)
- (2) 日本航空高等学校 山梨(甲斐市)

3 調査の概要

- (1) 青少年育成プラザMiacis
(子どもの居場所づくりについて)

[調査目的]

■ 本県の課題

○ こどもを取り巻く課題が複雑化する中で、誰一人取り残されず夢や希望を持って健やかに成長できるよう、学校や家庭以外で安心して過ごせる居場所の整備が必要である。

■ 視察先の概要と特色

○ 同施設は、中高生にとって、地域の中の「ヨリドコロ」であり、中高生それぞれの「進化の起点」となることを目指し、日々の関わりを通して中高生に向けたあらゆるきっかけを提供している。

○ 施設名の「Miacis」とは、約6,500万年前に生息し、多様な進化を遂げた動物である。中高生も自分の選択次第で何者にも進化し得る可能性を持つ存在と考え、同施設が運営されている。

○ 「親でもない、学校の先生でもない第3の大人」として、20代のスタッフを常時配置することで、いつでも進路や学校の悩みなどの相談ができる体制が構築されている。また、施設内での交流にとどまらず、時には施設を飛び出した屋外イベントを開催するなど、中高生に向けた様々な活動の場を提供している。

[調査内容]

■ 聞き取り事項

○ 同施設は、地方の人口減少対策として、韮崎市のcomeback支援事業の一環で実施されている。中高生の自己満足度と地元満足度を高め、地域貢献意欲を促進し、市へのUターンを促すことを一つの目的としている。また、「韮崎市子どもの権利に関する条例」に基づく子どもの居場所づくりを行うことで、子どもの権利保障の役割も担っている。

○ 開設当初から、中高生のやりたいことを地域の大人として全力で応援しようという思いを大事にしている。「情熱・興味・能力」を意味する「スパーク」を中高生と一緒に探し、見つけたスパークを基に、中高生の可能性を拡大し続ける取組を行っている。

○ 地域おこし協力隊を活用しており、職員が3年で交代するたびに、施設の新たなコンセプトを策定している。開設当初は、「あなたはなにに進化する?」を掲げ、中高生の進化の起点となることを重視していた。現在は、「らしさ、無制限。」を掲げ、家族・学校・地域という居場所と、それぞれの居場所における多様な関わり方の組合せをゲームのテトリスに例え、中高生の可能性を拡大し続けるきっかけ作りを続けている。

■ 質疑応答

Q 中高生からの相談に対し、行政との連携等を含めた対応フローはどのように定めているのか。

A 特に深刻な内容の相談に関しては、市の担当部局に報告し、追加の対応が必要と判断されたものは、更に専門機関や市の専門部局等につなぐ仕組みを構築している。

Q 多くの中高生の利用者がいる中、利用者間でのトラブルなどはないのか。

A トラブルはない。なお、開設当初は他校の生徒との関わりが少なかったため、スタッフが間に入って、中高生同士をつなぐ役割を果たしたり、学校に関係なく、中高生が混ざって参加できるイベント企画に取り組んできた。中高生の間で一定の関係性が生まれたことが、利用者間でのトラブル

ル防止にもつながっていると考えている。

(2) 日本航空高等学校 山梨

(私学の振興について)

[調査目的]

■ 本県の課題

- 私立学校の教育の質を高め、建学の精神に基づく特色ある学校づくりを進めるための取組を継続的に支援する必要がある。

■ 視察先の概要と特色

- 同校は、日本で唯一の航空科を有する私立高校である。航空業界への進路を中心に据えた専門教育と多様な進学支援を組み合わせた教育を行っている。
- 「長所伸展」を柱とし、それぞれの生徒の得意分野を大きく伸ばすことを目標としている。併設校である日本航空大学校と連携した高大一貫教育のほか、大学進学、就職、留学等多くの選択肢が用意されており、生徒が安心して勉学やスポーツ活動に励むことができる環境が整備されている。
- 運動系、文化系共に部活動が盛んであり、野球、サッカー等の多くのクラブが全国大会に出場し、好成績を収めている。また、「雄飛学塾」と呼ばれる校内学習塾では、夜間授業に加え、教員をメンターとして配置することで、生徒の個別学習にも対応している。

[調査内容]

■ 聞き取り事項

- 同校の教育方針は、「自由と規律」「共感共創」「長所伸展」「国際教育」で構成される。同校最大の特色である航空教育では、安全第一が最優先とされる。命を預かる職業を目指す生徒に対し、安全第一で命を守るという意識を基盤とした教育を行っている。
- 「進学」「航空」「スポーツ」「芸術」の各分野において、中高6年間は、生徒がやりたいことに全力かつ本気で挑戦する時間と位置付けている。生徒たちが、今後の社会で様々な場面で対応できるよう、ホスピタリティを重視するなど、教職員全員が「テーマパークのような学校」を目指している。
- 一般の4年制大学へ進学する生徒も一定数いるが、併設校に進学させることを主目的とした進路指導を行っている。一般の大学や就職等の幅広い進路を提供しつつ、航空業界の深刻な人材不足を伝え、スポーツや芸術コースの生徒も航空業界を目指せるよう、必ず併設校の見学を勧めており、生徒にとって航空業界が身近な存在となっている。

■ 質疑応答

- Q 公立・私立にかかわらず、専門教科の教員の確保が課題となっている。貴校では、より専門性の高い教員が求められると思うが、どのような状況なのか。

A 教員の確保は大きな課題であり、特に専門科目である航空業界では、専門知識を持つ人材が必要となる。企業と連携して、出向者を受け入れたり、企業での授業を行ってもらうこともある。卒業生が、就職後に一定の知識を得てから教員として戻ってくる場合もある。

Q 各コースの専門性が高いため、選択したコースが合わなくなる生徒も出てくると思うが、どのように対応しているのか。

A 航空科では、当初パイロットを志望していても、メカニックなど他分野へ移行したいという場合もある。そのため、1年目は、全員が航空業界全般の基礎を学んだ上で、2年目で進路の方向性を定め、専門的な学習を開始するが、最終的な進路決定は3年目に行い、それが選択した併設校の専門学科へと進学している。



日本航空高等学校 山梨にて

環境農林委員会

1 調査日 令和7年11月18日(火)～19日(水)

2 調査先

- (1) 株式会社山翠舎（長野市）
- (2) 富士見町役場（長野県富士見町）

3 調査の概要

- (1) 株式会社山翠舎

(サーキュラーエコノミーの実現について)

[調査目的]

■ 本県の課題

- 循環型社会実現のため、「作る、使う、捨てる」というリニアエコノミーから脱却し、廃棄物を出さないことを前提に製品などを設計し、利用や再利用を繰り返すとともに、リサイクルなどで資源を循環させて最大限活用するサーキュラーエコノミーへの転換が必要である。

■ 視察先の概要と特色

- 同社は、古民家が取り壊され、廃棄される現状を「もったいない、活用したい」という思いから、

古民家から得られる上質で入手ルーツが明確な古い木材を「古木」と名付けて商標を取得し、古民家解体から商業施設内装の設計、施工まで手掛けている。

- 「モノ」「コト」「トキ」の三つを循環させ、付加価値を高めることで、循環型経済で最も重要な「利益」を生み出す仕組みを作っている。これにより、古民家の所有者よし、利用者よし、事業者よし、社会よしの「全方位よし」のシステムで環境への負荷も軽減させ、自然の循環による持続可能性も見出している。

[調査内容]

■ 聞き取り事項

- 古民家の解体が進んでしまうのは、古民家の所有者が自ら投資、運営することが大変なためである。同社が古民家を借り、投資家と事業者をマッチングさせるプラットフォームとなることで、うまく古民家そのものを活用させている。
- 今後の展開として、首都圏などで活用されていない施設の活用や建物を新築をする際の素材の一部に、古木を活用する古築という取組を進めており、CO₂削減効果もあるため有効と考えている。
- 時間を価値に変える考え方から、背景にあるストーリーが明確な古木は、価値がこれからどんどん高まっていくと感じている。そのような古木を活用することは、スクラップアンドビルドで、壊してまた新しいものを作るよりも地球にやさしく、経済を回していくと考えられる。

■ 質疑応答

- Q 事業に対し、いろいろと柔軟に取り組んでいると感じたが、立ち位置はどうなっていると考えているか。
A 今までの事例では、古民家等の所有者から依頼を受けて施工することが多かった。一方で、事業をドライブさせていくためには、主体的に取り組むことが必要と考えており、山翠舎が投資家や事業をする人を結び付けることで、結果的に工事を当社で受注するようなビジネスモデルを考えている。
- Q 古民家を活用する際に、相続の問題で活用が進まないようなことはあるのか。ある場合、そういう部分には踏み込むのか。
A 実際にトラブルになっていた事案もあったが、そこを解決しないと次のステージに進めない、逃げていては空き家のままになってしまうと考えている。そこで、適切な土業の方に相談するなどアレンジしながら解決を図るようにしている。

(2) 富士見町役場

(企業と連携したほ場整備について)

[調査目的]

■ 本県の課題

- 農地の細分化や都市化、担い手不足などから農

地面積が減少を続ける中、農地の有効利用や生産性の向上を図るため、意欲ある担い手への農地の集積・集約化やほ場整備などの生産基盤の整備が必要である。

■ 観察先の概要と特色

- 同町では、地域の高齢化が進み、荒廃農地が増加していた。そこで、農地を集積・集約化するため、狭小だった水田の区画を拡大するとともに、汎用化に向けた暗きよ排水の整備に合わせて用排水路及び農道を整備し、生産コストの低減、高収益作物の導入を可能とした。
- 基盤整備後、周年型の大型ハウスを設置することで、年間約600トンのトマトの生産が可能となった。また、地区内の農地の7割を新たな農業生産法人に集積することで、高収益作物の栽培面積は整備前の約2倍に増大し、農業生産額が増加した。
- 町内に工場があるカゴメ株式会社と連携し、農業・工業・観光が一体となった体験型「野菜のテーマパーク」構想を実現した。

[調査内容]

■ 聞き取り事項

- 基盤整備は地元の集落に大きな負担を与えることになるため、様々な調整を町主導で行い、地元の役員などの負担軽減を図った。
- 土地改良事業では、地元集落に負担金が生じることになるが、事業着手時にちょうど農地中間管理機構を通じて、担い手への農地集積が始まる時期でもあった。そこで、同機構からの集積協力金及び国の農業経営高度化促進事業の補助金を充当する形で、地元負担金をゼロとした。
- 事業を実施した効果として、カゴメ野菜生活ファームと、八ヶ岳みらい菜園で多くの雇用が創出されている。また、町の主要な観光施設として、カゴメ野菜生活ファーム等に多くの観光客が訪れることで、町の活性化に大きく貢献している。そのほか、農業体験のイベントやワークショップの実施による食育推進や、荒廃農地がなくなることによる農村景観の保全にもつながっている。

■ 質疑応答

- Q カゴメ野菜生活ファーム構想では、カゴメ株式会社から遊休農地の有効活用の相談があったとのことだが、当初の富士見町と同社のつながりはどうだったのか。
A 工場ができる当時から、周囲の耕作放棄地が増えている状況で、工場長がどうにかしたいという話を町にしたところからスタートしている。そこから同社の本社が動き、地域貢献が主体というような形で構想が進んでいった。
- Q 農業者の高齢化が進む中で、このような取組を始めてから新規の若い農業者が富士見町に来るなど効果はあったのか。

A 町では新規就農ということで、県内外の就農相談への参加や法人の誘致等を進めている。町の大きな農業法人から独立するような新規就農者も出てきている。



富士見町カゴメ野菜生活ファームにて

福祉保健医療委員会

1 調査日 令和7年11月18日(火)～19日(水)

2 調査先

- (1) 静岡県立静岡がんセンター（静岡県長泉町）
- (2) 町田市役所・子どもセンターばあん（町田市）

3 調査の概要

- (1) 静岡県立静岡がんセンター
(AYA世代のがん患者に対するサポートについて)
[調査目的]

■ 本県の課題

- AYA世代のがん患者等が、希望を持ってがん治療等に取り組める支援体制の構築が重要な課題である。

■ 視察先の概要と特色

- 同センターでは、平成27年に全国に先駆け、AYA世代のがん患者を集める「AYA世代病棟」を整備した。この世代の多くののがんは希少がんであり、個々の希少がんについては絶対数が少ないため実態の把握が難しく、最適で効果の高い優れた治療方針が十分に確立していると言える状況ではない。そのため、この世代に必要な医療ニーズを拾い上げるために、AYA世代のがん患者と同じ病棟に集めて入院治療を行っている。

- AYA世代は、就学、就職、出産、子育てなどの様々なライフイベントに直面していることが多く、多様な悩みを抱え不安を生じやすい状態にある。そのため、医師だけでなく、心理社会的なサポートの専門職であるチャイルドライフスペシャリスト(CLS)などの多職種チームでサポートを行っている。

[調査内容]

■ 聞き取り事項

- AYA世代に多い疾患を考慮し、小児科と整形外科を中心としたAYA世代病棟を整備した。これにより、医療の近代化で進む臓器別の専門職とは異なる視点から、年齢やニーズに応じた患者集約を実現し、多職種連携による最適な治療やケアを提供できる体制を目指している。
- AYA世代は、人生の重要なイベントが短期間に集中する時期であり、適切な情報提供が不可欠である。患者からの相談では、「自分の将来のこと」、「生き方・死に方」、「仕事・学業」等に関する内容が、相談したかったができない割合が高いことが分かり、世代独特のニーズをしっかりと拾い上げて支援していくことが重要であると認識している。
- AYA世代の診療は、一つの施設では完結できるものではないため、情報共有やネットワーク構築が重要である。静岡県との取組として、がん診療連携協議会に「小児・AYA世代がん部会」を設置し、第4次静岡県がん対策推進計画にAYA支援・診療に関する項目を盛り込むなど、県の小児がん拠点病院や県内の医療機関との連携を進めている。
- AYA世代の医療は、個別性の高い医療ニーズへの対応、多様性の尊重、晚期合併症を減らす医療、社会復帰支援など、医療全体のヒントにもなると考えている。

■ 質疑応答

- Q 今後、都道府県に求める支援はどのようなものか。
A 個人的な要望として「子育て世代のがん患者」への支援を充実させてほしい。具体的には、親ががんになった際に、就労から外れているという理由で保育園にこどもを預けられなくなることがある。保育園を必要とする人が預けられない現状について制度を見直してほしい。また、治療に当たり自分の財産をどんどん削って参加しなければならないため、急性期患者への補助についても検討してほしい。
- Q C L S の役割や具体的に行っていることは何か。
A 患者が治療を「ただ言わされたとおりに受けるだけ」になってしまふことがないように、遊びや会話を通して自分のペースで病気や治療のことを理解し、向き合えるように支援している。また、AYA世代の患者にとって大事な学習の時間や同じ仲間との交流の場としてAYAルームを提供するなど良質な療養環境を整備している。特に、子育て世代の患者（親）への支援に力を入れており、その家族らしい時間を過ごせるように、家族全体で支えられる体制を育む支援も行っている。

(2) 町田市役所・子どもセンターばあん

(こどもの社会参画促進や居場所の確保について)

[調査目的]

■ 本県の課題

- こども・若者が誰一人取り残されず、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現が課題である。

■ 視察先の概要と特色

- 同市は、こども自らがつくった「町田市子ども憲章」をこどもの参画の原点とし、若者が市長と語る会、市の事業評価に高校生評価人が参加する取組など、他自治体に先駆けてこどもの参画に向けた取組を行っている。また、若者の意見の聴取、反映にとどまらず、若者がやりたいことを自らの力で実現できるよう、事業PRや補助金の交付、仲間づくりなどを市が後押しする「まちだ若者大作戦」を実施している。
- こどもの居場所づくりとして、大型の児童館「子どもセンター」を市内5か所整備した。同センターには、利用するこどもたちが館内のルールやイベントを検討する「子ども委員会」があり、そこで「参画」の基礎も学んでいる。

[調査内容]

■ 聞き取り事項

- 若者の参画を後押しする「まちだ若者大作戦」では、若者自身が募集要項や審査基準を策定し、実行委員が審査を行うなど、若者の主体性を重視している。野外音楽フェスなど、令和5年度と6年度の2年間で合計18件の提案が実現している。この事業は、市だけでなく地域の大人や企業の支援も得て、市民全体が参加する事業へと発展している。
- 居場所づくりとして、0歳から18歳までが利用できる市直営の大型の児童館「子どもセンター」と、小型の児童館「子どもクラブ」を屋内拠点として整備している。また、公園を活用した「冒険遊び場」や、全市立小学校で展開する「放課後子ども教室」を提供している。特徴としては、施設の設計段階からこどもの意見を取り入れ、子どもセンターにおいては、開館時間も夜9時までとして部活動終了の中高生にも利用しやすい居場所づくりを行っている。
- 同市が児童館でこどもの参画を推進する理由は、児童館というこどもが自由に過ごすことができる居場所の中で、こどもが館の運営や地域に参画する経験を積み重ねてきた経過があり、また直営であるがゆえに行政と直接的なつながりを持ち、行政職員もこどもも相互に関係性を育むことができたからである。
- 子どもセンターは、悩みに寄り添いありのままを受け入れる関係性の構築、興味関心の把握とその思いが発信されたときの迅速な実現、そして地

域への発信を大切にしている。また、そこに関わる職員が、行政との連携、地域住民の理解や企業等の応援を得られるような後押しをしていくことが重要であると考えている。

■ 質疑応答

- Q 子ども委員会の運営は、具体的にどのように行っているのか。

A 子ども委員会は常設で月2回活動している。例えば、冬祭り、バスケットボール大会などイベントの企画や、欲しいおもちゃやマンガは何かなどテーマを決めて、話し合いを行う。小学校低学年のかどもには最初は難しいが、連想ゲームからアイデアを出す工夫等をしている。町田市の特徴は、中高生が子どもセンターに通い、子ども委員会にも参加することである。中高生が下の世代を引っ張り、自ら意見を発信することで、小さいこどもたちも憧れて参加するという好循環が生まれている。また、近隣小中学校や地域住民が出席する子どもセンター運営委員会にも子どもの代表として、子ども委員会の中高生が出席している。

- Q こどもまんなか社会を実現するための人材育成について、何か行っているのか。

A 児童厚生員向けに、こどもたちとの向き合い方に関する研修を毎年実施している。「子どもにやさしいまちづくり」を全庁的に推進するため、新入職員研修や部長職向けの研修も実施している。



子どもセンターばあんにて

産業労働企業委員会

- 1 調査日 令和7年11月19日(水)～20日(木)

2 調査先

- (1) 東京都水道局研修・開発センター（東京都世田谷区）
- (2) シャトー・メルシャン 勝沼ワイナリー（甲州市）

3 調査の概要

- (1) 東京都水道局研修・開発センター
(水道事業における人材育成・技術開発について)
[調査目的]

■ 本県の課題

- 水道インフラの老朽化や自然災害への対応が求められる中、安心・安全な水を安定的に供給するため、技術者育成や技術革新への対応が必要である。

■ 観察先の概要と特色

- 東京都水道局は研修・開発センターを設立し、安全でおいしい水を安定的に供給し続けるため、研修部門と開発部門が連携し、技術の継承と職員の能力向上や多様なニーズに的確に対応するための研究開発に取り組んでいる。
- 同センターは、水道専用の研修と研究・開発を行う国内最大規模の施設であり、各種設備を有する庁舎のほか、体験型の研修を通じ実践的な技術を身に付けることができる研修フィールド、現場ニーズを踏まえた水道技術の開発を行う開発フィールドを有している。
- また、水道事業を取り巻く環境の変化に対応するため、アンケートなどを踏まえた人材育成の取組を実施するとともに、企業、大学の発想や最新技術を活用した技術開発を推進している。

[調査内容]

■ 聞き取り事項

- 同センターは、平成17年4月に開設され、今年で20年を迎える国内最大規模の水道研修施設である。
- 研修部門と開発部門のコラボレーションが大きな特徴であり、開発の成果を研修に活用し、受講生の声を開発部門にフィードバックするなど、双方向連携によるシナジー効果を創出している。
- 研修においては、VR等のデジタル技術、政策連携団体である東京水道㈱との共同研修等を通じて、技術継承と現場対応力を強化している。
- 研究開発においては、委託研究・共同研究の手法により、職員研修プログラムや利便性、安全性を高めた製品の開発を行っている。
- 同局は東京水道㈱と連携し、東京水道グループとして一體的な人材育成方針を策定するとともに、研究成果の活用により災害対応力、安全性、セキュリティを総合的に底上げしている。

■ 質疑応答

- Q 東京都水道局が管理する最も太い水管のサイズはどの程度か。
- A 朝霞上井草線の2,700mmの送水管が最大のサイズである。
- Q 今後、首都直下地震が想定される中で、水道局が所管する配水管の耐震継手率の現状と今後の見込みはどうか。
- A 令和6年度の配水管の耐震継手率は52%であり、令和12年度61%を目指に掲げている。
- Q 同センターの組織構成において、年齢層が比較的高い職員が多いが、どのような理由なのか。若手職員を増強していく考えはあるのか。

A 研修や研修開発は単独では実施できず、関係各署と連携して実施していくため、職位の高い者が対応を行っている現状がある。今後は若手職員への世代交代も検討したい。



東京都水道局研修・開発センターにて

- (2) シャトー・メルシャン 勝沼ワイナリー
(地域資源を活用した産業振興の取組について)
[調査目的]

■ 本県の課題

- 本県の魅力向上や地域経済活性化のため、地域資源のブランド力を向上させ、地域特性や特産品を活用した産業振興を行うことが必要である。

■ 観察先の概要と特色

- 山梨県では、ぶどう農家、ワイナリーへの支援を進めるとともに、平成28年に「山梨ワイン産地確立推進計画」を策定し、国内外から更に多くの人を呼び込み、日本を代表するワイン産地ブランドを確立することを目指している。
- 同県は、明治時代からワイン醸造の歴史を持つ日本のワイン発祥の地であり、ワイナリー数、日本ワインの生産量は日本一を誇る。同県産のワインは、国際コンクールで金賞を多く受賞するなど、品質を高く評価されている。
- シャトー・メルシャン 勝沼ワイナリーは、同県を代表する伝統的なワイナリーの一つであり、同県を含む日本産ぶどうの活用と地域との連携を通じて地域経済の活性化に寄与している。また、ワイナリーツアーなど、観光資源としての役割も果たし、地域ブランド力の向上に貢献している。

[調査内容]

■ 聞き取り事項

- 同県では、山梨ワインの代表的品種である「甲州」及び「マスカット・ベリーA」が国際ブドウ・ワイン機構（O I V）に登録され、E Uに輸出する際に品種名を表示することが可能となったことから、その認知度が飛躍的に向上にした。また、地理的表示（G I）についても、ワインに続き日

本酒が指定されたことが「美酒美県やまなし」の地位確立につながっている。

- 「山梨ワイン産地確立推進計画」は今年度が第2期の最終年度であり、第1期と比較して特に消費拡大を目指し、産業振興の観点に加えて観光や6次産業化の視点を取り入れ、部署間の連携による横断的な取組を推進している。
- 同県は、国際コンクール出品の補助を行い、インターナショナル・ワイン・チャレンジ（IWC）では「シャトー・メルシャン 岩出甲州きいろ香キュヴェ・ウエノ 2023」が金賞及びトロフィーを取得するなど、数々の賞を受けている。
- 同ワイナリーでは、多彩な研究による成果を他のワイナリーにも提供し、自社のワイン作りだけでなく産地ブランドや文化の創出を見据え、山梨ワイン及び日本ワインの価値を高めることに寄与している。

■ 質疑応答

Q 行政と業界団体が連携した施策推進を行った経緯はどういうものか。

A ワイン業界においては、供給（農家）と需要（ワイナリー）のミスマッチや意見交換の機会がないという事情があり、構造的な擦り合わせを行う目的で実施に至った。

Q 山梨県の観光消費単価が低いと聞いたが、要因分析と改善策はどうか。

A 東京から近く、日帰りの観光客が多いことが一番の原因と考える。滞在の魅力を高め、食やお酒も楽しんでいただけるようPRしたい。

Q シャトー・メルシャン 勝沼ワイナリーのぶどう選定は、機械化しているのか。

A 人の手で行っている。おいしいワイン作りのためには、おいしいぶどうを作り収穫するという農業の部分が大切であり、収穫の時期は社員を総動員して実施している。

県土都市整備委員会

1 調査日 令和7年11月18日（火）

2 調査先

(1) 国道4号東埼玉道路、越谷野田線交点（北葛飾郡松伏町）

(2) 荒川水循環センター（戸田市）

3 調査の概要

(1) 国道4号東埼玉道路、越谷野田線交点
(道路事業の推進について)

[調査目的]

■ 本県の課題

- 本県では各方面を結ぶ高速道路網の形成が進んでおり、この優れた環境を最大限に生かす道路ネットワークの整備を進める必要がある。

■ 観察先の概要と特色

- 国道4号東埼玉道路の一部が令和7年6月1日に開通した。それに合わせて、本県が整備を進める主要地方道越谷野田線（田島工区）の一部区間も供用を開始した。
- 田島工区は、東埼玉道路の浦和野田線IC（仮称）につながるものであり、この整備により、周辺道路の渋滞緩和だけでなく、防災機能向上や地域経済の活性化などの様々な効果が期待される。

[調査内容]

■ 聞き取り事項

- 現道の国道4号では、冠水による通行止めが過去発生しており、東埼玉道路が整備されると、浸水想定エリアを避けた道路ネットワークとして機能することが期待される。
- 令和7年度に着手した東埼玉道路（専用部）の橋りょう下部工事は、軟弱な地盤に対応する難しい工事となっている。そこで、施工会社の優れた技術力・ノウハウの活用を図る、技術提案評価型S I型という新しい試行制度を利用している。
- この橋りょう下部工事を行っている場所では、インターチェンジを設ける計画であり、アクセス道路として県道蒲生岩槻線（都市計画道路蒲生柿木川戸線）が計画されているため、今回同様、県の事業と連携しながら進めていく。
- 越谷野田線の本工区は、関係者や地域の協力もあり、他の路線に比べ比較的短期間で完成した。特に国道との交差部では、国や施工業者と定期的な工程会議の実施や、共同で現場を確認するなど、課題を共有しながら事業を進めた。
- 本工区の工事では、ICT機械を用いた施工管理を一部で導入した。結果として品質向上とともに、作業効率や安全性が向上した。
- 職員の自走結果であるが、レイクタウン北側交差点から産業団地まで、供用開始後は約4分間の短縮が確認された。産業団地までのアクセス性が向上し、物流の効率化による企業活動の活発化にもつながると考えられる。

■ 質疑応答

Q 国道4号東埼玉道路の整備について、一般道と専用道が並走したり、セパレートとなったりしているのは、何か基準があるのか。

A 専用部で地域が分断されてしまうため、左右から一般部に入れるよう流れを作る意味でセパレートをしている。一方、例えば中川が並走するような場所は、中川で地域が分断されてしまっているため、構造を簡略化し、並走する形の片寄せとしている。

Q 越谷野田線の今後の延伸について、野田橋付近は以前から混雑が激しく、整備された国道とつながると、さらに悪化するのではと懸念があるが、

渋滞対策はどのように考えているのか。

A 野田橋の渋滞が継続していることは認識している。これは野田橋が2車線であることが大きな要因であると考えられる。野田橋は千葉県が整備することになっている。埼玉県側が4車線であるので、千葉県側も4車線の設計をしているが、様々な課題があるようである。引き続き、4車線化については協議を進める。

(2) 荒川水循環センター

(下水汚泥の有効利用について)

[調査目的]

■ 本県の課題

○ 下水道事業においては、下水道資源を有効活用し、持続可能な社会の構築に貢献することが求められている。

■ 観察先の概要と特色

○ 令和6年4月に地方公共団体として全国で初めて、下水汚泥焼却灰を菌体りん酸肥料「荒川クマムシくん1号」として登録をした。

○ 登録されたことにより、肥料会社が荒川クマムシくん1号を原料とした混合肥料を製造することが可能になった。

○ 従来は、発生する汚泥の大半を焼却し、焼却灰をセメント利用等で再資源化していたが、これにより、汚泥処理の多様化を図るとともに、循環型社会形成への貢献を目指している。

[調査内容]

■ 聞き取り事項

○ 下水汚泥は肥料成分のりん酸を多く含有しているため、化学肥料の代替になり得る存在として注目されている。燃焼灰の肥料利用は、薬品を使用する下水からのリン回収方法よりも、安価に利用できるメリットがある。

○ 全ロットで有害成分の分析を実施しており、これまで有害成分の基準超過はない。

○ 肥料会社に供給された荒川クマムシくん1号は、肥料成分や性状が調整され、付加価値の高い複合肥料として販売されるスキームを想定している。

○ 現状は試験販売という形で、基本的には10kg未満の少量を、検討用に業者に販売している。令和6年度には、朝日アグリア(株)が「クマムシくん888」を試験製造し、花き、植栽を対象に試験販売中である。野菜を対象にした販売は、農業技術研究センターにおける栽培試験の終了後を予定している。

○ 県農林部、肥料会社、民間企業と連携し、農業関係者、県民等にPRをしている。メディアを活用したPRとして、テレビ埼玉、J:COMの番組でPRをした。

○ 今後は、成分分析体制を委託から下水道公社における内製化に切り替える。また、本格的な生産

に向か、肥料メーカーから要望が多い、フレコンバック充填設備の整備に向けて検討を進める。さらに、他流域において燃焼灰の登録ができるかモニタリングを進めており、登録が可能であれば展開していく。

■ 質疑応答

Q 燃焼灰を肥料として利用することで、どのくらいの収入が見込まれるのか。

A 肥料は1トン当たり100円と安価であり、収入というよりは処理費用削減の面が大きい。安定的に肥料販売ができると、処理費用として1トン当たり約35,000円かかっているものが削減される。

Q 安定供給体制を構築するための設備の整備に、どのくらい費用がかかるのか。

A 現時点では金額の算定までは行っておらず不明である。現在は、既存設備でどの程度燃焼灰を肥料利用できるのか、試験的に見ている段階である。順調に推移すれば、フレコンバック出荷の設備導入などの費用の検討が、必要になるとを考えている。



荒川水循環センターにて

文教委員会

1 調査日 令和7年11月18日(火)

2 調査先

(1) 栃木県立学悠館高等学校(栃木市)

(2) 小山市立絹義務教育学校(小山市)

3 調査の概要

(1) 栃木県立学悠館高等学校

(多様な学習機会の提供について)

[調査目的]

■ 本県の課題

○ 学校外での活動に力を入れている生徒や学校生活上の困難がある生徒等が、自らの希望や状況に応じて柔軟な学び方を選択できるよう、時間や場所に捉われず学ぶことができる通信制、複数の時間帯の中から学ぶ時間を選択できる定時制の役割が増している。

■ 観察先の概要と特色

- 同校は、定時制課程と通信制課程が併設され、定時制課程は、I部（午前）・II部（午後）・III部（夜間）を選択できる「フレックス・ハイスクール」である。
- 約100科目・360講座の授業から自分の進路に合わせて時間割を作成する単位制であり、3年以上在学し、74単位以上を修得することで卒業できる。
- 通信制課程では、週1回の面接指導（スクーリング）とレポートで学習を進め、そのほかレポート作成支援日、学びの時間、進路講座の三つの取組で、学習を支援している。

[調査内容]

■ 聞き取り事項

- 開校から21年、学びのセーフティネットとして学び直しができる学校、多様な生徒の学習を柔軟に支援する学校として、生徒にとって居心地の良い学校を目指してきた。
- 生徒に最初から選ばれる学校となり、令和7年度定時制課程の出願倍率は、全平均が1.34倍となっている。在籍生徒数は定時制課程、通信制課程ともに500名を超えていている。
- 中学時に不登校を経験した生徒の入学も多いため、担任、養護教諭、相談部担当教員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等のチームで教育相談に対応することで、学校が生徒の居場所として定着するよう支援している。
- 通信制課程では、担任と生徒は「生活と学習の記録」を用いることで、心身や学習の状況を把握し、生徒自身にも自己管理をする大切さを意識付けている。卒業後の進路実績は近年増加傾向にあり、就職に臨める心身の成長が見られている。
- 定時制課程では、自部の授業だけでなく、他部の授業や通信制課程の科目を受講することで、3年間で卒業に必要な単位を修得することも可能である。
- 健康面の不安や、入学後の学習方法の不一致等から、定時制課程と通信制課程で転籍するなど、それぞれの特徴を生かして、多様な生徒に丁寧に向き合う教育を行っている。
- 令和8年4月、同校舎内に県立夜間中学「栃木県立とちぎ学びの夢学園」が開校予定である。現在、個別面談では30名を超える入学希望がある。学習状況、日本語能力によって五つのコースに分かれて学習する。

■ 質疑応答

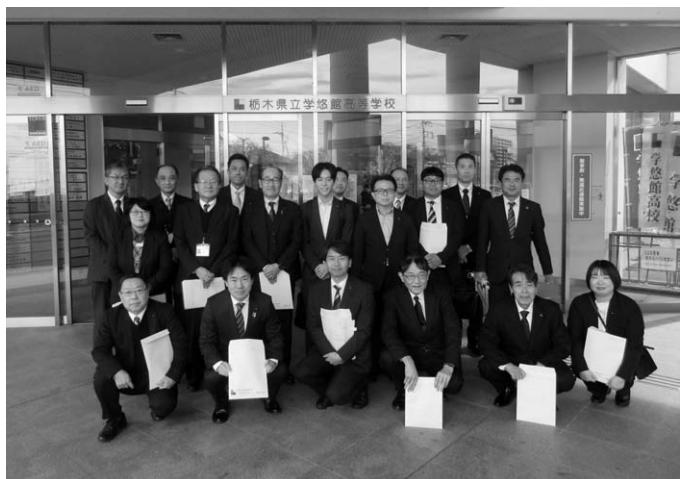
- Q 福祉課題や生活課題を持つ生徒に対応する際、福祉行政、NPO等の支援団体との連携や役割分担はどうなっているか。

A 学校にスクールソーシャルワーカーが配置され、支援が必要だという判断の場合、市の福祉課

等につなげている。スクールカウンセラー1名が県から配置されているが、サポートの充実が必要であるため、PTAと相談しながら学校でも2名雇用している。

- Q 卒業後は、どのような進路先で、どのように活躍しているのか。長く勤めるなど、定着状況はどうか。

A 自ら組み立てる学習方法を選択して本校を希望する生徒も増え、弁護士や学校の先生となった卒業生等も輩出している。社会での自立は本校の課題であるため、来年度から、生徒と企業の双向理解を進め、マッチングを図るような実習を準備している。



栃木県立学悠館高等学校にて

(2) 小山市立絹義務教育学校

(小中一貫教育の取組について)

[調査目的]

■ 本県の課題

- 小学校から中学校へ進学する際の円滑な接続により、9年間の学びと育ちの連続性を重視した教育を行うことで、児童生徒の学習意欲の向上と、いわゆる「中1ギャップ」の解消が求められている。

■ 観察先の概要と特色

- 同校は、平成29年に福良小学校、梁小学校、延島小学校、絹中学校の4校を統合再編し、栃木県初の義務教育学校として開校した。
- 9年間を「基礎・基本期（1～4年生）」「成熟・接続期（5～7年生）」「充実・発展期（8・9年生）」として捉え、学びや育ちをつなぐ教育を展開している。旧福良小校舎を「東校舎」、旧絹中校舎を「西校舎」として改修・整備し、1～4年生が東校舎、5～9年生が西校舎で生活している。
- 地域に根差した伝統的産業「本場結城紬」を題材として、探究的・協働的なふるさと学習を展開している。

[調査内容]

■ 聞き取り事項

- 平成29年の開校に向け、平成26年に小中一貫校推進委員会の設置、アンケート調査、説明会等を経て、平成27年に基本計画を策定、統合が決定された。平成28年には校名が決定し、東校舎と西校舎をつなぐ渡り廊下「シルクロード」が設置された。この渡り廊下は、児童生徒、職員の校舎間の移動と、9年間の教育活動をつなぐ役割を持つ。
- 前期課程が45分、後期課程が50分だった授業日課を、全学年50分にそろえた。前期課程は45分授業と残り5分は準備時間等に活用している。
- スクールバス4台は、片道約2km以上通学距離のある前期課程の児童を対象として運行し、広い通学区域の登下校を支援している。
- 前期・後期の教員の乗り入れを行い、1年生から一部で教科担任制を取り入れている。
- 開校と共にコミュニティ・スクールを導入し、地域と連携した特色のある取組として、全学年で系統的に実施するふるさと学習がある。地域のボランティアと共に学ぶことで、地域の良さを実感することはもちろん、人間関係の広がりにもつながっている。
- 児童生徒への意識調査を定期的に実施しており、開校から5年目で、義務教育学校で良かったと思う児童生徒が全体9割を超えている。最も良かったこととして、1学年から9学年まで共に生活する中で、交流、経験を通じて学べることと回答されている。

■ 質疑応答

- Q スクールバスについて、児童生徒253名のうち利用者は何人なのか。下校時間が学年によって異なることへの配慮はどうか。
- A 前期課程生徒の3分の2程度の100名弱である。帰りはバスが2往復している。
- Q 9年間を3期に分けているが、従来の小中学校の卒業のような切替えはあるのか。
- A 卒業は9年生終了時となるが、6年生は一つの区切りとして、前期課程修了式という名称だが、卒業式と同じ形式で実施している。実質2回の卒業式を実施している。
- Q 小中一貫校ではなく、義務教育学校という校種を選んだ理由は何か。
- A 9年間で区切りがない柔軟なカリキュラム編成が組める点、一人の校長の下で教職員が一体となって連携できる点から、義務教育学校としたという経緯がある。

警察危機管理防災委員会

1 調査日 令和7年11月19日(水)

2 調査先

(1) 道の駅 べに花の郷おけがわ (桶川市)

(2) 川越少年刑務所 (川越市)

3 調査の概要

- (1) 道の駅 べに花の郷おけがわ
(防災拠点の整備について)

[調査目的]

■ 本県の課題

- 激甚化・頻発化する自然災害や首都直下地震に対して、物資の備蓄や応援の受入れなどに活用可能な、地域の防災拠点を整備する必要がある。

■ 観察先の概要と特色

- 同施設は、非常用電源や防災倉庫などを備え、災害時には広域的な防災・復興拠点として活用可能な道の駅として今年3月に開業し、同年5月には県内で唯一の防災道の駅として国土交通省に選定された。
- 圏央道（桶川北本IC）が近く、市の地域防災計画では、災害時の物流拠点・応援部隊の活動拠点としての活用を想定している。また、周辺施設として、県防災航空センターがあり、連携が期待されている。

[調査内容]

■ 聞き取り事項

- 官民連携の事業方式であるD B O方式により、T T Cグループが施設の設計・建設から維持管理・運営を一体で行っている。グループの代表企業である株式会社T T Cは、令和6年3月、市内に道の駅の維持管理・運営のみを目的とした株式会社ベニネクストを設立しており、同社が指定管理者となっている。
- 同施設は、情報発信の場、販路拡大や6次産業化の推進、新たな憩いの場、広域的な防災拠点を整備方針としている。
- 国と一体型の道の駅として整備しており、市の範囲は約1.2ha、国の範囲は約1.7haで構成されている。防災的な視点では、国の整備範囲に防災倉庫、防災トイレ、24時間利用可能なトイレ、道路状況の情報発信モニターがあり、市の整備範囲には、受水槽、かまどベンチがあるほか、災害時、イベントスペースを物資集積スペースとして利用することを想定している。
- 開業後の5月14日に、国土交通省から、防災道の駅として追加選定された。

■ 質疑応答

- Q 防災トイレの維持管理はどのように行っているのか。
- A 日常の清掃などは、協定に基づき、市の指定管理者が行っている。施設の維持・管理は国が行っている。
- Q 事業開始当初から、防災道の駅というコンセプトで始めたのか。
- A 平成24年度に国に要望書を出しているが、その

ときに、防災機能を有する道の駅の整備ということを要望しており、当初からそのようなコンセプトである。具体的に「防災道の駅」への選定を念頭に置いたのは、制度開始後である。

Q いざというときに防災の拠点となる、ということを市民にどのように周知しているのか。

A 防災道の駅は、地域に還元するというより、広域的な防災拠点としての位置付けであるため、桶川市の地域防災計画では、物流拠点という位置付けのみである。市内が被災した際に、道の駅で受け入れた物資を市内の物資集積拠点であるサンアリーナという体育館に送るための施設ということで位置付けている。



道の駅 べに花の郷おけがわにて

(2) 川越少年刑務所

(個々の特性に応じた社会復帰支援について)

[調査目的]

■ 本県の課題

○ 本県の刑法犯認知件数は年々減少傾向にあり、令和6年は約52,000件で、最も多かった平成16年から約72%減少している。その一方で、令和4年における再犯者の割合は49.0%であり、約半数が再犯者という状況にある。

■ 視察先の概要と特色

○ 同所には、主に26歳までの犯罪傾向が進んでいない男子受刑者が収容されており、各々の特性に応じた作業や指導を実施している。

○ 拘禁刑の施行に先立ち、令和4年度から若年受刑者ユニット型処遇などの教育的処遇を実施しており、社会生活に適応する能力の育成に努めている。

[調査内容]

■ 聞き取り事項

○ 刑事施設の中では、比較的規模の大きな5部制の組織であり、法務教官、心理の専門職、医師、看護師等様々な職種の方が一緒に働いている。一般の刑務所は刑務官が中心であり、どうしても刑務官目線となってしまいがちだが、様々な職種の方が

いるため、広い視野に立って物事を考えられる。

○ 若年受刑者ユニット型処遇は、少年法の成年年齢が20歳から18歳に引き下げられたことに伴い、可塑性のある少年・若年受刑者を刑事施設で処遇するに当たり、少年院の矯正教育の知見やノウハウを活用しようというものである。ユニット型という形で小集団編成して手厚い処遇を行うもので、男子受刑者については全国で同所だけで行っている取組である。

○ 対象は26歳未満だが、主に20歳から26歳が対象になっている。一番の特徴は、日課における作業と指導の割合がおおむね半々となっていることである。通常、受刑者はほぼ1日作業を行い、その合間に改善指導等が入ってくる形だが、このユニット型処遇については、午前又は午後に、それぞれ職業訓練又は改善指導等の教育的活動を行うという形で半々で日課が定められている。

○ また、少年院でのノウハウを取り入れるという点では、個別担任が付くことが一番の特徴であり、定期的に面接を行ったり、毎日の日記指導などをしている。

■ 質疑応答

Q 精神疾患のある受刑者の割合はどうか。

A 割合は、12.7%である。そのうち知的障害が4.4%、残りが精神疾患となっているが、そこには睡眠障害なども含まれている。

Q 一度出所した後、また戻ってくるケースはどの程度か。

A 当所を出所した受刑者の2年以内の再入所率は、令和4年に出所した方のうち、満期で出た方の17%、仮釈放で出た方の5.4%が2年以内に受刑者として刑事施設に再入所しており、全体では7.3%となっている。

Q 普通の刑務所のように、戻りたくて戻って来られる方はいるのか。

A 当所の受刑者は比較的若い人が多いので、他の刑務所と比べると少ない。他の刑務所だと高齢の受刑者も多数収容しているため、行き場所がなく、結果として刑務所に戻って来られる方は相当数いる。

決算特別委員会

1 調査日 令和7年10月17日（金）

2 調査先

(1) 吉見浄水場（比企郡吉見町）

(2) 朝霞児童相談所（朝霞市）

3 調査の概要

(1) 吉見浄水場

（吉見浄水場拡張関連整備事業の進捗状況について）

[調査目的]

■ 本県の課題

- 水道用水供給事業の災害時における危機管理体制の充実強化が課題となっている。

■ 観察先の概要と特色

- 吉見浄水場は、県西部地域の危機管理体制の強化、大久保浄水場などの施設更新時における供給能力の維持を目的として、平成17年度から供給を開始し、施設能力は150,000m³である。
- 老朽化した大久保浄水場に施設能力が偏在する現状を見直し、所沢市、狭山市、入間市などの県西部地域の一部を吉見浄水場からの供給区域へと再編することを目的とした「吉見浄水場拡張関連整備事業」を実施している。
- 「吉見浄水場拡張関連整備事業」は3期に分かれており、Ⅰ期（中継ポンプ所増設等）は完了し、現在Ⅱ期（送水管布設工事等）・Ⅲ期（浄水場拡張整備工事等）が進行中である。

[調査内容]

■ 聞き取り事項

- CO₂排出量削減の取組として、平成26年度から太陽光発電設備を管理本館西側用地、浄水池上部の2か所に設置し、発電した電気を全て場内で消費している。令和6年度は127万kWhを発電し、年間約3,000万円の電力料金を削減した。
- 場内にある多くの設備について、法律や維持管理に係る基準に基づき、計画的に修繕や点検委託を実施することで、法定耐用年数を超えて使用を続けることができ、結果として維持管理コストの縮減につながっている。
- 「吉見浄水場拡張関連整備事業」の効果としては、大久保浄水場が仮に停止した場合でも、所沢市、飯能市、狭山市、入間市の4市の受水量の6割（1日当たり約100,000m³）以上を確保し、荒川右岸地域の断水リスクを低減させることを想定している。
- 「吉見浄水場拡張関連整備事業（Ⅱ期）」における送水管布設工事等の進捗状況としては、整備済みが約9.6km（約43.6%）、施工中が約8.4km（約38.2%）となっており、令和11年度までに完了を見込んでいる。

■ 質疑応答

- Q 浄水場の施設について、ストックマネジメントの見直しなどは検討しているのか。
- A 水道施設の整備計画や修繕計画を立てているが、日々の点検結果などを踏まえて、適宜計画の見直しを実施している。
- Q 浄水場拡張関連整備事業により、市町村への県水の卸売単価はどうなるのか。
- A 実際に料金改定を行うかどうかは、工事の進捗状況、決算の状況、物価や金利の動向などを総合的に勘案しながら検討していくことになる。
- Q 八潮市道路陥没事故を受けて、上水道について

も陥没の危険性がないかどうかチェックは行ったのか。

- A 当該事故発生後、上水道についても漏水等が発生していないかどうか直ちに確認を行った。また、水総合管理システムで送水管の圧力などの点検を常に実施している。



吉見浄水場にて

(2) 朝霞児童相談所

(朝霞児童相談所の運営状況について)

[調査目的]

■ 本県の課題

- 児童虐待相談対応件数が年々増加する中、虐待対応の迅速化・適正化が課題となっている。

■ 観察先の概要と特色

- 県で8番目の児童相談所として開設され、所管区域は、川越、所沢児童相談所が令和6年度まで管轄していた朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町の7市町である。
- こどもや保護者の相談・支援のために必要な相談室、心理判定室、心理治療室を設置している。
- 相談所に併設されている一時保護所の定員は30名であり、児童の居室・学習エリアに加えて屋上には屋外運動場を整備している。

[調査内容]

■ 聞き取り事項

- 川越、所沢児童相談所の管轄区域内人口は、それぞれ110万人を超えており、虐待相談対応件数が他所より多い状況であったため、県南西部地域を所管する児童相談所を朝霞市内に整備し、令和7年度の開所に合わせて管轄区域の見直しを行った。その結果、県内全ての児童相談所において、国が示す管轄区域内人口の目安である100万人を下回り、虐待相談対応件数の平準化が図られた。
- 同所整備に要した費用としては、建設費として約24億1,800万円の決算額であり、令和3年度の基本設計から令和7年度の開所までの4か年で整備を行った。

- 児童心理司がこどもたちの心理支援等を行う心理相談担当、心理支援担当や一時保護したこどもたちの日常生活の支援を行う保護担当、虐待通告があった場合に関係機関への調査、家庭訪問による安全確認、保護者からの聞き取りなどを行う虐待・相談指導担当といった総数90名（常勤職員85名、会計年度任用職員5名）の職員が業務に当たっている。
- 県内8か所の児童相談所のうち、一時保護所が併設されている相談所は6か所であるが、同所では小学生以上のことどもたちへの完全個室の割当てを実施している。

■ 質疑応答

- Q 一時保護所の現在の入所状況はどうか。
 A 令和7年10月17日現在で、27名が入所している。
- Q 一時保護の委託について、どのような委託先があるのか。
 A 一時保護の委託先は、児童養護施設や里親である。ただし、障害のあることどもについて、障害の状態により一時保護所の職員では対応ができない場合には、障害児施設に一時保護を委託している。また、精神的な不安定さを示していることどもについて、医療機関への一時保護委託を行うケースもある。

図書室委員会

1 調査日 令和7年11月10日（月）

2 調査先

- (1) 前橋市立図書館（前橋市）
- (2) 群馬県議会図書室（前橋市）

3 調査の概要

(1) 前橋市立図書館 (公立図書館の管理運営状況について)

[調査目的]

■ 本県の課題

- 議員の調査研究に資するように資料を収集活用し管理運営していくに当たり、常に提供サービスの在り方について改善・充実する必要がある。

■ 観察先の概要と特色

- 前橋市立図書館は大正5年からの歴史を持つ中央図書館であり、現在の建物は昭和49年に開館した。
- 多様な学習要望に応えるため、時代のニーズに沿った高度情報化社会に対応した環境の整備に努めている。
- 定期的に企画展を開催するなど、郷土資料の利活用を推進している。

[調査内容]

■ 聞き取り事項

- 前橋市立図書館本館の蔵書数は約330,000冊であるが、市には、本館のほかこども図書館をはじ

め各地区に16か所の分館があり、機能を分担しながら一体的に運営している。また、本館、各分館は「どこでも借りられ、どこへでも返せるネットワーク」で結ばれている。

- コロナ禍における移動制限や三密回避のニーズに応えるため、令和5年3月に電子書籍サービスを導入した。現在では、約11,000点の電子書籍をはじめ、読み放題の雑誌・児童書など計約30,000点を提供しており、来館しなくても利用できるようになっている。

- 現在の本館は開館から51年が経過し老朽化が進んでいるため、中心市街地への移転が決まっている。新本館は図書館、商業施設、オフィスが入る複合施設に設置され、従来の貸出中心から「滞在型」へと大きく方針転換する予定である。管理運営は指定管理ではなく直営とし、現在実施している窓口の業務委託については、効率的な運営を目指し、直営と業務委託の双方で検討していく。

- 地域資料については、前橋に関する地域資料を収集しており、貴重資料室には群馬県指定の重要文化財である「前橋藩主松平大和守家記録」や、前橋市指定重要文化財の「祇園祭礼絵巻」、「酒井家史料」などを所蔵している。これらの資料は前橋市が城下町として発展してきた歴史を後世に伝えることを目的として本館の展示室にて特別展示で公開している。

■ 質疑応答

- Q 指定管理者制度を採用する図書館が多い中で、なぜ直営を選択しているのか。

- A 直営の方が利用者ニーズに対して柔軟に対応でき、専門性を維持できるからである。

- Q 電子書籍サービスを今後どのように展開していくのか。

- A 体験イベントでのPRや英語の授業での活用など教育分野との連携を深めて電子書籍の利用拡大を図っていく。

- Q 目の見えない利用者が電子図書館の存在を知る方法はあるのか。また、そういう利用者は電子書籍を操作できないのではないか。

- A 障害福祉課を通じて障害者手帳等の交付時などに、目の見えない利用者のためのアクセシブルライブラリー（音で操作する電子書籍サービス）のサービス案内をしている。

(2) 群馬県議会図書室

(専門図書館の管理運営状況について)

[調査目的]

■ 本県の課題

- 議員の調査研究に資するように資料を収集活用し管理運営していくに当たり、近県の議会図書室の管理運営状況を観察し、本県の参考とする。

■ 観察先の概要と特色

- 群馬県議会図書室は、地方自治法の規定に基づき議員の調査研究のため昭和23年に設置された。現在の議事堂は平成11年に本庁舎とともに完成し、図書室は1階政策広報課内にある。
- 藏書数は約28,000冊で、議員の利用を妨げない範囲で一般の人も利用することができる。

[調査内容]

■ 聞き取り事項

- 資料の保管については、閉架書庫に移す基準は図書の種類により異なる。定期刊行物は最新版到着後、雑誌は発売後1年で閉架に移している。一般的な図書は近年では新着図書は問題なく配架できているので、閉架に移していない。除籍基準は「群馬県議会図書室運営事務処理要領」で定めており、保存年限が満了したものをリスト化した後、保存年限を適用すべきか個別に判断し除籍・廃棄している。廃棄された紙資料は古紙としてリサイクル処理となる。
- 図書・資料の電子化の状況については、電子書籍は高価なため所蔵していない。議員からの希望もない。定期刊行物の中には紙からCD-R形式に形態を変えて発行されているものがあるが、図書と同様の扱いで管理している。また、議員は議案書や会議資料のデータについては、クラウドで常時閲覧することが可能である。
- 図書は、職員が候補を挙げた中から議会事務局職員で構成される選書会議で選定し毎月購入している。選定図書は「議会図書室からのお知らせ」、メール、ウェブサイト、SNSで周知している。新着図書は1か月間は議員のみ貸し出し可能である。また、「議会図書室からのお知らせ」等には、「図書広報委員のおすすめする一冊」のコーナーがある。これは、平成31年第1回定例会で図書館振興議員連盟が発議した「群馬県民の読書活動の推進に関する条例」の施行を受けて令和元年7月から始まったものである。委員10名が交代で情報発信を担い、県民の読書活動を推進している。
- 議員の利用状況については、年間の延べ利用者は179人となっている。図書室には議員向けに個室が用意されており自由に利用できる。主に新聞記事調査、書籍調査、県議資料調査等のレファレンス利用がある。

■ 質疑応答

- Q 「図書広報委員がおすすめする一冊」のコーナーを委員である議員が分担する頻度はどれくらいか。
- A 委員は年度の最初の委員会で1年間の分担を決め、各々年1回程度担当している。
- Q 図書の電子化は進んでいないとのことだが、資料についてはどうか。
- A 予算が限られているので、紙のもので効率的により多くの資料を購入することを重視している。

Q 議員がクラウドで議会資料を閲覧するシステムは何を使っているのか。

A サイドブックスである。



群馬県議会にて

[議事堂内委員会]

決算特別委員会

1 期 日 令和7年10月24日（金）

2 場 所 議事堂第3委員会室

3 審査事項

第113号議案「令和6年度埼玉県の一般会計及び特別会計決算の認定について」のうち、執行部から総括説明を受けた後、質疑を行った。

また、引き続き、企画財政部（出納、監査事務局を含む）から概要説明を受けた後、質疑を行った。

1 期 日 令和7年10月27日（月）

2 場 所 議事堂第3委員会室

3 審査事項

第113号議案「令和6年度埼玉県の一般会計及び特別会計決算の認定について」のうち、農林部、警察本部から概要説明を受けた後、質疑を行った。

1 期 日 令和7年10月28日（火）

2 場 所 議事堂第3委員会室

3 審査事項

第113号議案「令和6年度埼玉県の一般会計及び特別会計決算の認定について」のうち、総務部（秘書課、人事委員会を含む）及び都市整備部から概要説明を受けた後、質疑を行った。

1 期 日 令和7年10月29日（水）

2 場 所 議事堂第3委員会室

3 審査事項

第113号議案「令和6年度埼玉県の一般会計及び特別会計決算の認定について」のうち、産業労働部（労働委員会を含む）及び教育局から概要説明を受けた後、質疑を行った。

議会日誌

1 期 日 令和7年10月31日(金)

2 場 所 議事堂第3委員会室

3 審査事項

第113号議案「令和6年度埼玉県の一般会計及び特別会計決算の認定について」及び第114号議案「令和6年度埼玉県公営企業会計決算の認定について」のうち、福祉部及び環境部から概要説明を受けた後、質疑を行った。

1 期 日 令和7年11月4日(火)

2 場 所 議事堂第3委員会室

3 審査事項

第113号議案「令和6年度埼玉県の一般会計及び特別会計決算の認定について」のうち、県民生活部及び保健医療部から概要説明を受けた後、質疑を行った。

1 期 日 令和7年11月5日(水)

2 場 所 議事堂第3委員会室

3 審査事項

第114号議案「令和6年度埼玉県公営企業会計決算の認定について」のうち、下水道局から概要説明を受けた後、質疑を行った。

1 期 日 令和7年11月6日(木)

2 場 所 議事堂第3委員会室

3 審査事項

第113号議案「令和6年度埼玉県の一般会計及び特別会計決算の認定について」のうち、県土整備部(取用委員会を含む)及び危機管理防災部から概要説明を受けた後、質疑を行った。

1 期 日 令和7年11月7日(金)

2 場 所 議事堂第3委員会室

3 審査事項

第114号議案「令和6年度埼玉県公営企業会計決算の認定について」のうち、企業局から概要説明を受けた後、質疑を行った。

(本会議・委員会等)

月 日	件 名
10月17日	委員会日帰り視察(決算)
20日 ～21日	委員会県外視察(議会運営)
24日	議事堂内委員会(決算)
27日	議事堂内委員会(決算)
28日	議事堂内委員会(決算)
29日	議事堂内委員会(決算)
31日	議事堂内委員会(決算)
11月4日	議事堂内委員会(決算)
5日	議事堂内委員会(決算)
6日	議事堂内委員会(決算)
7日	議事堂内委員会(決算)
10日	委員会日帰り視察(図書室)
12日 ～13日	委員会県外視察(企画財政) 〃(総務県民生活)
18日	委員会日帰り視察(県土都市整備) 〃(文教)
18日 ～19日	委員会県外視察(環境農林) 〃(福祉保健医療)
19日	委員会日帰り視察(警察危機管理防災)
19日 ～20日	委員会県外視察(産業労働企業)
21日	議会運営委員会
12月1日 ～19日	12月定期例会

(その他)

月 日	件 名	
10月23日	東京都	全国都道府県議会議長会委員会
10月30日	神奈川県	全国都道府県議会議長会定例総会
11月11日	東京都	第25回都道府県議会議員研究交流大会
11月12日	宮城県	13都道府県議会議長会会議
11月12日	オンライン対応	男女共同参画委員会
11月19日	東京都	地すべりがけ崩れ対策都道府県議会協議会総会

請願は私たちの 権利です

請願は、国や県や市町村に私たちの声を反映させるための制度で、憲法上全ての人に保障されている権利です。

県議会議員の紹介があれば、県議会に請願をすることができます。議会開会日までに提出されたものは、その議会で審議し、その後に提出されたものは、次の議会で扱います。

紹介をお願いしようとする議員には、お早めに御相談ください。

詳しくは、埼玉県議会事務局議事課へ
(直通 048-830-6238)

本会議を 傍聴しませんか

本会議は、いつでも、誰でも傍聴することができます。傍聴を希望される方は、議事堂4階の傍聴者受付で傍聴券を受け取り、入場してください。

傍聴席は現在216席あり、うち31席は車椅子の方も傍聴いただけるよう移動式となっています。

また、令和5年12月定例会から、一般の傍聴席とは別室で、お子さま（乳幼児および児童に限る）と一緒にでも気兼ねなく傍聴できる専用スペースが開設されました。

詳しくは、埼玉県議会事務局議事課
(直通 048-830-6238)
又は埼玉県議会ホームページ「傍聴のご案内」へ



「主要会派代表者討論会」を テレビ埼玉で放送しました！

埼玉県議会では、県民の皆さんに県議会や議員を身近に感じていただき、県議会への関心を高めていただくため取り組んでいます。

昨年に引き続き、埼玉県議会主要会派代表者による討論番組をテレビ埼玉で放送しました。

テーマは、「今後どうなる？埼玉県の行財政運営～国の税財源確保策が及ぼす地方自治体への影響について～」。

今年は、ファシリテーターとして埼玉大学経済学部教授の長田健さん、ゲストとして伊奈町出身の元でんぱ組.inc、振付師・アーティストの藤咲彩音さんにご出演いただきました。

放送した番組は、県議会公式YouTubeに公開しています。ぜひご覧ください！



※県議会公式YouTubeはこちらからご覧になれます。→



〈表紙写真〉

「第20回埼玉県議会フォトコンテスト」 入賞作品

タイトル「冬の天の川」

加藤 実さん 撮影

撮影場所 秩父市中津川





埼玉県のマスコット 埼玉県のマスコット
「コバトン」 「さいたまっち」